

玉川村地域防災計画

【計画編】

令和4年3月

玉川村防災会議

目次

第1編 総則

第1章 基本的事項 3

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の位置づけ	3
第3 計画の構成	4
第4 計画の推進及び修正	4
第5 他の法令に基づく計画との関係	4
第6 計画の周知徹底	4
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	5
第1 災害対策の基本理念	5
第2 基本方針	5
第3 発災直前及び発災後の活動目標	8

第2章 村の概況と災害要因の変化..... 11

第1節 村の概況	11
第1 自然的条件	11
第2 社会的条件	12
第2節 村における社会的災害要因の変化	14
第1 高齢化の進行等	14
第2 夜間と昼間時の人口の変化	15
第3 生活様式の変化	15
第4 コミュニティ意識の低下	15

第3章 調査研究推進体制の充実 16

第1節 福島県の地震災害と地震被害想定調査	16
第1 地震発生特性	16
第2 地形と災害の関係等	18
第3 地震被害の想定	19
第2節 調査研究体制の整備	23
第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備	23
第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備	23

第3 自主防災組織等地域における取組	23
--------------------------	----

第4章 防災関係機関及び住民等の責務.....25

第1節 防災関係機関の実施責任	25
第1 村	25
第2 県	25
第3 指定地方行政機関	25
第4 指定公共機関及び指定地方公共機関	25
第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	25
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	26
第1 村及び消防機関	26
第2 県及び警察機関	27
第3 指定地方行政機関	28
第4 自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地）	29
第5 指定公共機関	29
第6 指定地方公共機関	30
第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	31
第3節 住民等の責務	33
第1 住民の責務	33
第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	33

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画.....37

第1節 防災組織の整備・充実	37
第1 村の防災組織	37
第2 自主防災組織	38
第3 応援協力体制の整備	38
第4 業務継続性の確保	40
第2節 防災情報通信網の整備	41
第1 防災行政無線の整備	41
第2 防災情報通信網の活用	41
第3 その他通信網の整備・活用	42
第4 通信手段の周知	43
第5 気象観測体制の整備	43
第3節 災害別予防対策	44

第1	水害予防対策	44
第2	土砂災害予防対策	45
第3	雪害対策	47
第4	凍霜害対策	51
第4節	火災予防対策	54
第1	消防力の強化	54
第2	広域応援的な体制の整備	54
第3	火災予防対策	54
第4	初期消火体制の整備	55
第5	火災拡大要因の除去計画	56
第5節	建造物及び文化財災害予防対策	57
第1	不燃性及び耐震性建築物建設促進対策	57
第2	文化財災害予防対策	57
第6節	緊急輸送体制の整備	58
第1	緊急輸送路等の指定	58
第2	緊急輸送体制の整備	59
第7節	避難対策	60
第1	避難計画の策定	60
第2	避難情報発令の判断・伝達マニュアルの整備	61
第3	指定緊急避難場所・指定避難所の指定等	62
第4	避難路の選定	65
第5	避難地区分けの実施	65
第6	避難場所等の住民等に対する周知	65
第7	学校等施設における避難計画	66
第8	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	67
第9	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	67
第8節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	68
第1	医療（助産）救護体制の整備	68
第2	防疫対策	69
第3	応援医療体制の整備	69
第9節	物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備	70
第1	食料、生活必需品等の調達及び確保	70
第2	飲料水の確保	71
第3	防災倉庫等の整備	71
第10節	防災教育	72
第1	住民に対する防災教育	72
第2	防災上重要な施設における防災教育	73
第3	防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	73

第4	学校教育における防災教育	73
第5	消防学校の防災教育	74
第6	災害教訓の伝承	74
第11節	防災訓練	76
第1	防災訓練の実施	76
第2	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	78
第3	訓練の評価と村防災計画等への反映	78
第12節	自主防災組織の整備	79
第1	自主防災組織の育成指導	79
第2	自主防災組織の編成基準	79
第3	自主防災組織の活動	79
第4	企業防災の促進	81
第5	地区防災計画の作成	81
第13節	要配慮者予防対策	82
第1	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、利用及び提供	82
第2	避難行動要支援者避難支援プラン及び個別避難計画の作成	85
第3	社会福祉施設等における対策	85
第4	在宅者に対する対策	86
第5	外国人に対する防災対策	87
第6	避難所への移送	87
第7	避難所における要配慮者支援	87
第14節	ボランティアとの連携	88
第1	ボランティア活動の意義	88
第2	ボランティア団体等の把握、登録等	88
第3	ボランティアの受入体制の整備	88
第4	ボランティアの種類	89
第15節	危険物施設等災害予防対策	90
第1	安全対策の強化	90
第2	危険物施設災害予防対策	90
第3	火薬類施設災害予防対策	91
第4	高圧ガス施設災害予防対策	91
第5	毒物・劇物施設災害予防対策	92
第16節	災害時相互応援協定の締結	93
第1	自治体間の相互応援協力	93
第2	民間事業者・団体との災害時応援協定	93
第3	応援協定の公表	94
第4	連絡体制の整備	94

第2章	災害応急対策計画	95
第1節	応急活動体制	95
第1	災害応急対策の時系列行動計画	95
第2	村の活動体制（災害対策本部）	96
第3	国・県の現地対策本部との連絡調整	99
第4	災害救助法が適用された場合の体制	99
第2節	職員の動員配備	100
第1	配備基準	100
第2	各配備下における活動要領	101
第3	配備人員	102
第4	動員伝達方法	102
第5	非常参集等	102
第6	職員配備状況の報告と安否確認の実施	103
第7	消防団員の動員	103
第3節	災害情報の収集・伝達	104
第1	気象情報等の収集・伝達	104
第2	被害状況等の収集・報告	112
第4節	通信の確保	121
第1	通信手段の確保	121
第2	通信の運用等	122
第3	情報連絡員による情報伝達等	123
第5節	相互応援協力	124
第1	県と市町村の相互協力	124
第2	国に対する応援要請	125
第3	消防の相互応援	125
第4	民間事業者との災害時応援協定	125
第5	公共的団体等との協力	126
第6	受入れ体制の整備	126
第6節	災害広報	127
第1	村の広報活動	127
第2	市町村間の協力による広報	128
第7節	災害救助法の適用等	129
第1	災害救助法の適用	129
第2	災害救助法の適用基準	130
第3	災害救助法の適用手続き	131
第4	災害救助法による救助等	131
第5	災害対策基本法に基づく従事命令等	132

第8節	救助・救急	133
第1	村（消防本部を含む。）による救助活動	133
第2	自主防災組織、事業所等による救助活動	134
第3	広域的な応援	134
第9節	自衛隊災害派遣	136
第1	災害派遣要請の範囲	136
第2	災害派遣要請の要求	137
第3	災害派遣部隊の受入体制	138
第4	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	138
第5	派遣部隊の撤収	139
第6	経費の負担区分	139
第10節	避難	140
第1	避難情報の発令	140
第2	警戒区域の設定	144
第3	避難の誘導	144
第4	要配慮者等対策	146
第5	広域的な避難対策	147
第6	安否情報の提供等	148
第11節	避難所の設置・運営	149
第1	避難所の設置	149
第2	避難所の運営	151
第3	要配慮者対策	152
第12節	医療（助産）救護	154
第1	医療機関の被害状況等の収集・把握	154
第2	医療（助産）救護活動	154
第3	傷病者等の搬送	155
第4	医薬品等の確保	156
第5	血液製剤の確保	156
第6	人工透析の供給確保	156
第13節	緊急輸送対策	157
第1	緊急輸送の範囲	157
第2	緊急輸送路等の確保	158
第3	輸送手段の確保	159
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	160
第1	災害警備活動	160
第2	交通規制措置	161
第15節	防疫及び保健衛生	164
第1	防疫活動	164

第2	食品衛生監視	165
第3	栄養指導	165
第4	保健指導	166
第5	精神保健活動	166
第6	防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達	166
第7	動物（ペット）救護対策	166
第16節	廃棄物処理対策	167
第1	ごみ処理	167
第2	し尿処理	168
第3	廃棄物処理施設の確保及び復旧	169
第4	応援体制の確保	169
第17節	救援対策	170
第1	給水救援対策	170
第2	食料救援対策	171
第3	生活必需品等救援対策	172
第4	救援物資等の連絡・配送体制	173
第5	義援物資及び義援金の受入れ	173
第18節	被災地の応急対策	174
第1	被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	174
第2	障害物の除去	174
第3	災害相談対策	175
第4	応急金融対策	176
第19節	応急仮設住宅の供与等	177
第1	応急仮設住宅の建設	177
第2	借上住宅等の提供	178
第3	住宅の応急修理	179
第20節	死者の捜索、遺体の処理等	181
第1	全般的な事項	181
第2	死者の捜索	181
第3	遺体の収容及び処理	181
第4	遺体の火葬・埋葬	182
第21節	生活関連施設の応急対策	184
第1	上水道施設等応急対策	184
第2	下水道施設等応急対策	184
第3	その他生活関連施設の応急対策	185
第22節	文教対策	187
第1	児童生徒等保護対策	187
第2	応急教育対策	187

第3	文化財の応急対策	190
第23節	要配慮者対策	191
第1	要配慮者に係る対策	191
第2	社会福祉施設等に係る対策	191
第3	障がい者及び高齢者に係る対策	192
第4	児童に係る対策	192
第5	外国人に係る対策	193
第24節	ボランティアとの連携	194
第1	ボランティア団体等の活動	194
第2	ボランティア団体等の受入れ	194
第3	ボランティア活動保険の加入促進	195
第25節	危険物施設等災害応急対策	196
第1	災害時における緊急措置	196
第2	危険物施設応急対策	196
第3	火薬類施設応急対策	197
第4	高圧ガス施設応急対策	198
第5	毒物劇物施設応急対策	199
第26節	消防活動	201
第1	組織体制	201
第2	消防団の動員	201
第3	消防活動等	203
第27節	水防・土砂災害応急対策	205
第1	水防計画	205
第2	土砂災害応急対策	215
第28節	雪害応急対策	219
第1	防災活動体制	219
第2	応急活動体制の整備	220
第3	地域ぐるみの除排雪	221
第4	避難	221
第3章	災害復旧計画	222
第1節	施設の復旧対策	222
第1	災害復旧事業計画の作成	222
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	223
第3	激甚災害の指定	224
第4	災害復旧事業の実施	225
第2節	被災地の生活安定	226

第1	義援金の配分	226
第2	被災者の生活確保	226
第3	被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給	229
第4	災害弔慰金の支給	231
第5	被災者への融資	231
第6	罹災証明書の交付	232
第7	被災者台帳の作成	233

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画.....237

第1節	防災組織の整備・充実	237
第2節	防災情報通信網の整備	238
第3節	市街地の防災対策	240
第1	建築物防災対策	240
第2	防災上重要な建築物の耐震性確保等	242
第3	防災空間の確保	243
第4	市街地の開発等	244
第4節	上水道及び下水道災害予防対策	245
第1	上水道施設予防対策	245
第2	下水道施設予防対策	245
第5節	道路、橋りょう等災害予防対策	247
第1	村管理の道路及び橋りょう災害予防計画	247
第2	農道・林道及び橋りょう災害予防計画	247
第3	電線共同溝の整備	248
第6節	河川等災害予防対策	249
第1	河川管理災害予防対策	249
第2	ダム施設等災害対策	249
第3	ため池施設災害対策	249
第7節	地盤災害等予防対策	250
第1	土石流災害予防対策	250
第2	地すべり災害予防対策	250
第3	急傾斜地災害予防対策	250
第4	造成地の災害予防対策	251
第5	液状化災害予防対策	251
第6	二次災害予防対策	251

第8節	火災予防対策	253
第9節	積雪・寒冷対策	254
第1	積雪・寒冷対策の推進	254
第2	雪に強いまちづくりの推進	254
第3	寒冷対策の推進	255
第10節	緊急輸送体制の整備	256
第11節	避難対策	257
第12節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	258
第13節	物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備	259
第14節	防災教育	260
第15節	防災訓練	261
第16節	自主防災組織の整備	262
第17節	要配慮者予防対策	263
第18節	ボランティアとの連携	264
第19節	危険物施設等災害予防対策	265
第20節	災害時相互応援協定の締結	266

第2章 災害応急対策計画.....267

第1節	応急活動体制	267
第2節	職員の動員配備	268
第3節	地震災害情報の収集・伝達	269
第4節	通信の確保	273
第5節	相互応援協力	274
第6節	災害広報	275
第7節	消防活動	276
第1	消防本部による消防活動	276
第2	消防団による活動	277
第3	応援要請	277
第8節	災害救助法の適用等	278
第9節	救助・救急	279
第10節	自衛隊災害派遣	280
第11節	避難	281
第12節	避難所の設置・運営	282

第13節	医療（助産）救護	283
第14節	道路の確保（道路障害物除去等）	284
第1	優先開通道路の選定	284
第2	資機材の確保	284
第3	道路開通作業の実施	284
第15節	緊急輸送対策	285
第16節	災害警備活動及び交通規制措置	286
第17節	防疫及び保健衛生	287
第18節	廃棄物処理対策	288
第19節	救援対策	290
第20節	被災地の応急対策	291
第21節	応急仮設住宅の供与等	292
第22節	死者の捜索、遺体の処理等	293
第23節	生活関連施設の応急対策	294
第24節	道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対策	295
第1	道路の応急対策	295
第2	河川管理施設等の応急対策	296
第3	公共建築物等の応急対策	297
第25節	文教対策	298
第26節	要配慮者対策	299
第27節	ボランティアとの連携	300
第28節	危険物施設等災害応急対策	301
第3章	災害復旧計画	302
第1節	施設の復旧対策	302
第2節	被災地の生活安定	303
第4編	事故対策編	
第1章	航空災害対策計画	307
第1節	航空災害予防対策	307
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	307
第2	要配慮者対策	308

第2節	航空災害応急対策	309
第1	災害情報の収集・伝達	309
第2	活動体制の確立	309
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	310
第4	交通規制措置	311
第5	災害広報	311
第3節	航空災害復旧対策	312
第2章 鉄道災害対策計画		313
第1節	鉄道災害予防対策	313
第1	鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実	313
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	313
第3	要配慮者予防対策	314
第2節	鉄道災害応急対策	315
第1	災害情報の収集・伝達	315
第2	活動体制の確立	315
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	316
第4	交通規制措置	316
第5	避難誘導	316
第6	災害広報	316
第3節	鉄道災害復旧対策	317
第3章 道路災害対策計画		318
第1節	道路災害予防対策	318
第1	道路交通の安全のための情報の充実	318
第2	道路施設等の整備	318
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	318
第4	防災知識の普及・啓発	319
第5	要配慮者対策	319
第2節	道路災害応急対策	320
第1	災害情報の収集・伝達	320
第2	活動体制の確立	320
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	321
第4	交通規制措置	321
第5	危険物の流出に対する応急対策	321
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧	321
第7	災害広報	322

第3節	道路災害復旧対策	323
-----	----------	-----

第4章 危険物等災害対策計画.....324

第1節	危険物災害予防対策	324
第1	危険物等の定義	324
第2	危険物等施設の安全性の確保	324
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	325
第4	防災知識の普及・啓発	326
第5	要配慮者予防対策	326
第2節	危険物等災害応急対策	327
第1	災害情報の収集・伝達	327
第2	活動体制の確立	327
第3	災害の拡大防止	328
第4	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	328
第5	交通規制措置	328
第6	危険物の流出に対する応急対策	329
第7	避難	329
第8	災害広報	329
第3節	危険物等災害復旧対策	330

第5章 林野火災対策計画.....331

第1節	林野火災予防対策	331
第1	林野火災の特性	331
第2	林野火災に強い地域づくり	331
第3	林野火災防止のための情報の充実	331
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	331
第5	防災知識の普及・啓発	332
第6	要配慮者予防対策	332
第2節	林野火災応急対策	333
第1	災害情報の収集・伝達	333
第2	活動体制の確立	333
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	334
第4	交通規制措置	335
第5	避難	335
第6	災害広報	335
第7	二次災害の防止	335
第3節	林野火災復旧対策	336

第6章 大規模な火事災害対策計画.....337

第1節 大規模な火事災害予防対策.....	337
第1 災害に強いむらづくりの形成.....	337
第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実.....	338
第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	338
第4 防災知識の普及・啓発.....	339
第6 要配慮者予防対策.....	339
第2節 大規模な火事災害応急対策.....	340
第1 災害情報の収集・伝達.....	340
第2 活動体制の確立.....	340
第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動.....	341
第4 交通規制措置.....	341
第5 避難.....	342
第6 災害広報.....	342
第3節 大規模な火事災害復旧対策.....	343

第7章 原子力災害対策計画.....344

第1節 原子力災害事前対策.....	344
第1 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲.....	344
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	345
第3 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	346
第4 原子力防災に関する知識の普及・啓発.....	346
第5 要配慮者対策.....	347
第2節 原子力災害応急対策.....	348
第1 災害情報の収集・伝達.....	348
第2 活動体制の確立.....	348
第3 緊急時モニタリングへの協力等.....	348
第4 住民等に対する情報の伝達と広報.....	348
第5 避難等への対応.....	349
第3節 原子力災害中長期対策.....	352
第1 緊急事態解除宣言後の対応.....	352
第2 被災地の生活安定.....	352

第1編 総則

第1章 基本的事項

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

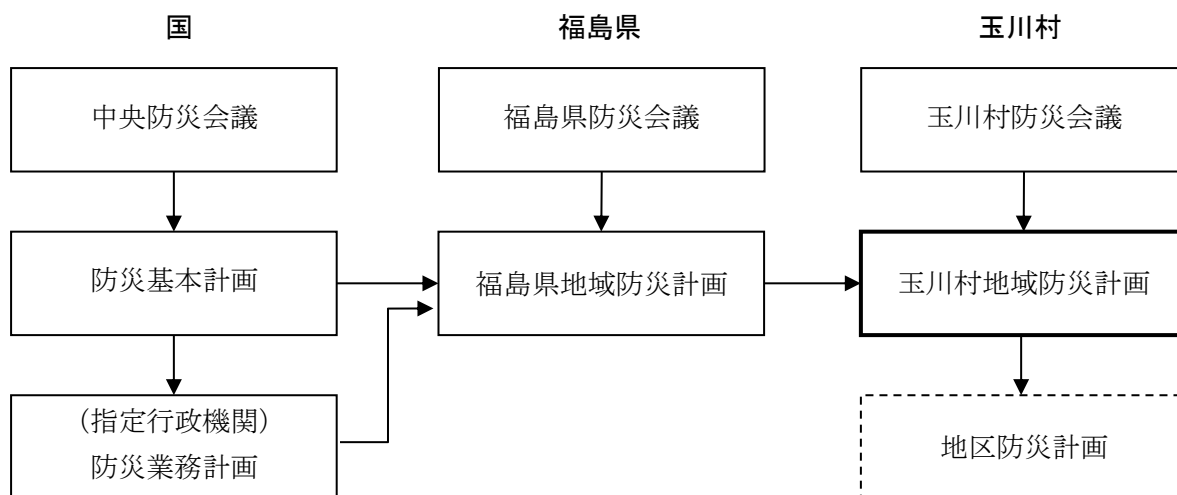
第1 計画の目的

この計画は、村内の災害に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、総合的な対策を定めたものであり、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、玉川村防災会議が作成する玉川村地域防災計画（以下「村防災計画」という。）として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）と連携した村の地域に関する計画である。

村、県、国における防災会議と防災計画の位置づけ



第3 計画の構成

村防災計画は、次の各編で構成する。

編	内 容
総 則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものである。
一般災害対策編	村防災計画の基本となる編として位置づけ、風水害、雪害等の対策における、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画について定める。
震 災 対 策 編	一般災害対策編を基本とし、ここでは、特に震災対策について定める。
事 故 対 策 編	一般災害対策編を基本とし、ここでは、特に航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災及び原子力災害の対策について定める。
資 料 編	各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

なお、地震防災対策の強化に当たっては、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画に定められた実施事業を中心として、緊急度の高いものから優先的に事業及び対策を実施する。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、村防災計画の修正に当たっては、県防災計画を参考として修正する。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、村の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会を捉え、広報の徹底を図る。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体その他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災生活圏の形成

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、災害に強いむらづくりを進める上で、村の地域特性を活かし、生活圏ごとに防災施設・機能の整備を進めるなど、自立的な防災生活圏の形成を図る。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程

度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならない。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」を目指す。

2 広域連携による災害対応力の強化

村の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村との相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速かつ的確な広域相互応援活動の実現に向けては、近隣市町村との応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努める。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定され、発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応をとるためには、村、県、国をはじめとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらに、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

加えて、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方について検討するよう努める。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門にかかわる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、全ての職員がいざというときに、防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災むらづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、

当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないため、防災担当部局のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたむらづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざというときに、どのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。村のそれぞれの機関、各課が所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取決めをしておくことが重要である。

また、村防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止を目指した「防災むらづくり」を実施していくことが重要である。

なお、防災むらづくりは、全ての人にとって快適で安全なむらづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

7 住民運動の展開

いつ、どこでも起こり得る災害から人的・経済的被害を軽減し、住民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、村では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める住民運動を展開するとともに、住民が安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現に向け、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に留意の上、村、住民、事業者、地域活動団体等とともに、信頼関係を築きながら連携・協力し、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進する。

また、安全で安心な社会の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、各種災害におけるハザードマップ等により事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。以下同じ。）や迅速な救助・復旧及び復興体制を構築していく。

8 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

9 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努

めるとともに、「本編 第3章 第1節 福島県の地震災害と地震被害想定調査」に掲げる事項に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の災害応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、警戒避難体制、ボランティアの受入体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

10 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

本計画においては、これらの特殊性を踏まえ、原子力災害発生時における住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入れなど必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定める。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要となる。

また、震災を含め被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに留意する。

一般災害時における発災直前及び発災後の活動目標

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・ 気象情報、警報等の伝達 ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ がれき等の撤去 ・ 環境の回復 ・ 生活の再建
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 村復興計画の推進 ・ 各種機能の回復・強化

震災時における発災直前及び発災後の活動目標

発災後フェーズ		活動目標
直後	即時 対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後 ～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目 ～3日目	緊急時 対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全にかかわる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目 ～1週間	応急 対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間 ～1か月	応急 対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1か月 ～数か月	復旧 対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・環境の回復 ・生活の再建
数か月以降	復興 対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・村復興計画の推進 ・各種機能の回復・強化

第2章 村の概況と災害要因の変化

第1節 村の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本村は、福島県石川郡の西北部に位置し、東は平田村、南は石川町、西は西白河郡矢吹町と岩瀬郡鏡石町、北は須賀川市に接している。

面積は、46.67km²を有し、東西に11.3km、南北に9.2kmの村域となっている。

2 地勢及び地質

本村は、山間地帯と平坦部の半々からなり、東部地区と西部地区に大別される。

東部地区は、阿武隈山系の西斜面に位置し、総体的に起伏が多く、丘陵が波状的につらなる山間地帯である。地質は花崗岩を母体としたもので、母岩の分解による砂壤土が大部分を占める。

西部地区は、東部に比して比較的平坦な地形であり、地質は河川沖積層地帯で地力は高いが、標高が高くなるにつれて、古期又は新潮花崗岩を生成母岩とした砂質壤土が大部分を占める。

3 気象

本村の標高は、最低240m、最高680mであって、その標高差は440mほどあり、阿武隈山系特有の起伏の多い地形にあるため、標高別の気象条件の変異はかなり大きい。

また、気温の年較差及び日較差は比較的大きいが、無霜期間が短く、年によっては早冷が懸念される。

さらに、干ばつによる被害など気象的な制約が多い地域である。

なお、令和2年の平均気温は12.4℃、降水量は915.0mmとなっており、東北地方としては、積雪も少なく比較的温暖である。

近年の降水量、気温、風向・風速

年	降水量(mm)		気温(℃)					風向・風速(m/s)		
	合計	日最大	平均			最高	最低	平均		最大
			日平均	日最高	日最低			風速	風速	
平成27年	1109.5	158.0	12.2	16.9	8.0	35.2	-7.3	3.4	16.8	北西
平成28年	1056.0	104.5]	12.3	17.0	7.9	32.9	-8.0	3.4	16.0	北北西
平成29年	1037.0	84.0	11.4	16.1	7.2	33.6	-8.7	3.4	15.8	南
平成30年	919.5	59.0	12.4	17.4	7.8	34.7	-10.2	3.4	19.3	南
令和元年	1208.0	180.0	12.3	17.1	8.0	34.4	-6.5	3.4	16.5	北北西
令和2年	915.0	48.5	12.4	17.1	8.3	34.6	-7.2	3.4	13.9	北西

(資料：気象庁 気象統計情報 地点一福島県 玉川)

値欄の] は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている場合の値(資料不足値)。

第2 社会的条件

1 沿革

本村は、明治22年市町村制度実施により、川辺・蒜生・小高・中・岩法寺・竜崎の各村が合併して泉村、南須釜・北須釜・吉・山小屋・山新田・四辻新田の各村が合併し、須釜村となった。

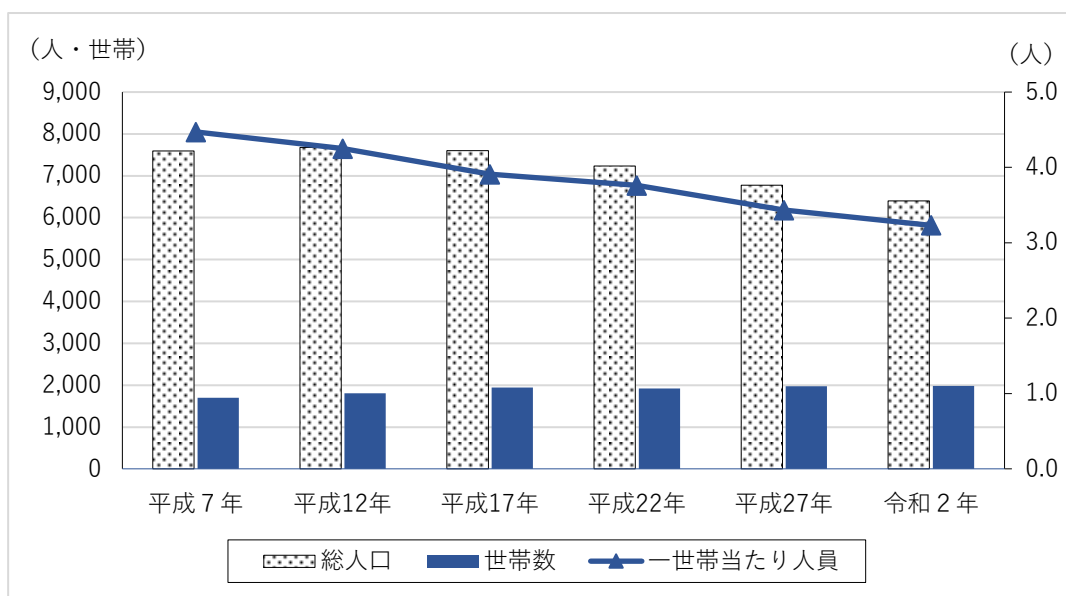
さらに、昭和30年3月に、町村合併促進法に基づき、泉村と須釜村の2村が合併し、現在の「玉川村」が誕生し、今日に至っている。

2 人口

村の国勢調査人口は6,392人で、平成17年以降減少傾向にあり、特に平成22年から27年にかけては454人の減少とこれまでで最も多く減少している。

また、令和2年の世帯数は1,980世帯で、増加傾向で推移している一方、1世帯当たりの人員は年々減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえる。

人口、世帯数の推移



(人・世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	7,593	7,680	7,602	7,231	6,777	6,392
世帯数	1,700	1,806	1,944	1,923	1,974	1,980
一世帯当たり人員	4.47	4.25	3.91	3.76	3.43	3.23

(資料：国勢調査)

3 土地利用

平成30年（1月1日現在）における本村の地目別土地面積を見ると、山林が2,238haと総数（4,667ha）の48.0%を占め、その他、畑が762ha（16.3%）、田が547ha（11.7%）など、山林、農用地が高い比率を占めている。一方で宅地は、234haと全体の5%程度であるが、近年は自然的土地利用が減少し、都市的土地利用が増加する傾向にある。

4 交通

(1) 道路

主要な道路としては、茨城県水戸市から会津若松市を結ぶ国道118号が整備されているほか、あぶくま高原道路が開通し、地域住民の生活道路はもとより、福島県内外からの観光ルート、更には、陸と空の物流拠点をつなぐ路線として機能している。

(2) 鉄道

本村の西側を水郡線が縦貫し、川辺沖、泉郷の2つの駅が設置されており、住民の足として活用されている。

(3) 空港

福島空港は、平成5年3月に滑走路長2,000mの空港として開港し、平成12年には滑走路長2,500mへ拡張され、全面供用を開始した。

現在では、福島県はもとより隣接県まで利用圏域が広がっており、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

第2節 村における社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。これらの点は、本村における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。

したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくものとする。

第1 高齢化の進行等

本村の令和2年10月1日時点の年齢構成比を見ると、年少人口(0～14歳)は12.5%、生産年齢人口(15～64歳)は55.8%、高齢者人口(65歳以上)は31.7%となっている。

高齢者人口の割合は、平成7年以降、全国的な推移と同様に年々上昇しており、今後も高齢化の進行は続くものと予想される。

また、県全体で見ても、都市部への人口集中に伴った農山村部の過疎化と高齢化の進展により、都市部では高齢化比率(65歳以上人口が全人口に占める割合)が20～25%程度であるのに対して、農村部では30～50%となっている。

森林、農用地が多くを占めている本村においては、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっていることに留意する必要がある。

年齢3区分別人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0～14歳)	1,501人 (19.8%)	1,306人 (17.0%)	1,184人 (15.6%)	1,036人 (14.3%)	894人 (13.2%)	795人 (12.5%)
生産年齢人口 (15～64歳)	4,753人 (62.6%)	4,861人 (63.3%)	4,787人 (63.0%)	4,500人 (62.2%)	4,049人 (59.9%)	3,565人 (55.8%)
高齢者人口 (65歳以上)	1,339人 (17.6%)	1,513人 (19.7%)	1,631人 (21.4%)	1,695人 (23.4%)	1,819人 (26.9%)	2,024人 (31.7%)

(資料：国勢調査)

第2 夜間と昼間時の人口の変化

通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大により、昼間時には市街地中心部に人口が集中し、住宅地等の周辺部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるという傾向がある。

本村では大都市圏ほど昼夜間人口格差が大きいものの、部分的にはその格差の大きな地域も存在し、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こり得る。

なお、平成27年の玉川村の昼間人口は6,055人で、総人口より722人少なくなっている。

第3 生活様式の変化

人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっている。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第4 コミュニティ意識の低下

本村においては、他地域と比べて低下の度合は小さいが、徐々にコミュニティ意識の低下の傾向が見られる。

災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

第3章 調査研究推進体制の充実

第1節 福島県の地震災害と地震被害想定調査

第1 地震発生特性

地震は、発生の仕組みから見ると、大きく分けて2つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の2つである。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

(1) 阿武隈山地東縁部

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

(2) 福島盆地西縁部

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

(3) 会津盆地西縁部

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

(4) その他

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。

また、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M=6.0）が発生したといわれている。

さらに、平成23年4月11日に発生した福島県浜通り（M7.0）によって、従来、耐震設計上考慮する活断層と評価していない湯ノ岳断層及び井戸沢断層沿いに正断層型の地震断層が確認されたほか、独立行政法人産業技術総合研究所の調査では、新たに塩ノ平断層の活動が確認されており、これらの断層は、その形態及び連続性から、「地表地震断層」であると考えられている。

2 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生

した場合でも被害を受ける可能性がある。

3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生

(1) 地震、津波の被害

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物やかんがいダム等への被害が生じた。また、長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、歴史上類を見ない大災害となった。

(2) 原子力災害の発生

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は避難指示区域等に指定され、自主避難者を含め16万人以上の住民が避難を余儀なくされた。

東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	マグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱：玉川村、福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港 9.3m以上※、小名浜港 333cm ※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波で更に高くなった可能性がある。
人的被害	死者：4,145名（直接死1,605名、関連死2,315名、死亡届等225名） 行方不明者：1名 重傷者：20名 軽傷者：163名
建物被害	住家全壊：15,435棟 住家床上浸水：1,061棟 住家半壊：82,783棟 住家床下浸水：351棟 住家一部損壊：141,054棟 公共建物被害：1,010棟 その他建物被害：36,882棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706人 消防団員：43,776人

（平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1769報）令和2年10月5日現在）

（資料：福島県地域防災計画）

第2 地形と災害の関係等

1 地形

地形はその形成過程を反映した結果として形成されるものであり、地形が類似している場合、地盤の性質も類似している場合が多い。国土数値情報等で整備されている地形分類は、地盤の成因、形態、構成する地質、形成年代がそれぞれの基準の中において等質となるものをまとめたものであり、地盤の構成と関係が深い。地震動は、地盤の統制により様々な大きさに増幅されるが、この特性と地形との間に一定の相関関係があることがわかっている。

つまり、地域の地形を把握することで地震動の危険度をおおむね予測することが可能である。

地形と災害の関係

地形区分		震害特性		
		振動災害	液状化災害	地盤崩壊等
山地・火山地		<ul style="list-style-type: none"> ・比較的地盤が安定しており、安全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30度以上の急傾斜地風化の進展した地域、表土層が厚く堆積した地域では非常に危険。 ・火山噴出物が厚く堆積した斜面や、火山活動により岩石の変質が進んだ地域で危険性が非常に高い。
丘陵地・台地		<ul style="list-style-type: none"> ・比較的地盤が安定しており、安全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、都市近郊の宅地開発が進み、丘陵の傾斜地、台地の崖付近にも住宅が増加、人工の崖も急増しており、がけ崩れによる被害を生じやすい。
盆地		<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事例より、本地形の端部等において大きな被害が出たとの報告もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川沿い、湖沼付近、地下水位の高い所では危険性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。
低地	扇状地 低地	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に砂礫からなる硬地盤で、比較的安全。 ・末端（扇端）は粒子が細かく砂礫層も薄く、下部に軟弱層があり、危険性は高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水位の高い所や末端部では危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。
	三角州 性低地	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水路沿い等砂質の多い三角州、砂丘の背後、砂堆、砂州の縁辺部の海岸平野では危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性は低い。
	自然堤防 ・砂州	<ul style="list-style-type: none"> ・砂・礫からなり、低地の一般面に比べて安全。 ・軟弱地盤上に粗粒砂が薄く堆積している場合、危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表付近に砂質土が堆積している所は危険。 ・周辺部の地下水位が高い場所は危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。

(資料：福島県地域防災計画)

2 地盤の固有周期分布特性

地震計の振り子を自由に（制御のない状態で）振らせると、ある定まった（地震計に固有な）周期で震動を続ける。このときの周期を固有周期という。固有周期は地震計の特性を表わす重要な定数である。

同様に建物や橋などの構造物もそれぞれ固有周期がある。地震動の周期が構造物の固有周期に近い場合には構造物は大きく揺れる。このような状態を共振という。

地盤の固有周期とは地盤が最も強く揺れる周期で、地盤固有の特性である。地盤が固ければ固有周期が短く、逆に地盤が軟らかければ固有周期が長い。その地盤の上に立つ建物の固有周期と近ければ共振現象により、被害が大きくなる可能性が高い。

通常の木造建物の固有周期は、古いものが0.5～0.6秒程度、新しいものが0.3秒程度である。

非木造建物は階数と比例しており、住宅（2階建）の場合、0.1～0.2秒程度であることから、地盤の固有周期がわかれば、それだけでも被害程度のおおよその見当をつけることが可能である。

本村の地盤の固有周期分布は、目立って長い地盤とはなっておらず、地震動はそれほど大きくないと考えられるものの、阿武隈川流域に係る地域では、若干固有周期が長い（＝地盤が軟らかい）地域が見られる。

固有周期が長い（＝地盤が軟らかい）地域では一般に地震動が大きくなりやすいことから、これらの地域では、被害が大きくなる可能性がある。

第3 地震被害の想定

地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定して事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。このような考え方から、県は、平成7年度から3か年を通じて「地震・津波被害想定調査」を実施したほか、平成18年度から2か年を通じて「福島県津波浸水想定区域図等調査」を実施した。

本村においてもこの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、震災対策を行う。

なお、本村は内陸部に位置しているため、津波による被害は想定されていない。

1 想定地震の設定

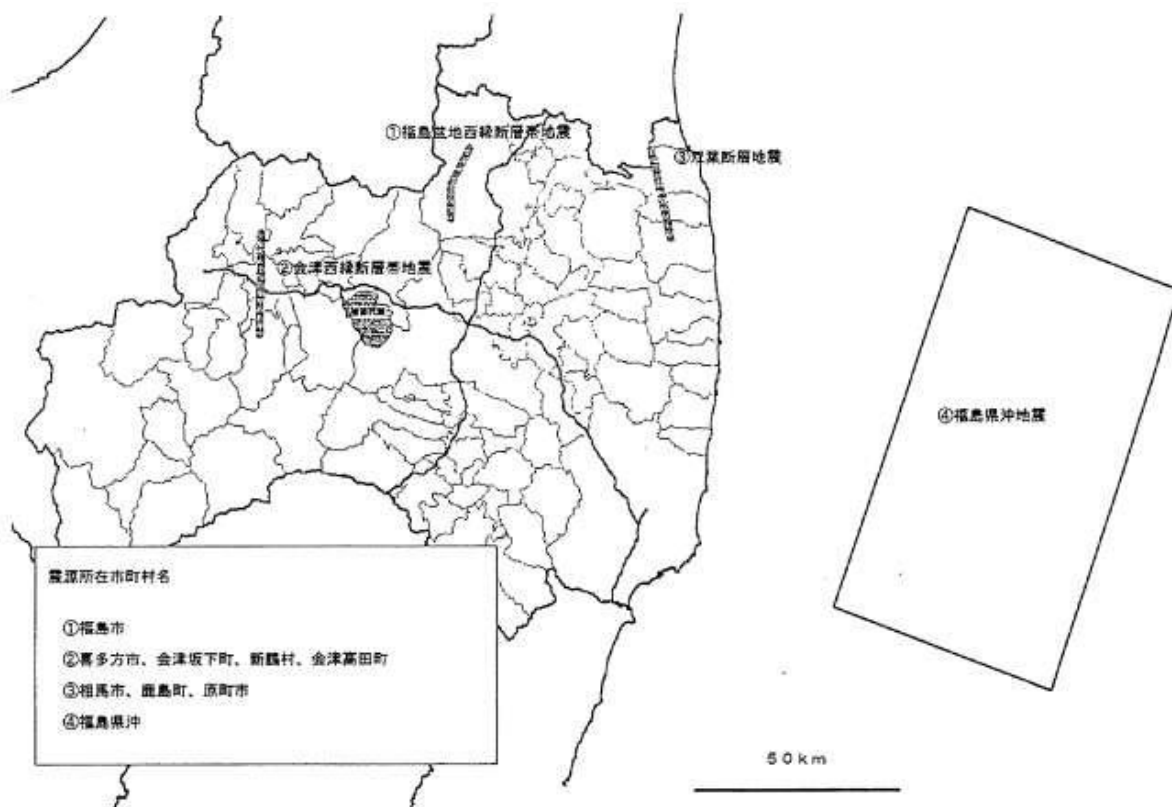
本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）である。

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、以下3つの地震が選定されている。

海溝部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定が行われている。

想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等	本村の震度
内陸部	①福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	4～5弱
	②会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	4
	③双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M=7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km	4
海溝部	④福島県沖を震源とする地震	M=7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km	5弱



(資料：福島県地域防災計画)

2 定量被害想定結果の概要

県内全域における、想定地震ごとの定量被害想定結果の概要は以下のとおりである。

定量被害想定結果の概要

被害想定分野	被害想定結果					
	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震		
想定地震	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km		
地震動 (1kmメッシュ数)	6強:約 290メッシュ 6弱:約 1,160メッシュ 5強:約 1,860メッシュ	6強:約 300メッシュ 6弱:約 2,010メッシュ 5強:約 1,900メッシュ	6強:約 310メッシュ 6弱:約 760メッシュ 5強:約 1,370メッシュ	6強: 0 6弱:約 540メッシュ 5強:約 2,090メッシュ		
液化化危険度	極めて高い:21メッシュ	極めて高い:139メッシュ	極めて高い:91メッシュ	極めて高い:87メッシュ		
斜面崩壊危険度	危険度A:997メッシュ	危険度A:1,346メッシュ	危険度A:586メッシュ	危険度A:331メッシュ		
津波被害想定	① 福島県沖低角断層(地震被害想定)の福島県沖地震のモデル)注 ・おおむね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層 注 ・おおむね2～6mの津波高 ・1箇所越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。					
建物被害	木造大破壊:11,306棟 非木造倒壊棟:497棟	木造大破壊:11,031棟 非木造倒壊棟:342棟	木造大破壊:7,723棟 非木造倒壊棟:217棟	木造大破壊:4,733棟 非木造倒壊棟:158棟		
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合	出火数:最大99火点 消失棟数:1,604棟	出火数:最大97火点 消失棟数:863棟	出火数:最大64火点 消失棟数:898棟	出火の可能性は低い		
人的被害	死者(夜間):840人 死者(昼間):327人 負傷(夜間):4,324人 負傷(昼間):4,343人 避難者:51,621人	死者(夜間):749人 死者(昼間):278人 負傷(夜間):4,604人 負傷(昼間):4,476人 避難者:38,366人	死者(夜間):553人 死者(昼間):203人 負傷(夜間):2,908人 負傷(昼間):2,948人 避難者:28,599人	死者(夜間):346人 死者(昼間):131人 負傷(夜間):1,632人 負傷(昼間):1,661人 避難者:35,798人		
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管さよ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
		枝線管さよ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電力	電柱被害本数()は支障対象の本数	約1,000本(410本)	約2,500本(1,000本)	約3,100本(1,220本)	約3,700本(1,460本)
		架空線被害延長	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
		地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
		支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
	ガス	中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
		低圧管被害箇所数	約390箇所	約450箇所	約160箇所	約300箇所
	電話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本
		架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km
		地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km
支障回線数		約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線	
道路被害箇所数(緊急輸送道路)	第1次指定路線:20 第2次指定路線:27	第1次指定路線:14 第2次指定路線:27	第1次指定路線:12 第2次指定路線:20	第1次指定路線:14 第2次指定路線:17		
鉄道被災区間	JR東北本線 伊達～南福島 JR東北本線 松川～杉田 JR磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線 坂元(宮城県)～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷		

注) 福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

断層の走向(断層線(地表面と断層面との交線)の方向を真北から時計回りに測定したもの)と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。

3 想定地震別の地震被害発生の特徴

上記1において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が予想される。

(1) 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらす、本村においても震度4～5弱の揺れが想定されている。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結び付く危険性も有している。

(2) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地をはじめ、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれ、本村においては、震度4程度と想定されている。

(3) 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定され、本村においては、震度4程度と想定されている。

(4) 福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、本村においても村全域で震度5弱程度になることが想定される。

また、県内全域で見ると、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者をはじめ、5,000棟にも及ぶ建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴が見られる。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所においては、東日本大震災と同程度の津波高さに対応する仮設防波堤を設置しており、これを越える津波により仮に設備に被害が生じた場合に備えて予備設備等も準備されている。しかし、仮に津波等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。

第2節 調査研究体制の整備

第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

1 一般災害への対応

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントの実施に努め、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

2 震災への対応

(1) 被害想定調査結果の活用

県で実施した被害想定は、福島県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。

村は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。村における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため、村は、県の被害想定調査を踏まえ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施に努めるとともに、震災対策の検討、村防災計画の見直し等に活用する。

(2) 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで県で想定されてきた地震規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、同様の規模の災害が起り得ることを想定し、村は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を推進する。

第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

村は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第3 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末の豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが重要である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街かど防災マップを作成したり、

自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりするなど、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

村は、近年発生している災害並びに地震被害想定調査結果及び東日本大震災の経験等を踏まえた防災対策について、広く普及・啓発を図り、地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図る。

第4章 防災関係機関及び住民等の責務

第1節 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念に則り、災害対策を実施する責務を有する。

第1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

第2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 村及び消防機関

1 玉川村

- (1) 玉川村防災会議及び玉川村災害対策本部の事務調整
- (2) 防災組織の整備及び育成指導
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (16) 関係団体が実施する災害応急対策の調整

2 須賀川地方広域消防本部（石川消防署玉川分署）

- (1) 消防に関する施設及び組織の整備
- (2) 防災思想の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
- (3) 災害の発生予防、被害の拡大防止のための措置
- (4) 消防・水防の通信、気象情報及び災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 消防・水防活動その他の応急措置
- (6) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (7) 避難の誘導
- (8) 被害調査及び罹災証明書の発行

3 玉川村消防団

- (1) 火災予防の指導及び広報活動
- (2) 水・火災防御及び災害の鎮圧・警戒
- (3) 被災者に対する救助活動及び避難誘導
- (4) 災害時における応急復旧作業の実施
- (5) 消防水利の確保と保全
- (6) 各種訓練の実施及び参加

第2 県及び警察機関

1 福島県（災害対策課）

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 自衛隊の災害派遣要請等村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県中地方振興局

- (1) 県中地方における防災事務及び応急対策の実施に係る総合調整
- (2) 災害対策県中地方本部の運営
- (3) 通信途絶時の情報連絡員の派遣による通信の確保
- (4) 村が処理する事務及び事業の指導
- (5) その他県防災計画による所定の業務

3 県中保健福祉事務所

- (1) 医療救護及び助産活動に関する応急対策
- (2) 災害時の防疫、保健衛生等に関する応急対策
- (3) その他県防災計画による所定の業務

4 県中建設事務所

（石川土木事務所：須賀川土木以外の施設）

（須賀川土木事務所：阿武隈川の阿由里川合流点から新乙字大橋までの区間）

- (1) 水防警報の通報「玉城橋水位」（須賀川土木事務所）
- (2) 河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査及び復旧対策
- (3) 土木関係被害の調査及び応急対策
- (4) その他県防災計画による所定の業務

5 県中農林事務所

- (1) 農林関係被害の調査及び応急対策
- (2) 災害時における農業技術対策指導
- (3) その他県防災計画による所定の業務

6 福島県道路公社

- (1) 道路の耐災整備
- (2) 災害時の応急復旧
- (3) 道路の災害復旧
- (4) 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達
- (5) 緊急輸送に対する協力

7 福島県警察本部（石川警察署）

- (1) 災害の情報収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示及び誘導
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持
- (5) 死者（行方不明者）の搜索、検視・見分及び身元確認
- (6) その他災害防衛活動及び災害救助活動の協力

第3 指定地方行政機関

1 東北総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理
- (2) 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置
- (3) 各種非常通信訓練
- (4) 非常通信協議会の指導育成

2 東北財務局（福島財務事務所）

- (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等

3 東北農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- (5) 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- (7) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導
- (8) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

4 関東森林管理局（福島森林管理署）

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (3) 林野、林産物の汚染対策

5 東北地方整備局（福島河川国道事務所）

- (1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
- (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- (3) 洪水予警報等の発表及び伝達
- (4) 水防活動の支援
- (5) 災害時における通行規制及び輸送の確保
- (6) 被災直轄公共土木施設の復旧
- (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

6 東北運輸局（福島運輸支局）

- (1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況等に関する情報収集及び伝達
- (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

7 東京航空局（福島空港出張所）

- (1) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

8 仙台管区気象台（福島地方気象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災発表の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 村や県が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報等の理解促進、防災知識の普及・啓発

第4 自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地）

村、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

第5 指定公共機関

1 日本郵便（株）

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

2 日本赤十字社（福島県支部）

- (1) 医療、助産等救護の実施
- (2) 義援金の募集
- (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

3 日本放送協会（福島放送局）

- (1) 気象・災害情報等の放送
- (2) 住民に対する防災知識の普及

4 東日本旅客鉄道(株)（水戸支社）

- (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理
- (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- (3) 災害時における応急輸送対策
- (4) 被災鉄道施設の復旧

5 通信事業者（東日本電信電話(株)福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

- (1) 電気通信施設の整備及び防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- (3) 被災電気通信施設の復旧

6 運輸業者（日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）
災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力

7 東北電力ネットワーク(株)（須賀川電力センター、郡山電力センター）

- (1) 電力供給施設の整備及び防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災電力施設の復旧

8 東京電力ホールディングス(株)

- (1) 原子力施設の防災管理
- (2) 放射能災害対策の実施

第6章 指定地方公共機関

1 バス機関（(公社)福島県バス協会、福島交通(株)）

- (1) 被災地の人員輸送の確保
- (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

2 放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）

- (1) 気象（津波）予報、警報等の放送
- (2) 災害状況及び災害対策に関する放送
- (3) 放送施設の保安
- (4) 住民に対する防災知識の普及

3 新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞社(株)）

災害状況及び災害対策に関する報道

4 運輸業者（（公社）福島県トラック協会）

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

5 （一社）福島県医師会、（一社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会

- (1) 医療助産等救護活動の実施
- (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (3) 防疫その他保健衛生活動の協力

6 （一社）福島県L Pガス協会

災害時におけるL Pガスの安全対策の実施

7 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

- (1) 災害時のボランティアの受入れ
- (2) 生活福祉資金の貸付

8 （一社）福島県警備業協会

災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者**1 夢みなみ農業協同組合**

- (1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災組合員に対する融資の斡旋
- (5) 農畜産物の出荷制限措置等

2 石川地方森林組合

- (1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

3 玉川村商工会

- (1) 村、県が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

4 土地改良区

- (1) 災害時の農業水利施設の被害調査並びに応急対策
- (2) 被災施設の速やかな復旧

5 金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

6 石川郡医師会

- (1) 医療及び助産活動の実施

- (2) 医師会と医療機関との連絡調整

7 社会福祉法人玉川村社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援対策の実施
- (2) ボランティアの募集、受付、活動支援等

8 診療所等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における病人等の受入れ及び保護
- (3) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

9 社会福祉施設等の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

10 石川地方生活環境施設組合

災害時における廃棄物及びし尿処理の協力

11 LPガス関係（(一社)福島県LPガス協会、LPガス販売業者）

- (1) 安全管理の徹底
- (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第3節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念に則り、食品、飲料水、生活必需品等の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとる。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、村及び県が実施する防災に関する施策に協力する。

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

[全課、消防団]

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制に万全を期す。

第1 村の防災組織

1 玉川村防災会議

村は、村防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、玉川村防災会議を設置する。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務

ア 玉川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(3) 組織

玉川村防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

また、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 玉川村災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

(2) 所掌事務

玉川村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）は、村防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

ア 村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

イ 村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(3) 組織

災害対策本部の組織は、「資料編 玉川村災害対策本部組織」のとおりとする。

3 水防管理団体

- (1) 設置の根拠
水防法第3条
- (2) 所掌事務
洪水等による水害の警戒と防御及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。
- (3) 組織
水防計画（「本編 第2章 第27節 第1 水防計画」）のとおりとする。
- (4) 災害対策本部が設置された場合
災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

第2 自主防災組織

1 設置の目的

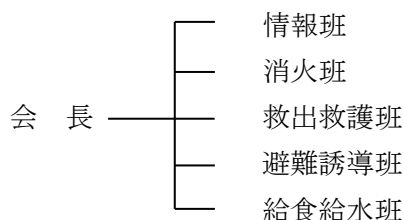
自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。

ひとたび大規模な災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐためには、村や防災関係機関が実施する「公助」はもとより、自分の身を自分の努力によって守る「自助」とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む「共助」が重要であり、この「自助」、「共助」、「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができることから、村は、住民の自発的な防災活動の促進を図るとともに、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織の充実を図る。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「本章 第12節 自主防災組織の整備」のとおりである。



第3 応援協力体制の整備

1 県及び県内市町村間の相互応援並びに県外市町村との相互応援

村は、適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進める。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

2 防災関係機関の相互応援

防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、村は、村の地域を管轄し、又は村の地域内にある防災関係機関と情報を共有しながら相互に連絡調整して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努める。

3 消防の相互応援等

(1) 福島県広域消防相互応援協定

村は、消防相互応援協定等に基づき、消防本部と連携して隣接市町村及び隣接消防本部等との円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害時における消防活動に当たるため、消防組織法による広域的な応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されている。

村は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(3) 広域航空消防応援

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。

このため、県は、県内市町村・消防本部と連携して、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

村は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

なお、消防防災ヘリコプターは、県内の現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性を生かして次のような活動に利用される。

ア 救急・救助活動

- (ア) 山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- (イ) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- (ウ) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- (エ) 河川等での水難事故等における捜索・救助
- (オ) 山岳遭難事故における捜索・救助
- (カ) 高層建築物火災における救助
- (キ) 大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

イ 災害応急対策活動

- (ア) 地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- (イ) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (ウ) 高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- (エ) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

ウ 火災防衛活動

- (ア) 林野火災等における空中からの消火活動
- (イ) 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- (ウ) 交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

エ 災害予防対策活動

- (ア) 災害危険箇所等の調査
- (イ) 各種防災訓練等への参加
- (ウ) 住民への災害予防の広報

オ 広域航空消防防災応援活動

4 県、指定行政機関、指定地方行政機関からの職員派遣に対応するための資料整備

村は、知事及び指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長から職員の派遣を受けた場合、直ちに派遣受入体制が整えられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

5 経費の負担

指定公共機関等が村に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に、相互に協議して定める。

6 民間協力計画

村は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

特に、村の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体等とあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努める。

第4 業務継続性の確保

村は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。なお、業務継続計画の策定に当たっては、村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

また、業務継続体制の整備を通じて、村及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

第2節 防災情報通信網の整備

[総務課]

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講ずる。

第1 防災行政無線の整備

村は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集・伝達手段として、防災行政無線の整備充実に努める。

なお、整備に当たっては、通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を促進するとともに、停電時の電源確保のための非常用電源設備の整備を促進するものとし、非常用電源設備の整備に当たっては、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

また、防災行政無線（同報系）については、防災行政無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努める。

さらに、平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機の導入や更新に努めるとともに、その稼働状況を確認できるよう平時からの運用に努める。

第2 防災情報通信網の活用

村は、県が整備を行っている次の防災情報通信を積極的に活用し、災害対策に役立てる。

1 県総合情報通信ネットワーク

県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備え、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網であり、平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあつては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速かつ的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

2 防災事務連絡システム

気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信されている。

村は、この情報を災害対策に役立てるとともに、インターネット等を利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供するなど、システムの活用を努める。

3 防災情報提供システム

村は、県総合情報通信ネットワークを通じて福島地方気象台から提供される、次の気象、地象及び水象情報を受け、配備動員の判断等への活用を図る。

- (1) 気象に関する特別警報
- (2) 気象及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警報情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 地震に関する情報
- (7) 噴火警報等

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

村は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県が(一社)アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及・啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及・啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関若しくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関若しくは団体の加入促進に努める。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

ア 村は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、CATV等の有線系メディアの整備・活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

イ 村は、消防庁が運用するJ-ALERT(全国瞬時警報システム)の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災(災害)情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を検討する。

ウ 村は、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末(防災電話等)を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

エ 村は、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、

企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

(2) 災害時の機能確保

情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

村、県及び関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第4 通信手段の周知

村は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報を伝達するために使用する手段を事前に周知しておく。

第5 気象観測体制の整備

村は、気象通報を迅速かつ確実に関係機関及び住民に伝達し、気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、防災関係機関との連絡通報体制の整備を推進する。

なお、本村における気象情報等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 勤務時間内において、村に通知される気象情報等は、総務課が受領する。
- (2) 総務課防災業務担当者は上記(1)により、気象情報等を受領した場合、速やかに総務課長に報告するとともに、水防関係に係る情報及び積雪に関する情報は地域整備課長へ、気象業務法に基づく霜注意報については産業振興課長へ伝達する。
- (3) 総務課長、地域整備課長及び産業振興課長は、速やかに課内及び関係機関へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものについては上司及び関係課長に所要の連絡を行う。
- (4) 夜間休日等に通知される災害情報の取扱いは、日直員が受領し、記録した上で、総務課防災担当者に必要な連絡を行い、勤務時間内における措置と同様に処理する。

災害情報の通報区分

通報の区分	通報先		通報の際の要領
	順位	職名	
人命建物その他下記以外に関するもの	1	総務課長	①災害の種別 ②発生の場所 ③被害の概要を通報する。 ※それぞれ不在のときは、次席の者
	2	生活安全係長	
土木に関するもの	1	地域整備課長	
	2	建設係長	
農業に関するもの	1	産業振興課長	
	2	農政係長	
上記区分に対応して	3	村長	
	3	消防団長	

第3節 災害別予防対策

[総務課、企画政策課、健康福祉課、産業振興課、農業委員会、地域整備課]

水害、土砂災害、雪害等の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するため、各種対策を実施する。

第1 水害予防対策

本村には、阿武隈川のほか2つの一級河川と2つの準用河川が流れている。

小高・中・竜崎地区においては、河川の増水により床上・床下浸水被害が起きるなど、浸水対策のための河川整備を図ることは、安全な社会基盤の整備を図る上で必要不可欠であるため、村は、次のとおり総合的な水害防止対策を推進する。

なお、本村において水害に留意すべき主な区域は、「資料編 重要水防区域」で示すとおりである。

1 河川対策

(1) 河川の整備

災害発生の危険度の高い阿武隈川及び中小河川の流域について、整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

現在、本村に関する河川では、国により阿武隈川が「水防法」に基づく洪水予報を行う河川及び水防警報を発令する河川に指定され、浸水想定区域図が公表されている。

このため、村は、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められる施設については、その施設の名称及び所在地を村防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設（要配慮者利用施設。以下同じ。）や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を村防災計画に定める。

村防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 洪水ハザードマップ整備の促進等

水防法第14条に基づき国土交通大臣等が指定した洪水浸水想定区域について、同法第15条に定める洪水予報等の伝達方法、避難所等の場所及び避難経路等について記載する洪水ハザード

マップを適宜見直すとともに、当該区域に居住する住民や滞在者等への周知徹底を図る。

村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

2 下水道対策

住民生活を災害から守り、健康で文化的な生活を確保するために、基幹的な施設である下水道の拡充に努める。

なお、本村においては、農業集落排水事業により、3地区の供用と地区の整備を図っており、未着手地区に対しては、財政状況を鑑みながら、合併処理浄化槽設置整備事業の普及率の拡大を図る。

3 その他の施設の維持、管理、補修

(1) 農業用水利基幹施設

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）は、村内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適當又は不十分となっているものもある。

排水機場については、阿武隈川沿いの中地区に1基、竜崎地区に3基設置されており、洪水期前の機械の点検や操作に従事する地元行政区等との操作確認や体制の確認を行う。

ため池については、管理者である各行政区長との連携を密にし、用水時期を除く台風シーズン等におけるため池の低水位管理について要請する。

(2) ダム

本村の近隣では千五沢ダムの治水機能の補完工事が実施されており、地域住民の生命と財産を水害から守るため、ダム事業者又は管理者である県との連携を強化する。

第2 土砂災害予防対策

村は、土砂災害を未然に防止するため、県と連携して土砂災害が発生するおそれのある箇所について、土砂災害危険区域等の設定を推進するとともに、避難地や避難路等の防災施設や要配慮者利用施設に対する対策を強化した上で、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を推進する。

また、土砂災害危険箇所の地域住民への危険周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備等に努め、関係機関とともに、総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、本村において土砂災害が発生するおそれがある主な箇所は、「資料編 災害危険箇所等」で示すとおりである。

1 土石流対策

土石流による災害から住民の生命や財産を守るため、砂防事業を推進するとともに、県から土石流危険渓流や土石流危険区域、土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を収集し、避難指示等の判断に活用する。

2 地すべり対策

地すべりによる災害から住民の生命や財産を守るため、地すべり対策事業を推進するととも

に、県から地すべり危険箇所や地すべり危険区域、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料を収集し、避難指示等の判断に活用する。

3 急傾斜地崩壊対策

がけ崩れによる災害から住民の生命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、県から急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難基準に関する資料を収集し、避難指示等の判断に活用する。

4 土砂災害警戒区域等の指定

県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、基礎調査の実施・公表及び土砂災害警戒区域等の指定を推進している。

本村においては、令和3年11月2日現在、土砂災害警戒区域として土石流24箇所、地すべり1箇所、急傾斜地の崩壊17箇所、計42箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流19箇所、急傾斜地の崩壊17箇所、計36箇所を指定している。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 村防災計画への記載

村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

村は、村防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

村防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

村は、村防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等で周知する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

ア 特定の開発行為に対する許可制度

住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校や医療施設などの要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に

従っている」と判断した場合に限って許可をする。

イ 建築物の構造の規制

居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

ウ 建築物の移転等の勧告

著しい損壊の恐れがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

5 道路落石等防止対策

落石・法面崩壊等により、交通網の寸断と住民の生活の安定を損なうことを防ぐため、県の支援のもと、定期的に落石等のおそれのある箇所での点検を実施し、安全度が低い箇所から順次災害防除事業等を行い、安全の確保に努める。

6 治山対策

山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある村土を形成するため、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、治山事業（山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的な対策を実施する。

7 森林整備対策

治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

8 宅地防災対策

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、国及び県と連携し、危険区域（建築基準法により建築を制限している区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、国、県、村が一体となって移転について指導をし、移転を実施する者には補助金を交付するような制度を設けるよう努める。

第3 雪害対策

村は、防災関係機関と連携のもと、降積雪期においても住民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、次のとおり早期に体制を整え、雪害の発生による被害の未然防止に努める。

また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施する。

1 雪害予防体制の整備

雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、村及び防災関係機関の防災対策だけでなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合、地域住民だけでは十分に対応できないことから、村は防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。

また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

さらに、本村限りで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、県への支援要請体制

の整備に努める。

2 生活基盤の耐雪化

(1) 建築物の安全確保

ア 公共建築物

- (ア) 構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は必ず雪下ろしを行う。
- (イ) 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果に基づき適切な修繕・補強を行う。
- (ウ) 降雪期前に建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。
- (エ) 村役場、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに、災害時の応急活動の拠点となるものであることから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図る。
- (オ) 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。
- (カ) 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

イ 一般建築物

雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

(2) ライフライン施設（電力、通信、LPガス）の雪害対策

電力、通信及びLPガスの供給等を確保するため、施設管理者及び関係機関と連携し、雪害対策用資機材の整備・保守点検、要員等について計画的な対策の推進を図る。

(3) 道路交通対策

冬期間の道路交通を確保するため、迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図る。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される箇所においては、すべり止め用砂箱の設置を行う。

ア 除排雪用資機材の整備

各路線や地域の実情に応じ、除排雪用施設及び資機材の整備を図る。

(ア) 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定して配備するとともに、除排雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう協力体制を確立しておくものとする。

(イ) 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のため、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

イ 除排雪計画

一般国道、県道及び村道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、次の点に留意の上、各道路管理者と相互の緊密な連携のもとで道路除排雪計画を策定する。

- (ア) 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携し策定する。
- (イ) 除排雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処

できるよう計画する。

(ウ) 計画全般について関係機関と十分協議し、調整を図る。

(エ) 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(4) 公共交通機関対策

降雪期における公共交通機関の輸送を確保するため、次の機関が実施する交通対策に協力する。

ア 鉄道交通の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するための鉄道事業者による融雪用器材の整備、保守点検及び要員確保等の計画的な推進を図る。

イ バス交通対策

道路管理者との事前協議による除排雪協力体制を確立する。

なお、バス事業者は、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておくものとする。

3 雪崩対策等の推進

(1) 住民への注意喚起

気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対して避難指示等を行う。

また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、必要な救援措置を講ずる。

(2) 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

このため、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

(3) 消防防災ヘリコプター等の活用

必要に応じて県に協力を求め、消防防災ヘリコプター等による上空からの監視を行い、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努める。

4 救済体制の整備

(1) 孤立集落の防止

ア 実態の調査と救助計画の策定

孤立のおそれがある集落について、事前に実態を把握するための調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておくものとする。

イ 機能の維持

孤立のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

ウ 連絡体制の整備

孤立のおそれがある集落と役場等との通信を確保するため、関係機関と連携し、衛星携帯電話などにより孤立化のおそれがある地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体

制の確保に努める。

エ 救急、救助計画の整備

急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、消防、警察等と協力して、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター等の活用が有効であることから、孤立のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入体制を整備しておくものとする。

オ 救援物資の確保

孤立のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

(2) ボランティアの活動支援

ア 体制

村は、ボランティアの受入体制として、「本章 第14節 第3 ボランティアの受入体制の整備」に定める体制を整備する。

イ 受入れ

ボランティアの受入れは、村及び玉川村社会福祉協議会で協議し、必要に応じて募集するとともに、受入窓口の一本化を図る。

(3) 要配慮者の安全確保

降雪期前に高齢者世帯、在宅要介護者、妊産婦、乳幼児、障がい者又は外国人等のいる世帯（以下「要配慮者世帯等」という。）に対し、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら、定期的に個別に訪問して積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、安全確保や避難支援を行う者との情報共有に努めるとともに、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行う。

5 広報活動

(1) 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるため、住民をはじめ防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。

また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するための事前の注意喚起に努める。

(2) 住民に対する防災知識の普及

住民に対し、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動等、適時的確に防災知識の普及・啓発を図る。

また、村、県及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・普及の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。

第4 凍霜害対策

村は、農作物を凍霜害から防止するため、関係機関及び団体等と緊密な連絡調整を図りながら、農作物に対する凍霜害対策を講ずる。

なお、降霜のおそれがある気象条件及び最低気温の予想法は、次のとおりである。

降霜のおそれがある気象条件

- ①夜間空が晴れて澄み、星が空にきらめくとき。
- ②風が弱く空気が乾燥しているとき。
- ③前日の日中に冷たい風が吹き、時々しぐれ性の小雨が降って肌寒く、夕方になって風が止み、晴れ上がったとき。
- ④上記①～③の条件で夕刻から気温が急に下降し、午後8時から10時頃までの間に摂氏5℃以下になったとき。

最低気温の予想法

適当な場所の地上1.5mの高さに温度計を置き、最低気温を何日か測り、それと白河特別地域気象観測所の最低気温との差を求めておき、気象台が発表する翌朝の最低気温から推定する。一般に植物体面の温度が3℃程度とすれば、地表面の植物体は既に氷点下2℃位に低下していると考えべきである。

1 一般農作物

農家で容易に入手でき、しかも費用があまりかからない凍害対策方法を作物の育ち具合と考慮合わせて実施する。

(1) 水稻

トンネル育苗(機械移植用苗の育苗)では、ビニール被覆中は更にビニールの上に保温マット等を被覆して保護する。防覆後は、凍霜害注意報が出たならば夜間のみビニールで被覆し、できれば保温マット等で被覆する。

(2) 野菜類

ア 苗床では、保温資材をあらかじめ準備しておき注意報が発令されれば、直ちに被覆して幼苗を保護する。定植は、晩霜の危険がなくなるまで行わないこととし、果菜類の定植後は、支柱を利用して藁等をかける。

イ 馬鈴薯は、萌芽期に被害が多いことから、土寄せをして防止する。被害を受けた物は、側芽が多発して過繁茂になることから、芽かきをするとともに、速効性肥料を施し、生育促進を図る。

また、生育の中後期に病害が発生しやすくなるので、ジネブ剤600倍を通常より散布回数を1～2回多く散布する。

ウ 加湿設備のないハウスにおける支柱立て後の果菜類では、多少早めに換気窓を閉じ保温資材で作物体上を覆う。

(3) たばこ

ア 栽培管理における予防法

- (ア) 仮植して活着後は、外気にならし、また、移植には苗鉢をを使用するとともに仮植後2週間頃から水を制限し、抵抗を与える。
- (イ) 畑は、よく中耕するとともに、南面傾斜を選び、定植はマルチ栽培を取り入れる。
- (ウ) 堆肥を十分に入れるとともに、施肥時期を早める。
- (エ) 定植直後の被害は極度に大きいため、天気予報に注意して作業を進める。

イ 被害を受けた際の対策

霜害を受けたものは、日の出前にコモ、ムシロ、ワラ等で被覆し、直射日光を避けて凍結をできるだけゆっくり溶かす。

2 果樹園

凍霜害を防止するには、植物体の温度を危険限界温度以上に保つように火熱により加温することが最も有効であるため、晩霜期にはあらかじめ燃料、容器（燃焼器）等を準備しておくものとする。。

(1) 果樹の種類別、発育別の凍霜害を受ける危険限界温度

生育の進度（時期）	日本ナシ（長十郎）	リンゴ	モモ
蕾が色つく頃	-2.8℃	-3.0℃	-3.5℃
蕾が色つく頃から開花頃	-1.9℃	-1.8℃	-2.3℃
花から落花直後	-1.7℃	-1.8℃	-2.0℃
落花後10日から15日頃	-1.7℃	-1.8℃	-2.0℃

（備考） 1 以上の温度に30分以上おかれた場合は危険である。

2 ここでいう危険限界温度は、果樹の花及び幼果の植物体温度であるから裸の温度計で測った場合は測物体温とみなしてよい。

(2) 被害応急対策

- ア 幼果の胚珠が黒変したものは落花するが、外部のみの被害の場合は銹果、変形果となって残るため、被害激甚の場合には、これらの物も残して生産の確保に努める。
- イ 摘花、摘果は凍霜害の危険期を脱するまで待ち、実止まりが確実にになったら速やかに行い、遅くとも落花後30日以内に終える。開花前に被害のあつたためしへの褐変枯死したものがあるため、特に注意する。
- ウ 被害を免れた花にも人工交配を行う。
- エ 立木果樹では樹上部の方が被害が少ないため、樹冠上部に多少多めに残して生産の確保に努める。
- オ 変形果及び銹果が多くなるため、特に胴部の銹に注意し、障害の少ない果実を残すように努める。
- カ 葉も障害を受けることがあるため、着果過多にならないように注意する。
- キ 着果の少ないものは、除芽摘芯に注意して徒長枝の発生を抑える。
- ク 被害激甚の場合は放任しがちであるが、翌年の作柄に影響するため、病虫害防除やその他の管理一般を怠らないこと。

3 桑園

被害を受けた桑園はすぐ伐採することなく、4～5日そのままにしておき、被害の程度を十分見極めて次の措置をとる。

(1) 被害軽微な場合

桑園の周囲にのみ被害があり、生成点に異常のないときは、小枝を整理する程度にとどめ、そのまま放置しておくものとする。

(2) 被害中程度の場合

生成点80%未満の場合、つまり異常のない生成点が20%以上残っているときは、小枝を整理するとともに、全条を1/3～1/5の高さで中間伐採をする。

ただし、前年晩秋期に中間伐採している桑園はそのまま放置して再発芽を待つ。

第4節 火災予防対策

[総務課、地域整備課、消防団]

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施する。

なお、林野火災対策については、「事故対策編 第5章 林野火災対策計画」に定める。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

村は「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置となるよう努める。

2 消防水利の整備

村は、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、池等の自然水利の確保により、火災鎮火のために、消防機械と併せて不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

村は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域応援的な体制の整備

1 広域応援的な体制の整備

村は、消防本部と連携のもと、隣接市町村及び隣接消防本部等との消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、県内全消防本部との「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

2 緊急消防応援隊等の派遣要請及び受入体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、市町村間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定をしている。

村は、消防本部と連携し、村が支援を受ける場合を想定した受援体制の整備に努める。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及・啓発

村は、住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、消防本部と連携し、春・

秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖等、避難時における対応についての普及・啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

村は、一般住宅からの火災発生を防止するため、消防本部と連携し、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について、優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度にとどめるためには、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にける体制を確立する必要がある。

そのため、村は、消防本部による防火管理者講習等の開催や設置義務のある防火対象物へ防火管理者の設置が進むよう協力する。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要である。

村は、消防本部が年間計画に基づき実施する予防査察に協力する。特に、旅館等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査結果の反映

村は、消防本部が実施する火災原因の究明結果を受け、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

村は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるため、消防本部と連携し、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の早期設置についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

村は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、消防本部と連携し、自主防災組織を中心とした消火訓練や防火防災講習会等を通じて、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

村は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発・指導するため、消防本部と連携し、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

村は、県の協力のもと、計画的な道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

村は、公共建築物は原則として耐火構造とする。ただし、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断する。

また、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発・指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設及び薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、村は、消防本部がこれらの施設に対して実施する薬品類の管理及び転落防止の指導等に協力する。

第5節 建造物及び文化財災害予防対策

[地域整備課、教育委員会]

災害による建築物の被害を予防するため、不燃性及び耐震性建築物の建設を促進するとともに、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、消防本部、文化財所有者・管理者等と連携して文化財の保護に努める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

村は、防災性の高い建築物の建設促進のため、県と協力し、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

2 公共建築物の対策

村は、公共建築物の災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定に基づき、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という。）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及・啓発

村は、住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

村は、消防本部が実施する文化財施設に対する定期的な予防査察に協力し、文化財所有者・管理者等に対して改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期する。

5 訓練の実施

村、消防本部及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

[総務課]

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

第1 緊急輸送路等の指定

1 緊急輸送路

県指定の緊急輸送路で、村内を通る路線は、次のとおりとなっており、村の緊急輸送路も県の指定する路線の範囲とする。

(1) 第1次確保路線

種別	路線名	区間
国道	118号	村内全線
主要地方道	矢吹小野線（あぶくま高原道路） 古殿須賀川線	村内全線 福島空港西線～国道118号
一般県道	玉川田村線 福島空港西線	村内全線

(2) 第2次確保路線

種別	路線名	区間
主要地方道	古殿須賀川線	福島空港西線～あぶくま高原道路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

村は、災害時における空路からの物資受入拠点として、県が指定する次のヘリコプター臨時離着陸場の整備を図る。

所在地	名称	管理者
玉川村大字小高字大谷地 88	玉川村村民グラウンド	村長
玉川村大字北須釜字はばき田 21	福島空港	県（福島空港事務所長）

3 物資受入拠点

村は、災害時における県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、他市町村の物資受入拠点への積み替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として、陸上輸送拠点を指定する。

特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を円滑かつ確実にできる体制構築が必要となるため、あらかじめ必要な物資の種類や数量、引渡場所等を検討し、県や関係市町村等との情報共有を図る。

第2 緊急輸送体制の整備

1 物資等輸送力の確保

(1) 緊急通行車両等の確保

村は、災害時の緊急輸送に必要な車両を確保するため、指定公共機関、指定地方公共機関や民間運送事業者と災害時における輸送協定締結に努める。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

大規模災害発生時には、迅速な災害応急対策に必要な交通路を確保するため、一般車両の通行を禁止、制限する緊急交通路が指定されることがある。

このため、村は、保有する災害応急対策に従事する者が使用することを計画している車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車に該当する車両を除く。）について、あらかじめ公安委員会（石川警察署又は県警察本部）に緊急通行車両等の事前届出を行い、届出済証の交付を受ける。

また、災害時における輸送協定を締結した指定公共機関、指定地方公共機関や民間運送事業者に対し、災害応急対策として実施する緊急輸送を行うことを計画している車両（緊急輸送車両）の緊急通行車両等の事前届出手続きを要請し、届出済証の交付を受けた車両の台数や積載量等の報告を受けることにより、輸送力を把握する。

緊急通行車両等の範囲

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車（緊急通行車両の届出不要）
- ② 災害応急対策に従事する者が、知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示している緊急通行車両（村等の公用車等）
- ③ 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中で、知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示している緊急輸送車両（村が協定等を締結した民間運送事業者のトラック・バス等）

(3) 規制除外車両の事前届出

緊急通行車両等（緊急自動車、緊急通行車両及び緊急輸送車両）以外に、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である次の車両については、規制除外車両としての事前届出制度が適用されるため、村は、当該車両を使用している関係防災機関等（村と災害時における輸送協定を締結している機関等を除く。）に対し、当該制度の周知と事前届出手続きを要請する。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

2 燃料の確保

村は、災害発生時に需要が急増するガソリン等を確保するため、協定の締結を推進する。

第7節 避難対策

[総務課、企画政策課、健康福祉課、教育委員会、公民館、消防団]

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難計画の策定

村は、災害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた村域を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化するため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する体制を整備する。

さらに、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

村は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。

また、村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

避難計画の内容

- 1 避難情報を発令する基準
- 2 避難情報の伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
 - (7) 在宅避難者への支援
- 6 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所の管理・運営者（原則として村職員を指定）及び運営方法
 - (2) 避難受入中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 指定避難所の整備に関する事項
 - (1) 受入施設
 - (2) 給食施設
 - (3) 給水施設
 - (4) 情報伝達施設
 - (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資器材、清掃用資器材等）
 - (6) ペット等の保管施設
- 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難所における配慮等
 - (4) 福祉避難所等の活用等
- 9 避難の心得、その他防災知識の普及・啓発に関する事項
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (2) 標識、誘導標識等の設置
 - (3) 住民に対する巡回指導
 - (4) 防災訓練の実施等

第2 避難情報発令の判断・伝達マニュアルの整備

村は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の

特性、収集できる情報、国において策定された「避難情報の判断・伝達マニュアル」の設定例等を踏まえ、避難すべき区域や定量的かつわかりやすい指標を用いた判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル（避難情報の判断・伝達マニュアル）の作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。

- 1 避難情報の判断基準を策定する場合、福島地方気象台、河川管理者や砂防施設等の管理者である国土交通省（福島河川国道事務所）、県（河川整備課、砂防課、県中建設事務所（須賀川土木事務所、石川土木事務所））に助言を求めることができる。
- 2 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害危険箇所等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- 3 避難情報の発令の際には、指定緊急避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等

1 指定緊急避難場所の指定

村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとにあらかじめ指定するなど必要な手続きを行う。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに住民等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあつては、避難場所と避難路の選定を併せて

確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

2 指定避難所の指定

村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った住民、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所としてあらかじめ指定するなど必要な手続きを行う。また、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努める。

村は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること及び災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を受け入れることができるよう配置する。
 - ウ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

3 指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合の留意点

村は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合、次の点に留意する。

- (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係
指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 管理者の同意

村長は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しようするときは、当該管理者の同意を得た上で指定する。

(3) 知事への通知等

村長は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該施設を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届ける。

(5) 指定の取消

村長は、指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(6) 地域との事前協議

村は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議の上で進める。

(7) 学校を指定する場合の措置

村は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、防災担当部局、教育委員会及び学校との間で使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

(8) 県有施設の利用

村は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、村から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努める。

(9) その他の施設の利用

村は、指定避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合に対応するため、県を經由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設できるよう、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図る。

4 指定した施設の整備

村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等をはじめ次のとおり施設の整備に努める。

(1) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(2) 指定避難所又はその近傍において、地域完結型の備蓄施設の確保に努めるとともに、食料、

飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

- (3) 指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (4) 村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4 避難路の選定

村が策定する避難計画の避難路の選定基準等はおおむね次のとおりとする。

- 1 避難路は、おおむね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- 2 避難路は相互に交差しないものとする。
- 3 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- 4 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第5 避難地区分けの実施

- 1 避難地区分けの境界線は、村の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避ける。
- 2 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- 3 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の受入能力に余裕を持たせる。

第6 避難場所等の住民等に対する周知

- 1 村は、次の事項に留意の上、避難場所等について日頃から住民等への周知徹底に努める。
 - (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。
 - (2) 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
 - (3) 特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。
- 2 村は、住民等の円滑な避難の確保を図るため、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により住民等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
 - (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認め

- られる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
 - (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難を確保する上で必要な事項
 - (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの

3 村は、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

第7 学校等施設における避難計画

学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と村、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法

- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 その他の防災上重要な施設の避難計画

空港、駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定める。

4 広域避難計画

社会福祉施設等の管理者は、県外も含め市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、村は、県と連携のもと、その策定に助言や協力、調整を行う。

第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。村は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図る。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市町村が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第8節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

[健康福祉課]

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

村は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織や日赤奉仕団の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

また、必要に応じ県に支援を要請するとともに、県と協力して、関係機関との災害医療ネットワークの確立を推進する。

(1) 救護所の指定、整備と住民への周知

(2) 医療救護班編成体制の整備

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

村は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

村は、災害時における血液の不足に備え、日本赤十字社（赤十字血液センター）と連携して災害時の献血促進について住民への普及・啓発を図る。

4 後方医療との連携体制の整備

(1) 後方医療機関

県は、救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害医療センターを指定している。

また、この機能に加え要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院が一箇所指定されている。

村は、平時から後方医療機関との連携に努める。

(2) 後方医療機関の受入状況等の連絡体制の整備

村は、県が運用する広域災害救急医療情報システムを活用し、救護所、医療機関、消防本部等との間における十分な情報連絡体制の確立に努める。

5 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

村、消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

(2) 搬送経路及び搬送拠点の確保

村、消防本部等は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を検討するとともに、消防防災航空センター及び福島空港事務所と連携し、ドクターヘリコプター離発着箇所の指定等広域搬送拠点の確保に努める。

6 医療関係者に対する訓練等の実施

村は、県と連携のもと、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

村は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

村は、防疫用薬剤及び資器材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

村は、県と連携のもと、感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）等の移送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時に多くの負傷者が発生した場合は、村内医療機関における医師の不足、医療資器材の不足が生ずる可能性がある。村及び関係医療機関は、これら広域かつ多くの救護を行うため、広域的な医療活動の応援協力を得るための調整・整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

村は、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療（助産）救護局面において、広域的な応援協力に係る情報連絡を確保するための連絡網について、県、関係市町村及び関係機関との間で調整し、整備を図る。

第9節 物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備

[総務課、健康福祉課、産業振興課、農業委員会、地域整備課]

住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、住民は、「最低3日間・推奨1週間分」の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

第1 食料、生活必需品等の調達及び確保

1 食料

- (1) 村は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなど、食料調達体制の整備に努める。
- (2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、要配慮者等の利用にも配慮する。
- (3) 村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。
なお、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- (4) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して「最低3日間・推奨1週間分」の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (5) 村は、災害応急対策に従事又は応援派遣する職員用食料の確保に努める。

2 生活必需品

- (1) 村は、住民に最も身近な行政主体として、必要な生活必需品の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなど、生活必需品の調達体制の整備に努める。なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。
- (2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品等とし、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討する。
- (3) 村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連

携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活必需品や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 村は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 村は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について、検討する。
- (3) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して「最低3日間・推奨1週間分」の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 村は、食料品とともに、飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

村は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

また、県の指導のもと、応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置に努める。

第3 防災倉庫等の整備

1 防災倉庫の整備

村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努める。

また、公用施設、公共施設の整備を進め、災害応急対策従事職員用の備蓄スペースの確保を図るとともに、学校の空き教室等、既存の不用となった施設の活用についても検討を行い、資機材等の保管場所の確保に努める。

2 防災資機材の整備

村は、災害時に必要とされる応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。

また、長期間の避難者の受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置等の資材整備に努める。

第10節 防災教育

[総務課、教育委員会、消防団]

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 住民に対する防災教育

村は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を中心に水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。

さらに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進に努める。

1 実施の時期

普及・啓発事項	予防運動	期間
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月
		5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防止週間	6月1日～6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月～6月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12月～3月
		12月1日～12月7日
地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日

2 普及の内容

村は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

- (1) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備など、家庭での予防・安全対策
- (2) 村防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

- (3) 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動
- (4) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (6) 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

3 普及の方法

村は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、様々な広告媒体の積極的な利用を図る。

4 地域防災力の向上

村は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設に設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努める。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

空港、社会福祉施設、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、村は、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

村は、災害時における適切な判断、速やかな災害対応業務の実施及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織の形成を図る。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行い、状況に応じた的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行

うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の方法については実態に即した具体的な指導を行うよう努める。

2 学校行事における防災教育

学校は、防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施など内容を工夫するとともに、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用などにより避難訓練の活性化を図る。

3 教科目による防災教育

学校は、「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習・探究の時間」などの教科のほか、「防災教育」を組み込み、これらの教科目を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。この際、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、「自分の命は自ら守る」といった意識や防災活動を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断のもとに安全で迅速な行動ができるようすることに留意する。

4 教職員に対する防災研修

村は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防学校の防災教育

1 消防団員の教育訓練の充実強化

近年の社会経済状況は、急激な都市化、山間部における過疎化、更には高齢化の進展とともに、住民生活の多様化をもたらし、火災をはじめ災害の態様も複雑かつ大規模化してきているところであり、消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきている。

村は、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防団員等を養成するため、消防学校における教育訓練への参加を促し、充実強化を図る。

2 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速かつ的確な対応が極めて重要である。

また、阪神・淡路大震災を契機とした住民の防災意識の高揚や災害ボランティア活動への関心の高まりもあることから、村は、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者や防災担当者に、県等が実施する教育への参加を促し、防災意識の普及・啓発と教育の充実を図る。

第6 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第11節 防災訓練

[総務課、消防団]

災害発生時に迅速かつ確かな行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、村防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、要配慮者の参加についても配慮する。

第1 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

村は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、村単独あるいは他の市町村との合同による総合的な防災訓練を毎年実施するよう努め、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

総合防災訓練は、次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定した住民参加型の実践的な訓練を行う。

また、必要に応じて他市町村との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施する。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む。）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

2 地方総合防災訓練

村は、県中地方振興局と共同で地方総合防災訓練を実施し、災害時における防災活動の円滑化を図るとともに、地域住民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図る。

3 個別防災訓練

村は、上記1、2に掲げる総合的な防災訓練のほか、必要に応じて防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に以下の個別訓練を実施する。

個別訓練の種類

訓練	内容
水防訓練	<p>水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報伝達の迅速化及び資料管理等の確認を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図る。</p>
通信訓練	<p>大雨、洪水等の情報の受伝達、地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。</p> <p>なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メール等の多重化した通信施設及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。</p> <p>また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。</p>
動員訓練	<p>災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。</p> <p>また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。</p>
玉川村災害対策本部運営訓練	<p>災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部員会議の招集、村に派遣された情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うための訓練を実施する。</p>
土砂災害防災訓練	<p>土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。</p>
避難所設置運用訓練	<p>避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施する。</p>
避難行動要支援者避難訓練	<p>避難行動要支援者の安否確認と避難所までの誘導支援を行い、避難行動要支援者の円滑な避難の確保を図る。</p>
その他の訓練	<p>防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。</p>

第2 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であるため、事業所、自主防災組織及び住民等は、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携の強化に努める。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に行う。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、村、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、村、消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

訓練項目は、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、村は、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた場合、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、村をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及・啓発、高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等、防災行動の継続的な実施に努める。

第3 訓練の評価と村防災計画等への反映

村は、訓練の実施後においては村防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにする。

また、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

第12節 自主防災組織の整備

[総務課、産業振興課]

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要となる。

第1 自主防災組織の育成指導

村は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む。）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努める。

また、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行うものとし、その際には、女性の参画の促進に努める。

さらに、自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点から、村は、自主防災組織を行政区単位の規模で編成する。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意する。

- 1 地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- 2 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- 3 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づけを図る。
- 4 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定するものとし、自主防災計画には次の事項について記載する。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

自主防災組織は、万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、集会、各種行事等を活用し、日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、村、消防本部等の協力のもと、次のような訓練を実施する。

ア 災害情報の収集・伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの防災関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関等が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関、保健所等の指導のもと、適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができる体制を整備する。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行う。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、村との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時に迅速かつ適切な活動を行うため、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、防災資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める必要がある。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、村及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、村は、こうした取組に資する情報提供等を進め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

また企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第5 地区防災計画の作成

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同での防災訓練の実施、救援物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築など、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として玉川村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。

村は、村防災計画に地区防災計画を位置づけるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村防災計画に地区防災計画を定める。

第13節 要配慮者予防対策

[総務課、健康福祉課]

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難誘導等の防災体制の整備に努める。

第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、利用及び提供

村は、村内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するとともに、避難行動要支援者一人ひとりに対し、実効性のある避難支援等がなされるよう、民生委員・児童委員や玉川村社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、個別避難計画の作成に努め、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

1 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、村は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達、救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れるなど、救助体制の中に女性を位置づける。

- (1) 消防機関（須賀川地方広域消防本部・玉川村消防団）
- (2) 県警察（石川警察署）
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 玉川村社会福祉協議会
- (5) 行政区長
- (6) 自主防災組織
- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者とかかわる者

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の対象者の範囲等

- (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲
本村における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、村に対し、自ら名簿への掲載を求めることができる。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級の者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- オ その他災害時に支援を必要とする者

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、上記ア～オのうち、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の居住地の災害リスクや福祉的要因等に基づき、優先度が高いと判断された者

(2) 避難行動支援者名簿及び個別避難計画の記載事項

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 必要な情報の入手方法

(1) 村における情報の集約

村長は、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

(2) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のために必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新等

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(2) 避難行動要支援者情報の提供及び共有

村は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して事前に名簿及び個別避難計画の情報を提供する。ただし、村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿及び個別避難計画の情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

また、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を村及び避難支援等関係者間で共有するとともに、転居や入院により避難行動要支援者名簿及び個別避難計画から削除された場合、該当者の名簿及び個別避難計画の情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して周知する。

5 情報漏洩防止措置

村は、避難支援等関係者に名簿及び個別避難計画の情報を提供するに当たって、本人からの同意を得ることを前提として玉川村個人情報保護条例の規定に留意しつつ、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、次の措置を講じる。

なお、避難支援等関係者は、正当な理由がなく当該名簿及び個別避難計画の情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 村内の一地区の自主防災組織に対して村内全体の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (4) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の保管を行うよう指導すること。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (6) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- (7) 名簿情報及び個別避難計画の取扱状況を報告させること。
- (8) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に対し、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

6 通知又は警告の配慮

村は、一人暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

7 避難支援等関係者の安全確保

村は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避

難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

- (1) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度及び個別避難計画の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。
- (2) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- (3) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

第2 避難行動要支援者避難支援プラン及び個別避難計画の作成

村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定） 内閣府（防災担当）」）に基づく「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成するとともに、「個別避難計画」の作成に努める。なお、作成に当たっては、以下の事項を定める。

- 1 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- 2 避難支援等関係者への依頼事項
- 3 支援体制の確保
- 4 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- 5 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報及び個別避難計画を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- 6 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- 7 避難行動要支援者の避難場所
- 8 避難場所までの避難路の整備
- 9 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- 10 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法 等

第3 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性の確保に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であることなど悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、村との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど、施設が被災した後の対応についても検討する。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、村の指導のもと、緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第4 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

村は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

2 防災知識の普及・啓発

村は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

また、村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマ

ネージャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

村は、災害発生時に要配慮者を適切に避難誘導するため、民生委員・児童委員等と連携を図り、行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容)を平常時から収集し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して、できるだけ複数の避難支援等関係者を定めるなど、個別計画の策定に努める。

また、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

第5 外国人に対する防災対策

村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- 4 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第6 避難所への移送

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第7 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去(ユニバーサルデザイン化)

村が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

村は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、特別支援学校等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定する。なお、指定避難所としての「指定福祉避難所」を指定する際には、受入対象者を特定して公示することによって受入対象者とその家族のみ避難する施設であることを明確化する。

また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

第14節 ボランティアとの連携

[健康福祉課]

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対する受入れ、調整等を行うための体制の整備を図る。

なお、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

村は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、玉川村社会福祉協議会及び福島県社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの受入体制の整備

1 村からの情報提供

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、村は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報共有に努める。

2 コーディネート体制の整備

村は、玉川村社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備する。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、村の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、県と連携のもと、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

3 ボランティア活動保険

村及び玉川村社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及・啓発を図る。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは寮母等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務の知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

村は、玉川村社会福祉協議会や関係団体と連携し、専門職ボランティアやボランティアコーディネーター等の育成方法等について検討する。

第15節 危険物施設等災害予防対策

[総務課、住民税務課]

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより危険物施設等の安全性の向上等を図る。

第1 安全対策の強化

村は、危険物施設等における自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、県及び消防本部と連携し、次の措置を講ずる。

1 危険物取扱者制度の効果的運用

- (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (2) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

2 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

- (1) 危険物施設保安員の選任を指導する。
- (2) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (3) 危険物取扱い等の安全確保のため、予防規定の作成と必要に応じた見直しを指導する。

3 二次災害の発生及び拡大防止措置

災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図るとともに、消防本部等と連携して、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 危険物施設災害予防対策

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくとともに、次の措置を講ずる。

1 施設強化計画

災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底するとともに、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

2 予防教育計画

事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

3 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

4 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

第3 火薬類施設災害予防対策

火薬類の製造業者、販売業者及び消費者は、災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくとともに、次の措置を講ずる。

1 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

- (1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物の火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底する。
また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行う。
- (2) 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

2 予防教育計画

- (1) 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図る。
- (2) 保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図る。

3 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

4 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

第4 高圧ガス施設災害予防対策

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくとともに、次の措置を講ずる。

1 災害予防のための設備計画

過去の災害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施する。

2 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図る。

3 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

4 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災に関する計画との関連も考慮し、できる限り実践に即した訓練を実施する。

第5 毒物・劇物施設災害予防対策

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備するとともに、次の措置を講ずる。

1 毒物劇物取扱事業所の強化計画

(1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについて、定期自主検査を徹底する。

また、運送時においては、交通事故等に十分注意し、同法に規定する運搬の基準を遵守する。

(2) 消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

2 予防教育計画

毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図る。

3 防災資機材等の整備

取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持する。

4 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行う。

第16節 災害時相互応援協定の締結

[総務課、住民税務課、産業振興課]

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面で企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

1 県内市町村間の相互応援協定

村は、県内市町村間の相互応援協定について、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間での相互応援協定の締結を検討する。

2 県外市町村との相互応援協定

災害発生時は、県外市町村との相互応援協定による職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入れなどが有効となるため、村は、県外市町村との相互応援協定の締結を検討する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

村は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要となる場合に備え、次のとおり、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体との応援協定の締結を推進する。

1 食料、生活必需品等の供給

スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等、店舗や流通に在庫を有する企業等との食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を推進し、災害発生後の時間経過により変化する被災者のニーズに応じた物資の調達を行える体制の整備を図る。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

民間の倉庫を支援物資の受入拠点として位置づけ、事業者による物資の管理、受払い、運送業務等を委託できるよう、民間事業者・団体との災害時応援協定の締結を推進し、連携体制を整備する。

3 燃料等の確保

災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送車両の燃料の確保及び村役場、防災拠点施設等の自家発電用燃料を確保するため、県と連携し、ガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、村内石油取扱業者等との災害時応援協定を締結することにより、災害発生時の燃料の確保及び安定供給のための体制整備に努める。

また、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

4 避難所の確保

感染症拡大防止等の観点から、避難所における3密回避等の対策として、可能な限り多くの避難所を確保するために、民間旅館等の活用を図るための協定等の締結に努める。

第3 応援協定の公表

村は、民間事業者及び団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

第4 連絡体制の整備

村は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行う。

また、協定締結先においては、災害発生時に村等からの支援要請があった場合、速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

[全部]

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び村防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

※担当部署の記載について

災害応急対策活動は、災害対策本部が設置された場合を想定して、計画されるものであるため、災害応急対策計画では、原則として災害対策本部が設置された場合を想定し、災害発生時の業務について、災害応急対応の主体となる部署を明記した（ただし、村長や特定の職名等を指定している場合、また、消防団（水防団）等はその限りではない。）。

しかし、災害対策本部を設置せず災害応急対応を実施する場合もあり、その場合は各部・班体制の記載は災害対策本部設置前の各課・係に読み替えて対応する（以下、第3編・第4編の災害応急対策において同様とする。）。

なお、明記した部署が中心となって災害応急対策を進めることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害応急対応に取り組むものとする。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、他市町村、防災関係機関並びに住民に周知することは、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、村における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

村は、時系列行動計画と併せ、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模災害時における業務継続体制の確保を図る。

なお、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応すべきものであることに留意する。

2 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおりである。

(1) 気象警報等の発表中

- ア 気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- イ 職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- ウ 指揮体制確立
- エ 被害情報の収集
- オ 河川等の警戒監視の強化

カ 避難情報の発令

(ア) 高齢者等避難

- ・避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施、担当職員の派遣）
- ・避難行動要支援者の所在確認、避難場所等への移動
- ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）の危険な場所からの避難
- ・一般住民の出勤等の外出を控えるなど普段の行動の見合わせ開始、避難準備や自主的な避難の開始
- ・児童生徒等の安全確保

(イ) 避難指示

- ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）、避難所への受入れ
- ・避難所備蓄物資による対応
- ・避難者の状況把握（避難者リスト作成）

(ウ) 緊急安全確保

- ・命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保
- ・周囲の状況を確認し、避難場所までの移動が危険な場合は、近くの頑丈な建物に移動
- ・外出が危険な場合は、建物の2階以上や崖の反対側などに移動

キ 避難所の開設

(2) 災害発生後1時間以内

- ア 職員の緊急参集
- イ 被害情報の収集報告
- ウ 災害対策本部の設置及び指揮体制確立、本部員会議の開催
- エ 通信連絡網の確立
- オ 住民に向けての情報提供
- カ 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- キ 被災状況により自衛隊等の出動要請準備、派遣要請
- ク 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

(3) 災害発生後3時間以内

- ア 消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による他市町村、県等への応援要請
- イ 応急給水
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(4) 災害発生後6時間以内

- ア 救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに、安心情報の発信
- エ （必要に応じて）広域避難の要請

第2 村の活動体制（災害対策本部）

1 設置基準

災害対策本部長（以下「本部長」という。なお、災害対策本部設置前においては、村長又は村長不在時の決定者とし、以下同様に読み替える。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに各部長へ連絡するとともに、配備体制をとる。

- (1) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

2 解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

3 災害対策本部の設置・廃止時の通報先

本部長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に口頭、電話、放送又は広報車で伝達・通報する。

- (1) 知事
- (2) 住民・隣接市町村・防災関係協力団体
- (3) 石川警察署・須賀川地方広域消防本部（石川消防署玉川分署）
- (4) 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 玉川村防災会議委員・災害対策本部員・災害相互応援協定を締結している自治体等
- (6) 陸上自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地）

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として総務課に設置するものとし、平常時から机、イス、パソコン、コピー機、通信設備、その他災害対策本部の活動に必要な資機材等を整備し、災害対策本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、災害対策本部設置場所には、本部を示す「本部標識」を掲示する。

なお、村役場及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、本部長の判断により変更することができる。

第1位 村長室	第2位 北庁舎会議室	第3位 たまかわ文化体育館
---------	------------	---------------

5 村長不在時の決定者

大規模災害時に村長の不在等で、村長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副村長が決定し、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

なお、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する判断についても前述と同様の対応とする。

6 災害対策本部組織及び編成

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「資料編 玉川村災害対策本部組織」のとおりとするが、その概要は次のとおりである。

災害対策本部組織

◎：部長 ○：副部長

災害対策本部 (本部員会議)	本部長	村長	◎ 総務課長 ○ 住民税務課長 ○ 企画政策課長 ○ 議会事務局長 ○ 会計管理者	・総務班 ・住民班 ・税務出納班
	副本部長	副村長		
		教育長		
本部員	総務課長 住民税務課長 企画政策課長 健康福祉課長 産業振興課長 地域整備課長 会計管理者 議会事務局長 教育課長 公民館長 消防団長	◎ 健康福祉課長 ○ 公民館長	・避難対策班 ・救護班	
本部事務局	事務局長	総務課長	産業対策部	
	事務局	生活安全係長	◎ 産業振興課長	・農政班 ・商工観光班
			建設対策部	
			◎ 地域整備課長	・建設班 ・上下水道班
			文教対策部	
			◎ 教育課長	・教育班
			警備消防部	
			◎ 消防団長 ○ 消防団副団長	・消防班
			現地災害対策本部	
			(必要に応じて設置)	

(1) 本部員会議

本部長は、災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を定期的で開催し、次の基本方針を決定する。

なお、災害発生後の初回本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。

また、本部員会議には、本部長の要請により防災関係機関（自衛隊、警察署、消防本部）の代表や国のリエゾン並びに県情報連絡員をオブザーバーとして参加させることができる。

ア 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

イ その他重要事項に関すること。

(2) 現地災害対策本部

ア 設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速かつ機動的に実施する。

イ 組織編成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 所掌事務等

現地災害対策本部の所掌事務等は、その都度、本部長が定める。

(3) 記録と文書管理の徹底

災害対策本部においては、本部員会議をはじめ災害対応に係る意思決定の過程について、議事録の作成など記録を徹底するとともに、各種文書についても、平常時に準じた文書管理を行う。

第3 国・県の現地対策本部との連絡調整

村は、国あるいは県の災害対策本部による現地対策本部が設置された場合、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して協力等を行う。

また、災害対策県中地方本部が設置された場合、相互の情報共有を図りながら、連携して災害応急対策を行う。

第4 災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における村の救助体制についても、県の指導のもと、あらかじめ定めておくものとするが、原則として「資料編 玉川村災害対策本部組織」と同様の体制とする。

第2節 職員の動員配備

[全部]

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にし、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行う。

第1 配備基準

配備区分	指揮	配備体制	配備時期
災害対策本部設置前	事前配備	情報連絡のため、総務課、地域整備課の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	①大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、強風注意報等）が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 ②その他必要により村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。
	警戒配備	各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。	①大雨、洪水等の警報（特別警報を含む。）が発表されたとき。 ②土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ③指定河川洪水予報が発表されたとき。 ④その他特に村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。
災害対策本部設置後	第一非常配備	発生災害に関係する各部各班の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。〔災害対策本部体制〕	①村内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 ②複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 ③その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
	第二非常配備	災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。〔災害対策本部体制〕	①村内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 ②被害が甚大と予想されるとき。 ③その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

第2 各配備下における活動要領

1 事前配備

上記第1の配備基準により、配備区分が「事前配備」に区分される配備時期となった場合、総務課及び地域整備課のあらかじめ定められた職員は、次の措置を講じ、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制を整える。

- (1) 総務課長は、県、その他関係機関と連絡をとり、必要に応じて気象情報、対策通報等を防災行政無線、広報車、その他の方法により住民に伝達するとともに、現地の情報を収集する。
- (2) 地域整備課長は、水位、流量等に関する情報を収集するとともに、危険区域の情報を収集し、総務課長に報告する。
- (3) 総務課長は、必要に応じて村長に報告するとともに、関係課長に連絡する。

2 警戒配備

上記第1の配備基準により、配備区分が「警戒配備」に区分される配備時期となった場合、下記第3の「配備編成計画」に基づき、あらかじめ定められた職員は、次の措置を講ずる。

- (1) 各課長は、必要に応じて総務課長席に参集し、相互に情報を交換して、当該情勢に対応する措置を検討する。
- (2) 警戒配備につく職員は、所属する課等の所定の場所に待機する。
- (3) 総務課長は、検討結果を村長へ報告の上、指示を仰ぐものとする。
- (4) 村長は、必要に応じて避難指示等を発令するとともに、必要な指示を総務課長に伝達する。
- (5) 各課長は、総務課長からの情報又は連絡に即応して、随時、待機職員に対して必要な指示を行う。
- (6) 総務課長は、災害の状況を取りまとめ、速やかに村長に報告する。また、必要に応じて、県（県中地方振興局）、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

3 第一非常配備（災害対策本部体制）

- (1) 第一非常配備は、災害対策本部を設置するとともに、災害応急対策活動を開始するものであり、災害対策本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部を総務課内、又は災害の形態により本部長の指定する場所に開設する。
- (2) 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- (3) 本部事務局長は、本部員と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について本部長に報告する。
- (4) 本部長は、情報共有と効率的な災害応急対策の実施のため、必要に応じて、県情報連絡員等防災関係機関連絡員の派遣を要請するとともに、受入体制を整備する。
- (5) 各部長は、次の措置をとるとともに、その状況について本部事務局長を通じて随時本部長に報告する。
 - ア 状況を所属職員に徹底させ、所要の人員を配置する。
 - イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
 - ウ 装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - エ 必要に応じて、災害応急対策活動を実施する。

- (6) 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。
- (7) 本部長は、必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。

4 第二非常配備（災害対策本部体制）

第二非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は、災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況について、随時本部事務局長を通じ、本部長に報告する。

第3 配備人員

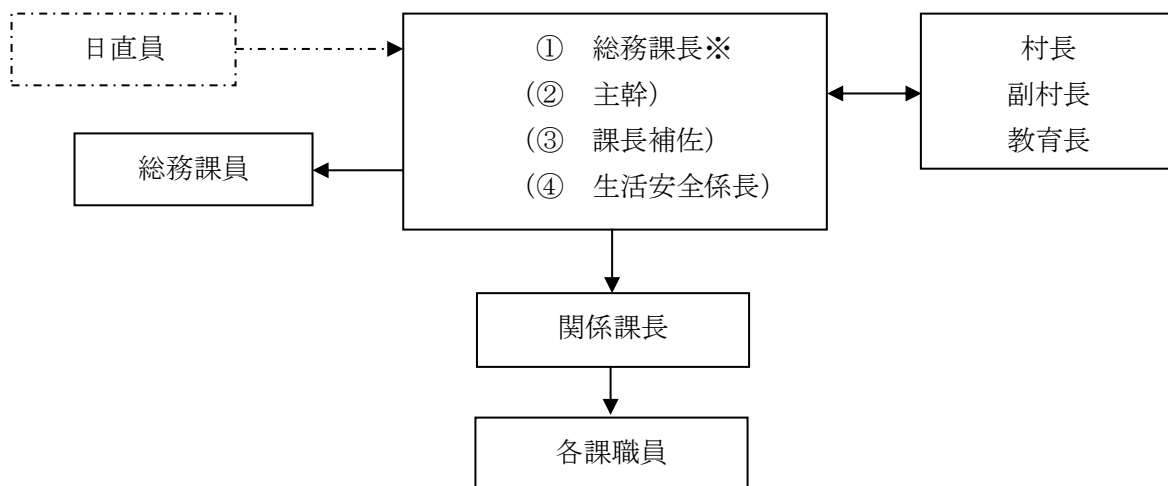
配備人員は、「資料編 配備編成計画」において、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとし、その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、村役場までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

第4 動員伝達方法

動員の伝達は、総務課長から一般加入電話等あらかじめ定められたルートにより行う。



※ ----- は、勤務時間外・休日みの伝達系統

※ () 担当者が不在時は次席の者へ連絡する

第5 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、直ちにその状況について、所属長に報告する。ただし、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる村の機関に参集し、当該機関の長

又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの村の機関
- (2) 村役場又は玉川村須釜行政センター

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

- 1 災害対策本部の各班長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況について、各部長を通じ、総合対策部長に報告する。その際、職員や家族の安否確認を併せて行うものとする。
- 2 総合対策部長は、職員の配備状況及び安否状況を取りまとめ、本部事務局長を通じて本部長に報告する。
- 3 本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める場合は、各班長に応援の指示を行う。

第7 消防団員の動員

1 動員命令

消防団員の動員命令は、本部長又は本部事務局長が消防団長に対して行い、消防団長は、各分団に対して次のとおり命令する。

- (1) 動員を要する分団名
- (2) 動員の規模
- (3) 作業内容及び作業場所
- (4) 装備等
- (5) 集合時間及び集合場所
- (6) その他必要と認める事項

2 動員の規模、能力

動員の規模、能力については、「本章 第26節 消防活動」による。

第3節 災害情報の収集・伝達

[全部]

村域で風水害等の災害が予想される場合における気象特別警報・警報・注意報等の関係情報を迅速かつ確実に収集・伝達する。

また、村域に災害が発生した場合、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害に関する情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施する。

第1 気象情報等の収集・伝達

1 気象特別警報・警報・注意報等の定義と種類

(1) 定義

予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ
が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがある
場合、その旨を警告して行う予報

注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が発生するおそれがある場合に、
その旨を注意して行う予報

情報：気象等の予報に関係のある台風・その他異常気象等について、その実況や推移
を説明するもの

(2) 種類

ア 特別警報

- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

イ 警報

- ・気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報

・洪水警報

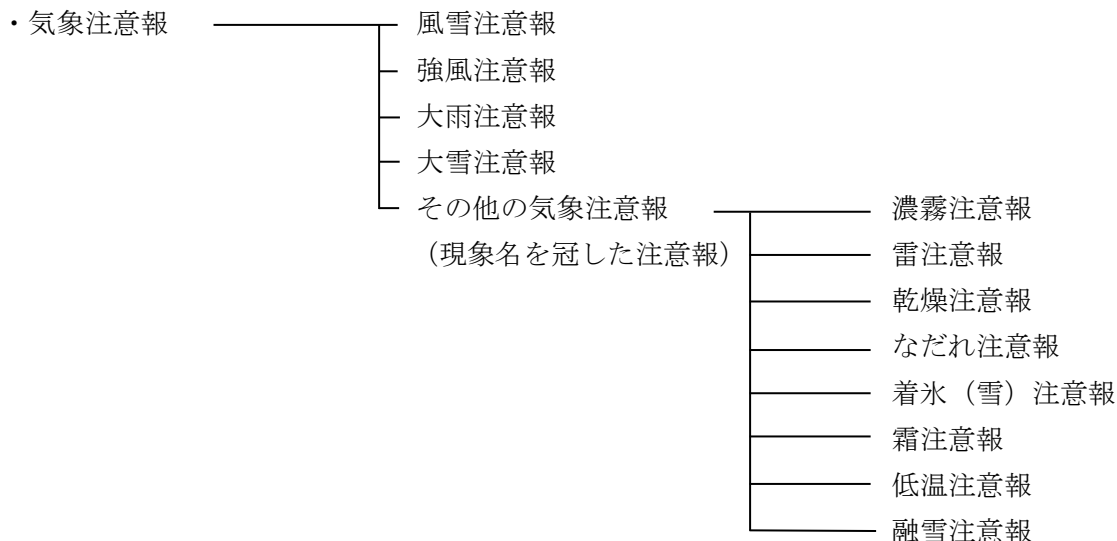
・水防活動用気象警報（大雨警報又は大雨特別警報をもって代える。）

・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える。）

・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報

（阿武隈川上流：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）

ウ 注意報



- ・洪水注意報
- ・水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える。）
- ・水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える。）
- ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報
（阿武隈川上流：氾濫注意情報の表題で発表）

（注1）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

（注2）地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

エ 情報

(ア) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合に発表される情報。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される情報。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表される情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。また、この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(オ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(カ) キキクル(危険度分布)

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。

常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。

(キ) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。

6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新される。

オ その他

(7) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに都道府県知事に対して行われる通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報

※「光化学スモッグ注意報」等は、県の発令基準により発令され、注意報基準は、オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときである。

(ウ) 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報、農業気象通報等

2 気象特別警報・警報・注意報等の発表基準等

(1) 警報、注意報等発表の細分区域

府 県 予 報 区	福島県
一 次 細 分 区 域	中通り
市町村等をまとめた地域	中通り南部

(2) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	現在想定している基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

イ 警報

種 類		発 表 基 準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	88* ¹
洪 水		流域雨量指数基準	阿武隈川流域=47.6, 泉郷川流域=10.3, 金波川流域=7.5
		複合基準* ²	阿武隈川流域=(5, 42.8)
		指定河川洪水予報による基準	阿武隈川上流 [須賀川]
暴 風		平均風速	18m/s
暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う
大 雪	降雪の深さ	平 地	12 時間降雪の深さ 30cm
		山沿い	12 時間降雪の深さ 35cm

ウ 注意報

種類	発表基準		
大雨	表面雨量指数基準	6	
	土壌雨量指数基準	55（暫定基準）*1	
洪水	流域雨量指数基準	阿武隈川流域=38, 泉郷川流域=8.2, 金波川流域=6	
	複合基準*2	阿武隈川流域=(5, 38), 泉郷川流域=(5, 8.2)	
	指定河川洪水予報による基準	阿武隈川上流〔須賀川〕	
強風	平均風速	12m/s	
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う。	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm以上
		山沿い	12時間降雪の深さ20cm以上
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	100m	
乾燥	① 最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上		
	② 最小湿度30%、実効湿度60%		
雪崩	① 24時間降雪の深さが40cm以上		
	② 積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき		
	冬期：（中通り南部の平地）最低気温が-10℃以下、又は-7℃以下の日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

*1「令和4年3月16日23時36分頃の福島県沖の地震」に伴い、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を通常の8割の暫定基準を適用している。

*2（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

（警報・注意報基準表の解説）

- ①警報・注意報は、気象要素が表中の基準に達すると予想される場合に発表される。
- ②大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。
- ③大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ④土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、表中には本村の域内における基準値の最低値を示している。
- ⑤洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「阿武隈川上流〔須賀川〕」は、洪水警報においては「指定河川である阿武隈川に発表された洪水予報において、須賀

川基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する。」ことを、洪水注意報においては、同じく「須賀川基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する。」ことを意味する。

⑥地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」（後述の「(3)地震後等の警報等暫定基準の設定」を参照）を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

⑦大雪の欄中、平地は標高がおおむね 300m未滿、山沿いは、標高がおおむね 300m以上とする。

エ 指定河川洪水予報

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇するおそれがあるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。

基準地点と基準水位（阿武隈川上流）

（単位：m）

観測所名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位
須賀川(さかガリ)	3.50	4.50	7.10	7.70	7.991

洪水予報を実施する河川の区域（阿武隈川上流）

右岸・左岸	区域
左岸	福島県須賀川市前田川字二枚橋 119 番地先から福島県・宮城県境まで
右岸	福島県石川郡玉川村大字竜崎字滝山 11 番地の 1 地先から福島県・宮城県境まで

(3) 地震後等の警報等暫定基準の設定

ア 暫定基準を設定する事象

(ア) 大雨警報・注意報（土砂災害対策）

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土石災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ) 洪水警報・注意報

- ・河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- ・土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- ・その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。

なお、(ア)、(イ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪等に関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、広範囲の地盤沈下等の状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

(ア) 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村※

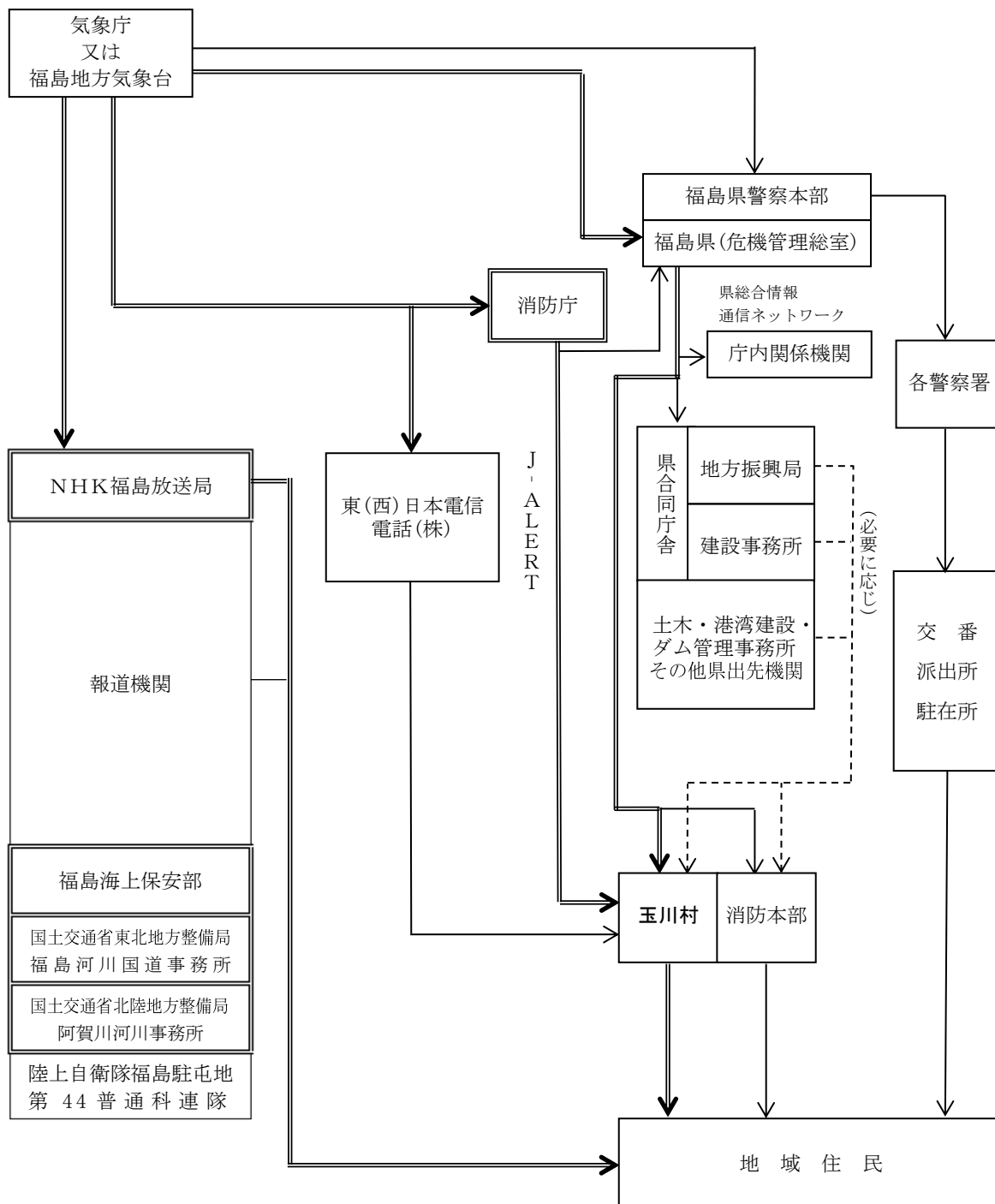
ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

(イ) その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。

震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

気象情報の伝達系統



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）気象業務法第15条の2
 ※二重棒は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先
 ※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化（防災情報提供システム、アデスオンライン）

3 異常現象を発見した者の措置等

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を村長又は警察官に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちに石川警察署長及び村長に通報する。

(3) 関係機関への通報

村長は、上記によって、次のような事項に該当する異常現象を覚知した場合、災害対策基本法第54条第4項に基づき、速やかに福島地方気象台に通報し、また、災害の予想される他の市町村長、関係のある県の機関等に対して通報する。

ア 気象に関する事項（著しく異常な気象、例えば竜巻、強い降雪）

イ 地象に関する事項（地震関係）

4 関係機関、住民等に対する周知

村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を覚知したとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達するとともに、その内容に応じて、防災行政無線及び広報車等により住民その他関係のある公私の団体へその状況の周知徹底を図る。

なお、特別警報の情報を受けた場合、気象業務法第15条の2に基づき、直ちに住民等や官公署に周知の措置をとらなければならない。

第2 被害状況等の収集・報告

1 被害調査

村は、災害が発生した場合、直ちに村内の被害状況について調査を行う。この場合、県と連携のもと、天候状況を勘案しながら、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、迅速かつ適切な情報の収集に努める。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行うものとし、災害による被害が発生した場合における各部門別の被害状況は、災害対策本部の事務分掌により、それぞれの所管事項に関し、関係各班において掌握する。

(1) 被害状況の収集は、消防本部、県警察本部（石川警察署）等の防災関係機関との連携のもとに行う。

(2) 被害状況の調査は、村の職員が巡回して行うことを原則とし、必要に応じ消防団員、区長等から情報を得る。

(3) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。

(4) 上記(3)の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状

況を速やかに調査・収集する。

- (5) 職員は、参集途上等において必要に応じて目視等による被害情報の収集を行い、所属長へ直ちにその状況を報告する。
- (6) 必要に応じ、災害現場に近い村の施設（支所、公民館、その他）の職員と連絡をとり、報告を求める。
- (7) 調査に際しては、スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行う。

2 被害状況の集約

災害による被害の状況は、各部門の状況を各部ごとに取りまとめ、本部事務局に報告する。本部事務局長は各部門の被害状況を取りまとめ、本部長へ報告する。

3 被害状況等の報告

(1) 報告すべき災害

ア 報告の基準

村が県に報告すべき災害はおおむね次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」に従って実施する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

イ 報告に当たっての留意事項

- (ア) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うこととなっており、村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告する。
- (イ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村域内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

- (ウ) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、村は、所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況を確認する。

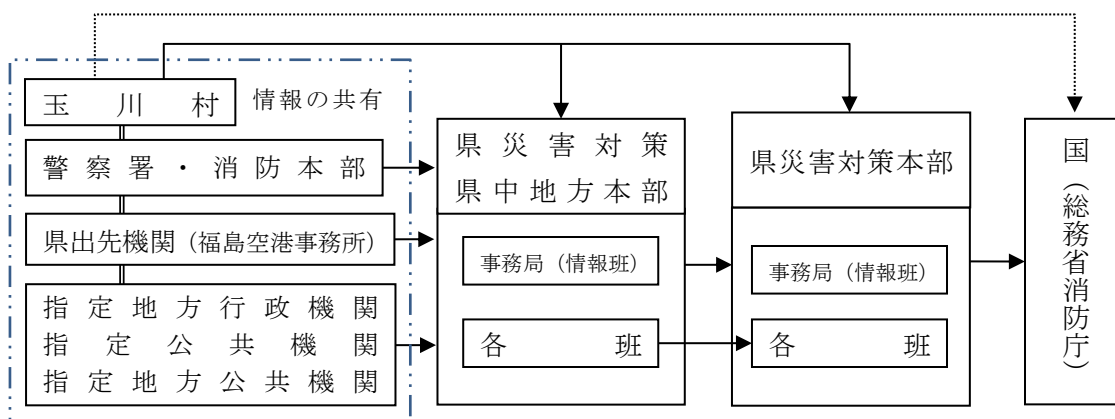
また、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(2) 被害状況等の報告系統

村は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。

なお、被害状況等の報告系統は、県が作成・配付する「情報連絡ルート集」による。

被害状況等の報告系統



【被害状況の報告先】				
県中地方 振興局	NTT回線	電話	024-935-1295	(FAX) 024-925-9026
	総合情報通信 ネットワーク	衛星系	810-300-721	(FAX) 810-300-720
		地上系	811-300-721	(FAX) 811-300-720
県	NTT回線	電話	024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
		地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524
国 (消防庁)	区分		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
		回線別		
	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
FAX		90-49033	90-49036	
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102	
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

(注) 県が災害対策本部を設置しない場合は、県災害対策県中地方本部は県中地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読み替える。

(3) 報告方法

ア 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、村⇒県⇒国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

イ 村から県への報告は、県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合は、電話、FAX、電子メール等により県災害対策県中地方本部へ被害情報を報告する。

ウ 上記の通信が途絶した場合は、警察無線又はその他の無線局を利用する

エ いずれの場合においても、村が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省

消防庁)へ被害状況等の報告を行う。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合、村はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部に報告する。

なお、県では、被災市町村との通信が途絶した場合や市町村が災害対策本部を設置した場合などに、情報連絡員を派遣し衛星携帯電話等により派遣先市町村との情報伝達を行うこととしているため、村に情報連絡員が派遣された場合、情報連絡員を通じ被害情報を報告する。

オ 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣するなどの手段を尽くし、報告する。

(4) 報告の内容と種類

村は、県に対し、被害状況のほか、応急対策の実施状況、災害対策本部設置等の配備体制、被害拡大の見込み、応援の必要性等について報告するとともに、県が把握する被害情報や応急対策の実施状況等を確認し、情報を共有する。

なお、村から県に対する報告の種類及び様式は次により行うものとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告(被害即報)

被害の発生を把握した場合、直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害が確定した後に被害状況等を報告

イ 報告の様式等

(ア) 概況報告(被害即報)

「火災・災害等即報要領」の第4号様式(災害状況即報)に準じた内容をFAX、メール等で報告する。

なお、緊急の場合には、電話により速やかに報告する。

(イ) 中間報告

原則として、防災事務連絡システムにより行う。ただし、死者・行方不明者が生じた大規模災害や孤立集落の発生など、被害拡大防止のための災害応急対策が必要な災害の発生を把握した場合には、電話等により速やかに報告する。

(ウ) 確定報告

別に定める被害報告様式をFAX、メール等で報告する。

ウ 災害程度の判定

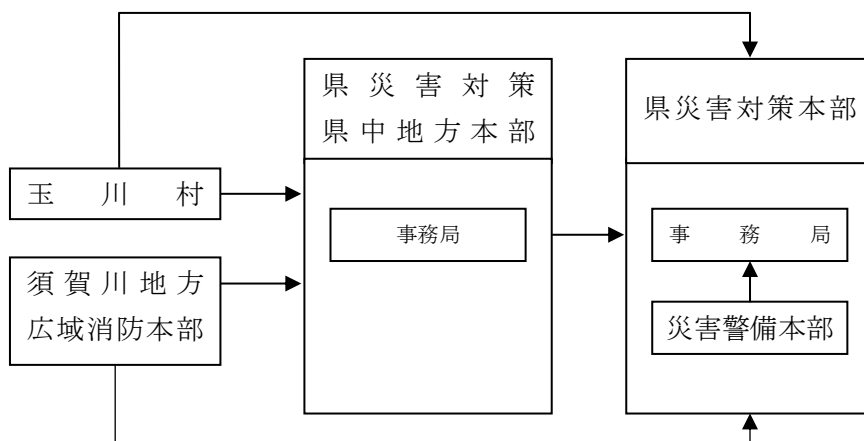
災害の程度を判定する基準は、「資料編 被害状況報告記入要領」による。

4 被害区分別報告系統

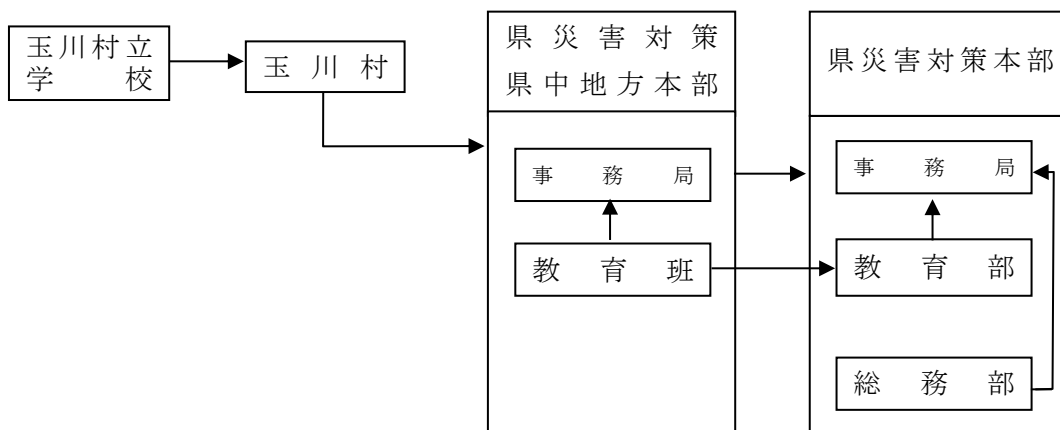
被害の区分別の報告系統は次のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

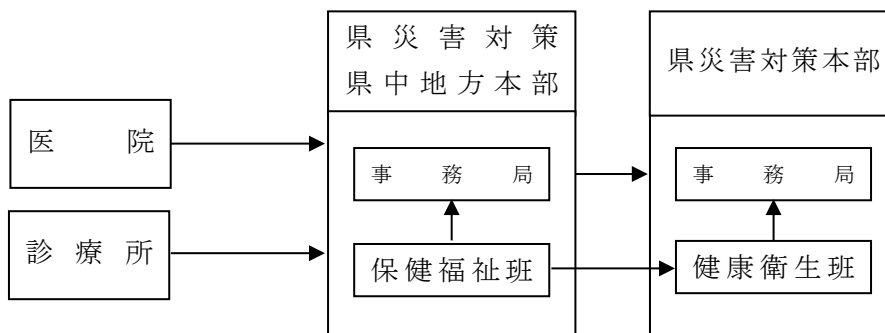
(1) 人的被害、住家被害等



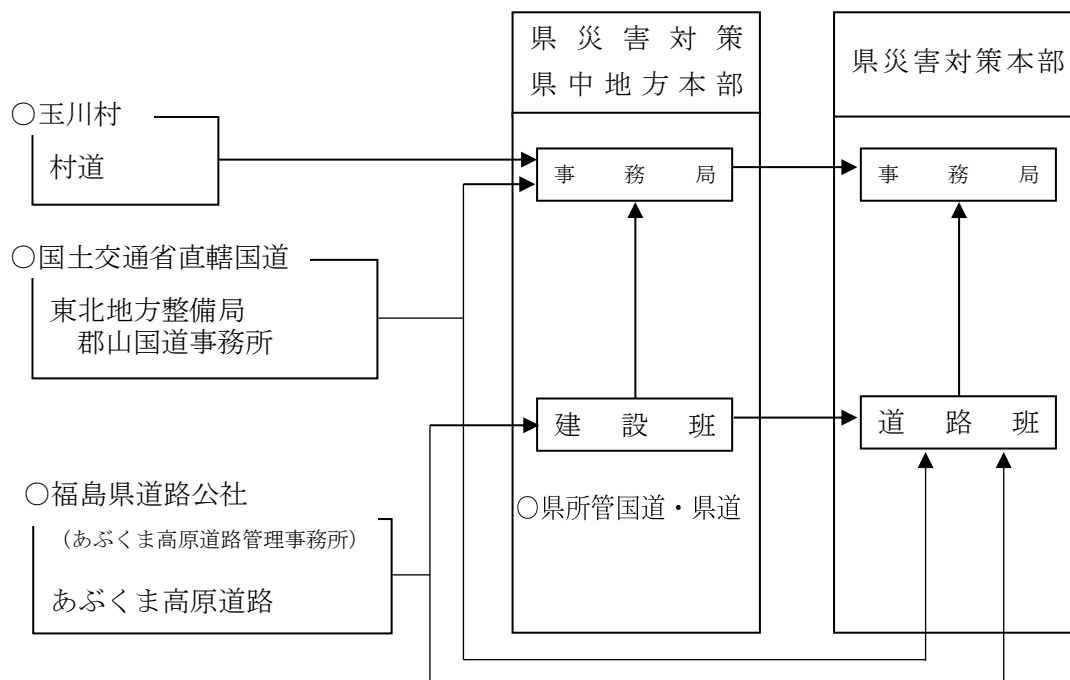
(2) 文教施設被害



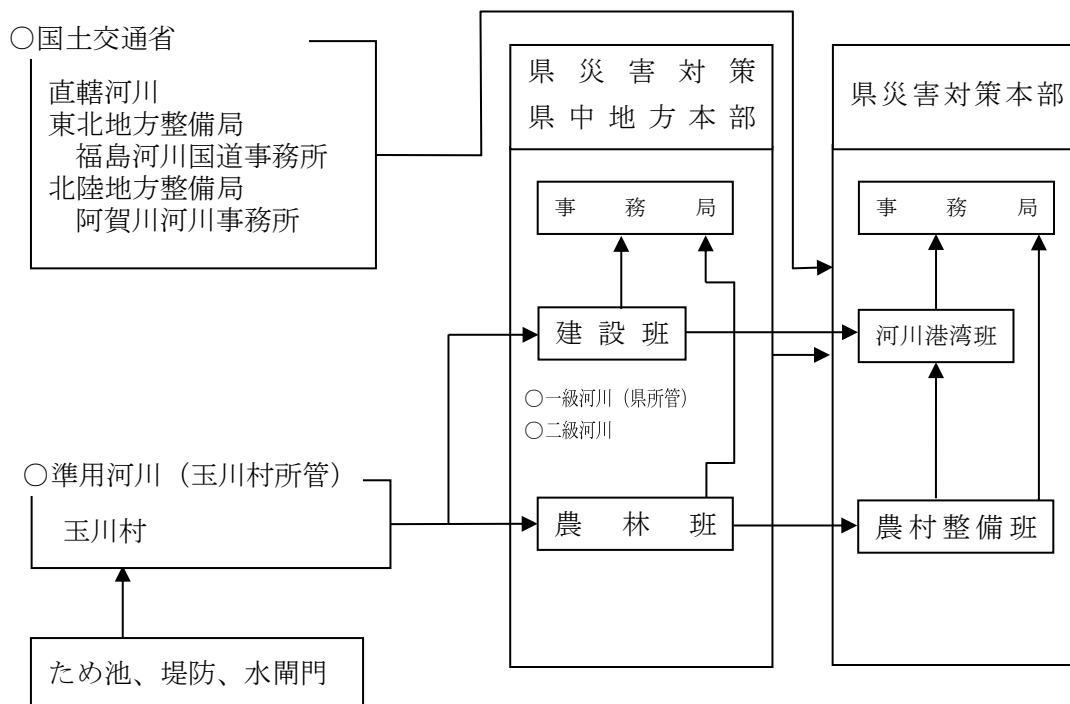
(3) 医院・診療所被害



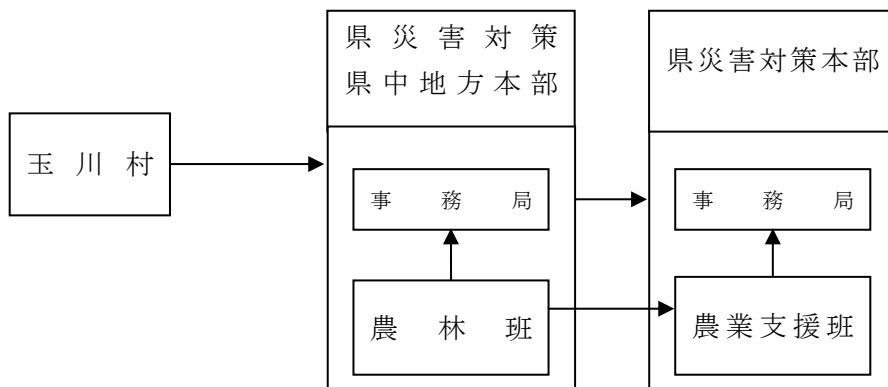
(4) 道路・橋りょう被害



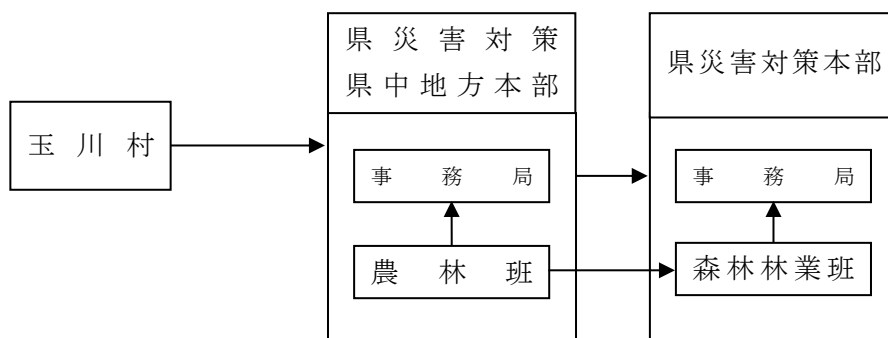
(5) 河川災害、その他水害被害



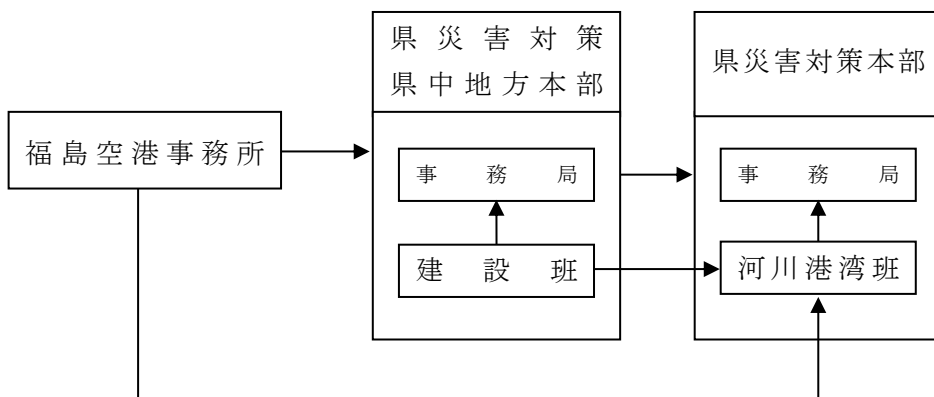
(6) 農産被害、畜産被害



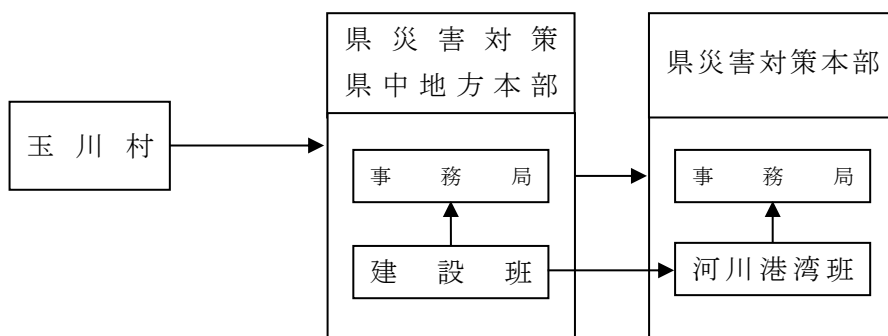
(7) 森林被害



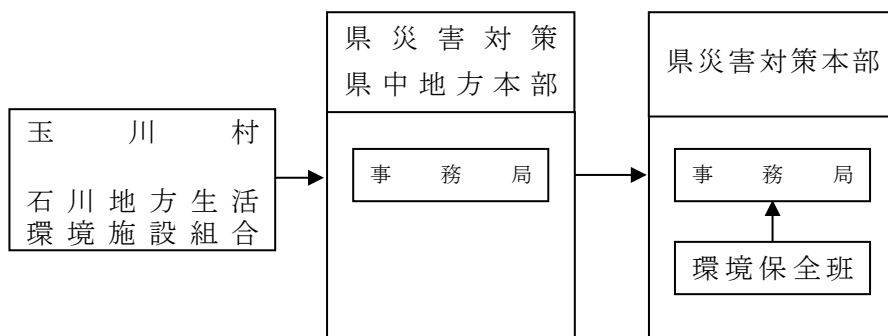
(8) 空港被害



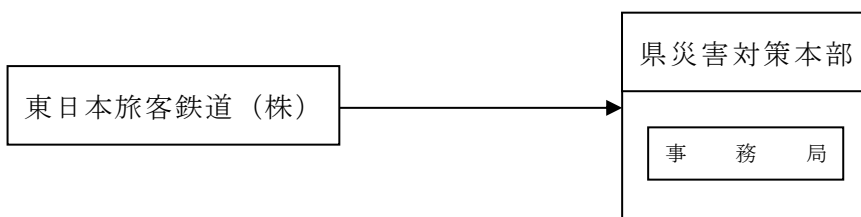
(9) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



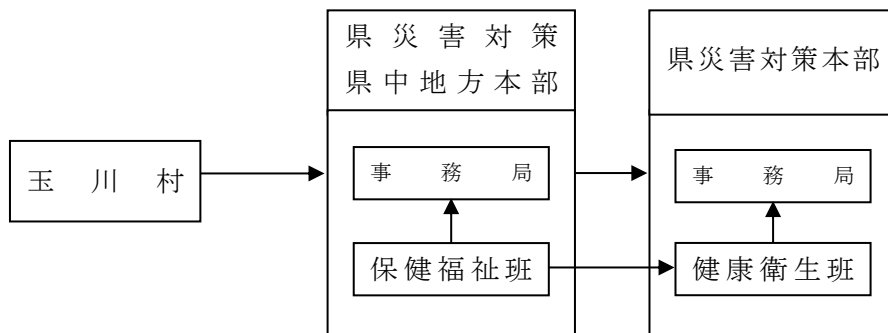
(10) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



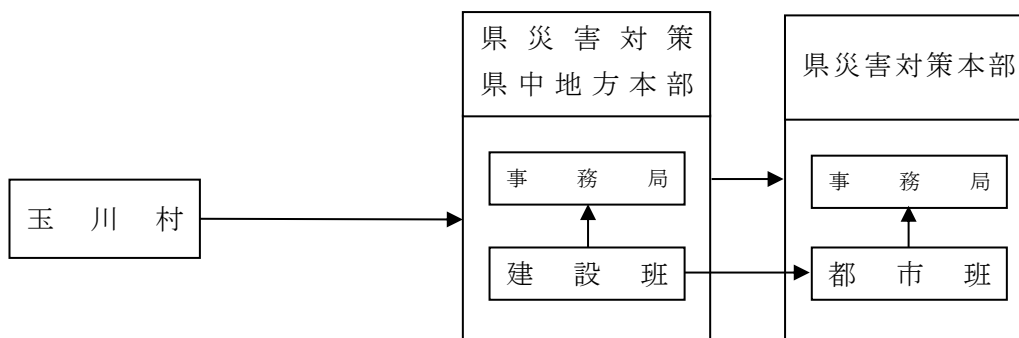
(11) 鉄道施設被害



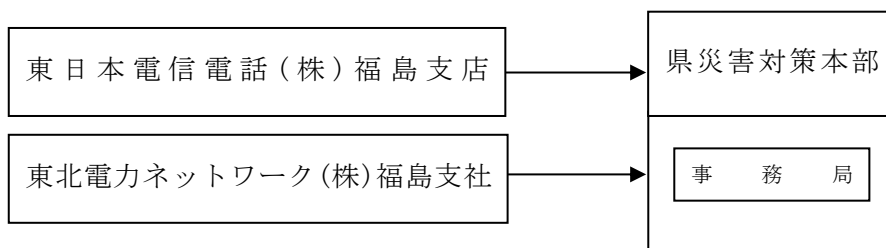
(12) 水道施設被害



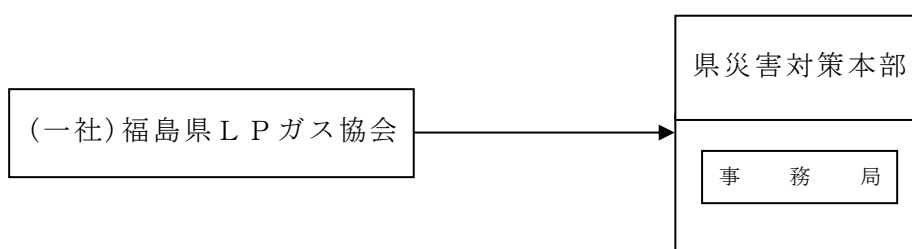
(13) 下水処理施設被害



(14) 電話・電力施設被害



(15) ガス施設被害



第4節 通信の確保

[総合対策部]

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 通信手段の機能確認

村は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 災害時の通信連絡

- (1) 県及び防災関係機関に対する、災害の予報や警報、気象情報の伝達、被害状況の収集及び報告、その他応急対策に必要な指示、命令等の伝達は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、防災行政無線及び総合情報通信ネットワーク（県・消防本部との連絡に限る。）により行う。

また、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

- (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (3) 電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

3 各種通信施設の利用

- (1) 非常無線通信の利用

村は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方通信ルートに基づく東北地方整備局・県警察本部・東北電力ネットワーク(株)福島支社、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部、アマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。

- (2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

なお、村において、災害時に利用できる通信施設は、次のとおりである。

- ア 福島空港管制塔
- イ 石川消防署玉川分署
- ウ 石川警察署玉川駐在所

- (3) 放送機関への放送要請

村は、加入電話、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、

県を通じて放送機関に対し、次の事項を明らかにして連絡のための放送を要請する。

- ア 放送を要請する理由
 - イ 放送する事項、内容
 - ウ 希望放送日時
 - エ その他、必要な事項
- (4) インターネット情報提供事業者への情報提供要請
村は、県と連携のもと、インターネット情報提供事業者に対し、インターネットを利用した情報の提供を行うことを要請する。

4 現地災害対策本部が設置された場合の措置

村は、現地災害対策本部が設置された場合、衛星携帯電話及び防災行政無線の可搬型移動局により通信を行うほか、必要に応じて東日本電信電話(株)福島支店に臨時電話（携帯電話を含む。）の設置を依頼する。

第2 通信の運用等

1 防災行政無線の運用

- (1) 災害時の通信連絡
災害時における住民への警報等の伝達、避難指示等については、防災行政無線を活用して行う。
- (2) 施設の内容

種類	内容
親局	1局（玉川村役場）
子局	屋外拡声方式 17局 戸別受信方式
遠隔制御器	1台

- (3) 管理
災害発生時においては、通信のふくそうが予想されるため、防災行政無線施設に、次の管理者をおき、管理者は必要に応じて通信の統制を図る。
また、通話の制限及び通信内容による優先通信を行い、通信の円滑化を図る。

役職	担当者	役割
総括管理者	本部長 (村長)	管理の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
管理責任者	総合対策部長 (総務課長)	管理を行うとともに、無線局管理者を指揮監督する。
無線局管理者	総務班 (広報広聴係長)	無線施設の親局に勤務し、施設等の管理監督の業務を所掌する。

(4) 非常通信の協力

防災関係機関から災害に関し緊急に処置する内容の依頼を受けたときは、可能な限りこれに応じ非常無線の機能を発揮する。

2 県総合情報通信ネットワークの活用

福島県総合情報通信ネットワークは、国（福島地方気象台、陸上自衛隊駐屯地等）、県、市町村、消防本部、防災関係機関等（日本赤十字社福島県支部、放送機関、電力会社）を結ぶ通信ネットワークで、衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、また、主要機器を2重化するとともに非常電源による停電対策を備えるなど、信頼性と耐災害性が高いという特徴がある。

村では、本ネットワークを活用した防災事務連絡システムにより被害状況を報告するほか、県や市町村との通信手段として活用する。

3 電報による通信

(1) 非常扱い電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱い電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

4 通信途絶時等における連絡方法

村は、各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

第3 情報連絡員による情報伝達等

- 1 国（東北地方整備局）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各種情報の共有を図るため、情報連絡員（国リエゾン）を派遣する。
- 2 県は、村との通信が途絶、又は困難になった場合や県災害対策本部を設置した場合等において、携行する衛星携帯電話等を活用し、県と村の情報伝達支援を行い情報共有を図るため、あらかじめ指定している情報連絡員（県リエゾン）を派遣する。
- 3 村は、情報連絡員が国又は県と速やかに、かつ、円滑に情報伝達できるよう執務場所の確保や村の保有する通信手段を使用させるほか、必要に応じ、本部員会議にオブザーバーとして出席させるなど、情報連絡員の情報収集活動を支援する。

第5節 相互応援協力

[総合対策部]

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、防災関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第1 県と市町村の相互協力

1 県及び他市町村への応援要請

- (1) 村長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するために必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- (2) 村長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 村長が知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、知事は、特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条第1項に基づき、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。
また、他の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条第2項に基づき、村長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。
- (2) 知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

3 他市町村への応援（職員の派遣）

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、知事又は被災した市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、村は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。

第2 国に対する応援要請

1 村長の応援職員派遣要請

- (1) 村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 応援職員派遣要請手続き

村長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、村長が、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定められておりである。

第3 消防の相互応援

村は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、消防本部と連携し、次の7市町村との間で締結している「消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

消防相互応援協定締結市町村

須賀川市・鏡石町・石川町・矢吹町・平田村・浅川町・古殿町

また、それでも対応できない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

なお、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規程による相互応援についても迅速な対応ができるよう、手続き等細部事項について、あらかじめ検討する。

第4 民間事業者との災害時応援協定

村は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県等からの支援物資を集約する物資受入拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制の整備を図る。

第5 公共的団体等との協力

村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。

また、これら団体等の協力業務及び協力方法について、あらかじめ協議しておくとともに、災害時における活動が能率的に処理できるよう、その内容の周知徹底を図る。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会及び村の奉仕団体（女性の会、青年団、婦人消防隊）等をいう。

1 協力体制の確立

災害時における初期消火、食料、飲料水、その他生活必需品の支給、被災者の安否確認、死者（行方不明者）の捜索、炊き出し、避難誘導、防疫作業等応急活動については、村のみならず公共的団体及び自主防災組織等の協力がなければ万全を期し得ないため、協力体制を確立する。

2 協力内容

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、村その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

3 村の奉仕団体（女性の会、青年団、婦人消防隊）への協力要請

- (1) 村の奉仕団体の組織は、「資料編 奉仕団体組織表」のとおりである。
- (2) 村の奉仕団体への応援、協力要請及び指示には、総合対策部長が当たる。
- (3) 村の奉仕団体は、青年団、婦人会及び婦人消防隊等の団体ごとに編成し、総合対策部長の指示により作業を行う。

第6 受入れ体制の整備

県や国土交通省東北地方整備局から派遣される情報連絡員（リエゾン）が、情報収集や外部との連絡・調整機能が発揮できるよう通信手段の確保に努める。

また、応援職員が活動するための執務スペースの確保や、資料、マニュアルの整備など受入れ体制を整備するとともに、必要な場合は、応援職員の食事や宿泊場所の確保を図る。

第6節 災害広報

[総合対策部]

災害時において、住民等及び防災関係機関に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するため、災害発生後速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して広報活動を展開する。

第1 村の広報活動

村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民等に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ等を活用し、次の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応に当たる職員にも周知するよう努める。

1 広報内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 村における避難に関する情報
 - ア 避難の指示に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- (5) その他住民等に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 広報方法

- (1) 一般広報
 - ア 防災行政無線による広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
 - エ インターネットを利用した広報等（ホームページ開設）

- オ 携帯電話への緊急速報メール等による広報
- カ テレホンサービスによる被災地情報提供
- (2) インターネットを利用した広報の留意点
 - 村は、インターネットを利用して広報等を行う場合、次の点に留意する。
 - ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する。
 - また、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。
 - イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報をわかりやすく提供するよう努める。
 - ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努める。
 - エ 住民等自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。
- (3) 報道機関への発表
 - ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について実施する。
 - イ 発表は、原則として災害対策本部副本部長の立会いのもとに、あらかじめ定めた場所で発表する。
- (4) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用
 - 村は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民等へ伝達する。

3 要配慮者に配慮した広報の実施

村は、次のとおり要配慮者に配慮した広報の実施を心掛けるものとする。

- (1) 外国人に対する多言語による広報
- (2) 聴覚障がい者に対する文字放送、手話通訳等の実施

第2 市町村間の協力による広報

村は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第7節 災害救助法の適用等

[総合対策部]

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（災害救助法第13条第1項）。
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている（災害救助法第7条～第10条）。

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、上記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、上記ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、都道府県知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正

に行わなければならない。

- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した市町村の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるときに適用される。本村における災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

- (1) 村内の住家滅失世帯が40世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
(2) 県内の住家滅失世帯が1,500世帯以上に達し、村内の住家滅失世帯が20世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
(3) 県内の住家滅失世帯が7,000世帯以上に達し、村域における被害世帯数が多数である場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては村において救護活動が任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

(例)

- ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

(例)

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

- (ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

- (イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

- (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

- (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

- (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - c 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、「資料編 被害認定基準」のとおりである。

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用申請

災害救助法による救助は市町村の区域単位で実施されるものであり、本村における被害が上記第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合、村長は、直ちにその旨を知事に報告する。

2 特別基準の申請

村長は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、知事を通じ、内閣総理大臣に対して「特別基準」の適用を要請する。

なお、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、知事を通じて電話、FAX、電子メール等により連絡を受けることとなっている。

第4 災害救助法による救助等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、災害救助法による救助の基準（救助の対象、費用の限度額、期間等）については、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与

- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

3 救助実施状況の記録及び報告

村は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて県に逐次報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

村長は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の2の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

村長は、災害対策基本法第71条の2の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 村長は、災害対策基本法第71条の2の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、同法84条に基づき損害を補償しなければならない。
- (2) 災害対策基本法第71条の2の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第8節 救助・救急

[民生対策部、警備消防部（消防団）]

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織は、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行う。

第1 村（消防本部を含む。）による救助活動

1 平時の措置

村は、村内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立。この場合、建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくものとする。
- (2) 大雨や地震による土砂崩れ、雪崩等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制の確保、救助に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所、住民等に対する救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

2 救助活動

村は、消防団を主体とした救出隊を組織し、消防本部、石川警察署及び地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して実施する。

- (1) 消防団で救出隊を組織し、災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察機関に連絡するとともに、その状況を速やかに県に報告する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係との連絡、被災者の受入状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じて本部長等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し、消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、村内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- (5) 救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、速やかに医療機関へ搬送する。

(7) 消防本部は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

3 応援要請

村は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。

また、必要に応じて民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 平時の措置

災害による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

2 自主的な救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防本部又は石川警察署等に連絡し、早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防本部、石川警察署と連絡をとり、その指導を受ける。

第3 広域的な応援

1 広域航空消防応援

災害が発生し、村長又は消防長が必要と判断した場合は、福島県消防防災航空センター所長に広域航空消防応援を要請する。

なお、知事は、村長又は消防長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、県内の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県又は他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請することとしている。

2 緊急消防援助隊への応援要請

村長は、災害発生時において、他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きにより、知事へ応援要請を行う。

- (1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

村長は、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
 - イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
 - ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
 - エ 村への進入経路及び集結場所
- (2) 緊急消防援助隊の受入態勢
- 緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、連絡班を設け、連絡体制を整えておくものとする。
- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
 - イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
 - ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第9節 自衛隊災害派遣

[総合対策部]

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動を実施する。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- ①被害状況の把握
- ②避難の援助
- ③遭難者等の捜索救助
- ④水防活動
- ⑤消防活動（空中消火を含む。）
- ⑥道路又は水路の啓開
- ⑦応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物資の緊急輸送
- ⑨炊飯及び給水
- ⑩物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- ⑪危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
（不発弾の処理は、県警察本部が窓口となる。）
- ⑫予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）
【具体的な要請例】
 - 除雪等に当たって、特殊な技術、装備、資機材等を使用する場合
 - 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合
 - ライフラインの途絶等早急に復旧が必要なもので、他の機関の応援によって対処ができない場合
- ⑬その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

村長は、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。

なお、村長不在時等における緊急を要する判断については、「本章 第1節 第2 村の活動体制（災害対策本部）」で定めた「村長不在時の決定者」と同様とする。

2 災害派遣要請の要求要領

(1) 知事への要請

村長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として県中地方振興局長を経由して、知事へ要求する。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接知事に要求し、事後文書を送達する。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。

- ア 提出（連絡）先 県危機管理部 危機管理総室
(県災害対策本部 総括班)
- イ 経由（連絡）先 県中地方振興局 県民環境部 県民生活課
(県災害対策県中地方本部 総括班)
- ウ 提出部数 2部
- エ 記載事項
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊へ緊急要請

村長は、上記(1)の要求ができない場合は、村を災害派遣隊区とする部隊長（陸上自衛隊郡山駐屯地）に対して災害の状況を通知することができる。この場合、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命・財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

自衛隊の災害派遣担当窓口

○陸上自衛隊福島駐屯地
担当区域 県内全域
担当窓口 陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊第3科
電話 024-593-1212 内線 235 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)
時間 外 福島駐屯地当直司令 内線 302 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)

第3 災害派遣部隊の受入体制

1 防災関係機関との協力

村は、県、石川警察署、消防本部等と相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

村長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項について、できるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 村における自衛隊との連絡体制の確立

村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、村役場又は災害現場に村と自衛隊共同の連絡所を設置する。

5 派遣部隊の受入れ

村長は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊の受入体制を整備する。

- (1) 本部事務室（現地における派遣部隊の本部は、原則として村役場又は村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。）
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、又は部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行う。

村は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収の要請を依頼する。

なお、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施する。

第6 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、村、県及び部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 村及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、くみ取り、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第10節 避難

[総合対策部、民生対策部、警備消防部（消防団）]

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は、相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導を実施する。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっているため、こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等については特に配慮する。

なお、「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

第1 避難情報の発令

村長等は、災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき、地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令する。

また、災害が発生又は切迫している場合は、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとるよう呼びかける。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難情報発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難情報を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動、屋内での待避等屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

このため、特に要配慮者が早期に自主的な避難行動を開始できるよう高齢者等避難の発令に努め、一般住民に対しても、早期に避難指示を発令するとともに、これら避難情報をあらゆる手段を用いて住民等に周知徹底する。

なお、具体的な判断基準については、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて実施するものとするが、災害の状況に応じ、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて避難情報の提供と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	村 長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	村 長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知 事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	村長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。
	警 察 官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	村 長 (災害対策基本法第60条)	「緊急安全確保」の指示	災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急を要すると認められるとき

(2) 避難情報の要否を検討すべき情報

ア 洪水

洪水に関する避難情報の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難情報の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

ウ その他

村で定める基準に達したとき。

(3) 指定行政機関等による助言

村は、避難情報を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。

この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

なお、各災害に関する避難情報を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおりである。

ア 水 害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、県中建設事務所等）

イ 土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、県中建設事務所等）

2 避難情報の内容

避難情報の発令を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難情報を発令した理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難情報の発令を実施した者は、おおむね次により必要な事項を通知する。

(1) 知事への報告

村長は、避難情報を発令したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とし、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- ア 避難情報発令の有無
- イ 避難情報の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

(2) 住民への周知

村は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、村防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(3) 関係機関への連絡

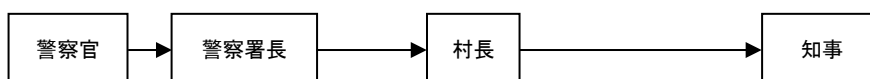
村は、自ら情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関に連絡する。

- ア 県警察本部（石川警察署）、消防本部（石川消防署玉川分署）、県の出先機関
- イ 避難所として利用する施設の管理者

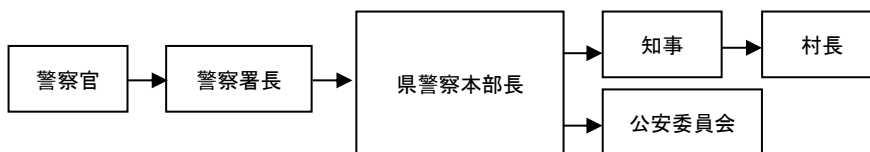
4 関係機関の報告措置

(1) 警察官の報告系統

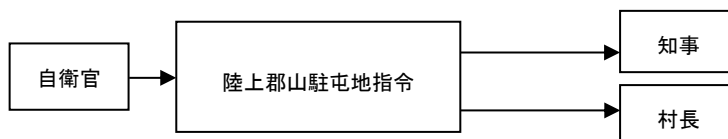
- ア 災害対策基本法に基づく措置



- イ 職権に基づく措置



(2) 自衛官の措置



5 避難情報の解除

村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2）
- (3) 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- (4) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (5) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (6) 知事（災害対策基本法第73条、村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

2 指定行政機関等による助言

村は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対して助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

警戒区域の設定権者は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めた場合、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限・禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である村長又は避難指示等を発した者がその措置に当たる。

2 避難指示等の伝達

村は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。

- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第4 要配慮者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対して過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

村は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たり、聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 外国人に対する対策

村は、県と連携のもと、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努める。

2 避難及び避難誘導体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

なお、老人デイサービスセンター等の利用施設においても同様に配慮する。

(2) 在宅者対策

村は、避難支援等関係者の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 外国人に対する対策

村は、消防本部、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、外国人の避難誘導を実施する。

3 避難行動要支援者の避難支援

村は、避難行動要支援者避難支援プランによる避難行動要支援者名簿及び個別避難計画、又は在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用することなどにより、居宅に取り残された避難行動要支援者者の迅速な発見に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿及び個別避難計画の情報を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿及び個別避難計画の情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

ウ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報漏洩の防止

発災時に、本人の同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿及び個別避難計画の情報を保有していない者に対しても名簿及び個別避難計画の情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿及び個別避難計画の情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者の安否確認に当たっては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用し、実施する。

(3) 避難行動要支援者の引継ぎ

村は、避難行動要支援者の避難について、避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保する。

また、避難所等において、避難行動要支援者及び名簿及び個別避難計画の情報が避難支援等関係者から避難所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿及び個別避難計画の情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

第5 広域的な避難対策

1 広域避難の実施

大規模災害により市町村域を超えた広域的な避難を行う必要があった場合、村は、県の調整及び支援のもと、広域避難を実施する。

広域避難に当たっては、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し、指定公共機関等への要請により輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 広域避難の受入れ

村は、県の要請に応じて広域避難の受入れを行うものとし、この場合、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

3 社会福祉施設等の広域避難

社会福祉施設の入所者等を広域避難させる場合は、県が関係団体と十分に連携して、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の施設間の連絡調整を行うとともに、入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施に当たる。

第6 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

村は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ 上記アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合
被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（上記ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合
被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合
被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

村は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否用法を提供することができる。

第11節 避難所の設置・運営

[総合対策部、民生対策部、文教対策部]

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、災害の状況に応じ、あらかじめ指定した避難所を開設し、適切に運営する。

第1 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として村が実施する。
- (2) 本村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、村で開設する避難所だけでは避難者を受入れできない場合は、相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。なお、県域が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

2 避難所の開設等

村は、あらかじめ指定避難所を定め、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておくとともに、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、避難者を誘導し、保護に当たる。

なお、避難所の設置に当たっては、あらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(1) 避難所の開設

原則として、「資料編 指定緊急避難場所及び指定避難所」の中から災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、各避難所に維持、管理のための責任者として村の職員を配置し、避難所の運営を行うとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所若しくは指定避難所としての指定福祉避難所を開設する。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、次の事項を含む開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

・開設報告事項

ア 避難所開設の日時及び場所

- イ 箇所数及び受入人員
 - ウ 開設期間の見込み
- (2) 避難所の周知
- 避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県等の関係機関に連絡する。
- (3) 避難所における措置
- 避難所における救援措置は、おおむね次のとおりとする。
- 市町村は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- 必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- また、村は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、また、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- ア 被災者の受入れ
 - イ 被災者に対する給水、給食措置
 - ウ 負傷者に対する医療救護措置
 - エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
 - オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX等の通信機器の設置を図ること。）
 - カ 感染症対策
 - キ その他被災状況に応じた応援救援措置
- (4) 県有施設の利用
- 村長は、被災者を一時的に受け入れるため、必要に応じて県有施設の一部の利用を要請するものとし、施設管理者は、村長が行う受入活動に協力する。
- なお、施設管理者は、受入れの用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受け入れた被災者の管理は、村長が実施する。
- (5) その他の施設の利用
- 村長は、指定避難所で不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する場合は、県を經由して内閣府と協議の上、被災地以外の地域にあるものも含め、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

- (1) 避難所には、災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う村の職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (2) 避難所の運営は、行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- (3) 行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。
- (4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルールづくりや生活環境を向上するための活動を行えるよう、村や施設管理者が支援を行う。また、自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配付拠点となることも考慮して避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

村は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を講ずる。

- ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド
- イ 間仕切り用パーティション
- ウ 冷暖房機器
- エ 洗濯機・乾燥機
- オ 仮設風呂・シャワー
- カ 仮設トイレ
- キ テレビ・ラジオ
- ク インターネット端末
- ケ 簡易台所、調理用品
- コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また、避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境づくりに努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

4 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

村は、関係機関等と連携して、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料、飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（村役場等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

第3 要配慮者対策

1 避難所のユニバーサルデザイン化等

村は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

2 医療・救護、介護・援護措置

村は、医療・救護を必要とする者については、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

3 健康支援活動の実施

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

4 栄養・食生活支援の実施

村の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、口腔に問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

5 施設・設備の整備

村は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した

施設・設備の整備に努める。

6 福祉避難所の設置及び移送

(1) 福祉避難所の設置

村は、関係機関と連絡をとり、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

(2) 福祉避難所への移送

ア 避難場所から避難所への移送

要配慮者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と要配慮者の移送について、協定の締結を推進する。

また、発災後においては、要配慮者の移送の責任者となった者が中心となって、あらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から要配慮者を移送する。

イ 避難所から福祉避難所への移送

村は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

ただし、指定福祉避難所においては、受入対象者を特定して受け入れる施設であるため、この限りではない。

第12節 医療（助産）救護

[民生対策部]

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療（助産）救護活動を実施する。

第1 医療機関の被害状況等の収集・把握

村は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、県中保健福祉事務所及び石川郡医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握する。

本村における医療機関の被害状況及び活動状況は、県中保健福祉事務所が一元的に管理し、県へ報告することとされている。この場合において、医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり県中保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、防災行政無線等により報告を行う。

なお、県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、村及び関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に情報提供を行うこととしている。

第2 医療（助産）救護活動

1 実施体制

(1) 村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ石川郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した次の救護活動を行う。

- ア 診療
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療（助産）救護に必要な措置

(2) 村は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により村の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

2 救護所の設置

村は、災害の規模、災害者等の状況により、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。

(1) 避難所（被災地付近の学校及び公民館等。なお、福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速かつ適切な医療救護活動が行わ

れるよう特に配慮する。）

- (2) 災害現地
- (3) 医療機関

3 医療（助産）救護活動の実施

医療救護班は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じて、速やかに被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

(1) 医療救護班の編成

医療救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて村長が決定するが、原則として、医師1名（班長）・看護師又は保健師1名・連絡員1名の3人体制とする。

(2) 医療救護班の活動

- ア 診療（検案・身元確認を含む。）
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療救護に必要な措置

(3) 医療機関による医療及び助産

医療救護班による救護ができない場合、又は医療救護班による診療所等医療機関において救護を行う。

(4) 整備帳簿類

村は、医療（助産）救護活動を実施した場合は、必要な帳簿類を整備し、その状況を記録する。

(5) 医療（助産）救護実施状況の報告

医療救護班の編成出動及び医療（助産）救護実施状況等については、報告事項発生の都度県に報告する。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

医療救護班の班長は、村、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
なお、重症者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリの手配をするほか、必要に応じて自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部が実施するものとし、救急医療情報センターの情報等をもとに、原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、村、県、医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等の保有するヘリコプターによる搬送を要請する。

ウ 村は、傷病者搬送の要請を受けた場合、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

村は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保

村は、救護活動に必要な医薬品等について、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に対し供給要請を行う。

第5 血液製剤の確保

村は、住民の献血による血液の確保に努めるとともに、必要に応じて県に支援を要請する。

第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、村は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第13節 緊急輸送対策

[総合対策部、建設対策部]

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

第1 緊急輸送の範囲

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、次に示すとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の搜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
- (2) 第2段階

第1段階に加え、次のとおりとする。

 - ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階

第2段階に加え、次のとおりとする。

 - ア 災害復旧に必要な人員及び物資

イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の情報の共有

村は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、村内の交通事情の実態を把握するとともに、通行可能な道路の情報を県に集約し、輸送に当たる運送事業者に交通情報を提供する。

また、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を受けるものとする。

2 資機材の確保

村は、障害物除去、応急復旧のため、村所有の資機材の確保を図る。

また、関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、県等と調整を図る。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 村は、応急対策を円滑に実施するため、道路管理者と連携し、「本編 第1章 第6節 第1 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

- (2) 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

4 陸上輸送拠点の確保

村は、災害時応援協定による民間倉庫やあらかじめ指定されている物資受入拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

なお、東日本大震災の経験に鑑み、民間倉庫の在庫管理ノウハウの活用を図ることが被災者への支援物資の効率的な配付につながることから、極力民間倉庫の利用を優先する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

村は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

村の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。

1 村有保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各担当部局において保有する車両を利用する。
また各担当部局において、車両が不足する場合においては、総合対策部において集中して管理している車両を利用する。

2 民間業者への協力要請

村は、あらかじめ定めた民間協力業者へ支援を要請し、車両を調達する。

3 県への要請

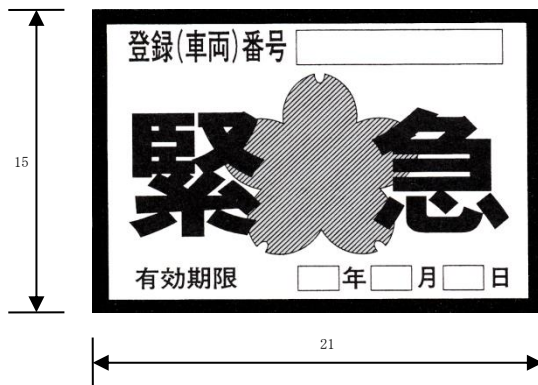
必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

4 緊急通行車両等の確認

村は、県又は公安委員会（県警察本部又は石川警察署）に対し、災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

なお、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認がされる。

標章及び証明書の様式



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を講ずる。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知事		印
公安委員会		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	()局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

第14節 災害警備活動及び交通規制措置

[総合対策部、警備消防部（消防団）]

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、関係機関との連携のもとに、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動を行う。

第1 災害警備活動

村は、石川警察署と緊密な連絡をとるとともに、消防本部の協力を得て、災害発生時における避難措置、保安、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会公共の秩序の維持に関する事項等が円滑に行われるよう努める。

また、災害発生時の被災地周辺における住民の動向等を把握し、流言飛語の防止に努め、極力治安の維持に努める。

なお、県警察本部（石川警察署）は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備本部等を設置するなど災害警備体制の確立を図るとともに、次のとおり災害警備活動を実施する。

1 災害情報の収集

多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たる。

2 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。

3 避難誘導活動

避難誘導の実施に当たっては、村等と緊密な連携のもと、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

4 身元確認等

村等と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

5 二次災害防止措置

二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

6 社会秩序の維持

被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

7 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

8 相談活動の実施

村等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

9 ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

村は、管内交通事情の実態の把握に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、その状況を随時石川警察署に報告する。

また、県警察本部（石川警察署）は、災害が発生した場合、又は災害の発生のおそれがある場合、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努める。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図る。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡をとりながら広域的に行う。

ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域外におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

「標示」の様式



(備考)

- 1 色彩は、文字、経線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行う。

ウ 迂回路対策

県警察本部（石川警察署）は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

エ 広報活動

県警察本部（石川警察署）は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ住民等に広く周知する。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 上記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)を警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (4) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

第15節 防疫及び保健衛生

[民生対策部]

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導、災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫組織

村は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。

2 予防教育及び広報活動

村は、県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 防疫措置

村は、知事の指示又は命令に基づき、次の措置を講ずる。

(1) 消毒の実施

- ア 知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を実施する。
- イ 消毒の実施に当たっては、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適切な場所に配置する。

(2) ねずみ族昆虫等の駆除

- ア 知事の指示に基づき、厚生労働省令の規定に従い、ねずみ族昆虫等の駆除を行う。
- イ ねずみ族昆虫等の駆除に当たっては、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適切な場所に配置する。

(3) 生活の用に供される水の供給

- ア 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(4) 臨時の予防接種

- ア 予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき、県及び関係機関と連携して予防接種を実施する。
- イ 臨時の予防接種の実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、村は、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

5 報告

(1) 被害状況の報告

村は、石川警察署、消防本部等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県中保健福祉事務所長を經由して知事に報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

村は、災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

第2 食品衛生監視

村は、必要に応じ、県に対して次の活動支援を要請する。

- 1 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- 2 飲料水の簡易検査
- 3 その他の食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

村は、災害の状況により、県と連携して栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣する。

2 栄養指導活動内容

栄養指導班は、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、次のとおり、被災者の栄養・食生活支援を行う。

(1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理

村が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 要配慮者への栄養・食生活支援

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、摂食・嚥下に問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導・支援

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4 保健指導

村及び県の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によって相互に連携して避難所、被災家庭及び仮設住宅等を巡回し、上記第3の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

第5 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

(1) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

村は、災害の状況に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

(2) 被災者のメンタルヘルスケア

村は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させるよう努め、被災者のメンタルヘルスの把握を図る。

また、必要に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）による避難所等の巡回を要請し、メンタルヘルスケアを実施する。

2 精神科入院病床及び搬送体制の確保

村は、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達

村は、災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

また、災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、関係機関と連携をとり、防疫器材の調達に努める。

村は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておく。

第7 動物（ペット）救護対策

村は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずる。

第16節 廃棄物処理対策

[総合対策部、建設対策部]

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 ごみ処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

村は、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

なお、ごみ排出量の推定は、全壊家屋一戸当たり5 t、半壊家屋一戸当たり2 t、落下物等一戸当たり1 tを目安とする。

2 収集体制の確保

村は、石川地方生活環境施設組合と連携のもと、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。

さらに、必要に応じて他市町村等からの人員及び資機材の応援を求め、場合によっては、他市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

また、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関して迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、村及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

村は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物について、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われることを第一に、その体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定される。

村は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、村のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、村が収集処理を行う。

なお、がれきの処理については、原則として村又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、近隣市町村及び関係者と協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理に当たって、村及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、村及び県又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

村及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行う。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。

村は、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り排水機能を活用するとともに、水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておくものとする。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等のくみ取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるが、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等の設置等に努める。

2 収集体制の確保

村の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、村は、石川地方生活環境施設組合と連携のもと、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、他市町村間との応援体制の整備を図る。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、避難所におけるし尿処理について、村は、原則として水を確保することにより排水処理機能を活用して処理する。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、くみ取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行う。

(2) 水洗トイレ対策

村は、水洗トイレを使用している世帯に対して、洗浄水の断水に対処するため、普段から水のくみ置き等を指導しておくものとする。

なお、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずる。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、強いては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるため、施設管理者は、普段から施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

村及び石川地方生活環境施設組合は、災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告するなどの措置を講ずる。

第4 応援体制の確保

村は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

第17節 救援対策

[民生対策部、産業対策部、建設対策部]

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体として、村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

村は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初はおおむね最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

また、発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 村の対応

ア 村は、給水班を組織し、応急給水を実施する。

イ 村は、自ら確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2) 県への支援要請

村は、必要に応じ、他の市町村の水道事業者及び国の救援、応急給水用飲料水の衛生指導等について県へ支援を要請する。

3 給水資機材の調達等

村は、村有資機材を活用するほか、地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は他の市町村長に対し調達のあっせんを依頼する。

4 生活用水の確保

村は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

村は、備蓄食料等を活用するとともに、県と連携し、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

また、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

2 食料需要の把握

村は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、応急対策活動要員数等から食料の需要を予測、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

なお、食料供給実施対象者は次のとおりとする。

- (1) 避難所に受け入れた者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (5) 災害応急対策活動に従事する者

3 食料の確保

村は、備蓄食料の活用や、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達することにより、食料を確保することを原則とするが、不足する場合は、給食を必要とする事情及び給食に必要な食料の数量を報告し、食料の供給を要請する。

なお、調達した食料については、台帳等に記入して整理するものとし、調達に当たっては、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮する。

- (1) 供給品目の目安
 - ア 米穀
 - イ 保存食（乾パン、アルファ米、缶詰）
 - ウ パン等麦製品
 - エ インスタント食品、カップめん
 - オ おにぎり、弁当等
 - カ 粉・液体ミルク

- (2) 米穀の調達

ア 村内の米穀販売業者及び米穀提供者に対して米穀の供給を要請する。

イ 不足する場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県を通じて、政府所有米の供給を要請する。

なお、災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、村長が必要と認めた場合には、農林水産省生産局長に対して文書により応急用食料の緊急引渡しの要請を行うものとし、事後、知事に対して報告する。

(3) 弁当、副食、調味料、パン等の調達

弁当、副食、調味料、パン等を調達する場合は、あらかじめ協議の上、必要数量を決定し、村内の副食、調味料、パン、食品業者等から調達する。ただし、村内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は他の市町村長に対して調達を依頼する。

4 食料の供給

村は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の供給を行うものとし、供給したものについては、台帳等に記入し、整理する。

なお、食料の供給に当たって、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮する。

5 炊き出しの実施

村は、給食設備を有する施設（避難所等）及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所で実施する。

炊き出しの実施に当たっては、原則として、配給対象者、自主防災組織、婦人消防隊が中心となって行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団、ボランティア団体又は自衛隊等の協力を得て実施する。

第3 生活必需品等救援対策

1 供給方針

村は、備蓄物資を活用するとともに、県と連携して必要な生活必需品等を調達し、供給する。

2 生活必需品等の範囲

生活必需品等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需品等の供給を行う。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需品需要の把握

村は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の需要を把握する。生活必需品の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

4 生活必需品等の調達

村は、備蓄物資の活用や、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達することにより、生活必需品等を確保することを原則とするが、不足する場合は、知事に応援を要請する。

また、調達した物資については、台帳等に記入し、整理する。

5 被災者への給与

村は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活必需品を配付するものとし、配付を行った物資については、台帳等に記入し整理する。

配付に当たっては、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・物品の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

なお、避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4 救援物資等の連絡・配送体制

村は、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるとともに、必要数量や在庫数等を情報交換し、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないように、連絡・配送体制を整備することに努める。

なお、救援物資の集積場所は、原則として「資料編 物資の集積・保管場所調」とし、調達した救援物資及び県等から給付を受けた救援物資を集積する。

また、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

第5 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 受入物資リストの作成及び公表

村は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先について、村のホームページで公表するほか、県並びに報道機関を通じて公表する。また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

村は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退する。また、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退する。

なお、上記の受入れを辞退することについては、村のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表する。

2 義援金の受入れ

村は、あらかじめ義援金の受入体制を整えておくものとする。

第18節 被災地の応急対策

[総合対策部、建設対策部]

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため、金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

県は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者である「建築物応急危険度判定コーディネーター」の養成と登録を行うとともに、大規模な地震等により建築物が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

村は、県が実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、村は、その障害物の除去を行う。

- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、村が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（石川土木事務所）に派遣（応援）要請を行う。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材及び労力の提供等協力を求める。

(2) 障害物の除去報告

障害物の除去の実施状況を実施の都度、障害物除去の実施状況記録簿に準じて県に報告する。

(3) 整備帳簿類

村は、住宅関係障害物の除去の実施に当たっては、必要な帳簿及び書類を整備し、記入する。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施機関

道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する各道路管理者が行う。

(2) 方法

道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

村が管理する道路の障害物の除去については、建設対策部が中心となって、他の道路管理者、警察等の関係機関と協議し、計画を定める。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関

河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（村長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。

(2) 方法

ア 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行う。

イ 水防管理者（村長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行う。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には村の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保する。

なお、村においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図る。

(1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。

(2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

5 関係機関との連携

村は、県、国の出先機関、県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

なお、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、県中建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示をすることとしている。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

村は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要に応じ、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

臨時災害相談所は、被災地及び避難所等に設けるものとし、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する村、県の各部局又は国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずる。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第4 応急金融対策

村は、日本銀行福島支店が社会経済の安定のために実施する応急金融措置、要請等について、村内の金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

第19節 応急仮設住宅の供与等

[建設対策部]

災害救助法が適用される程度の災害が発生し、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して応急仮設住宅を供与することなどにより、一時的な居住の安定を図る。

第1 応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案については、村と共同して行う。
- (2) 災害救助法適用の市町村が本村のみである場合は、知事は建設を村長に委任することができる。
- (3) 村は、平時において応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼、技術的援助等を行う。
- (4) 村は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、県を通じて(一社)プレハブ建築協会に対し、県があらかじめ締結した協定に基づき、協力を要請する。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げる全てに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、上記ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が村長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて村長に事務委託することができる。

(3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7㎡（9坪）とする。

イ 高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、応急仮設住宅の設計に当たっては、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令に定めるところによる。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する。

- ア 都市計画公園予定地
- イ 公営住宅敷地内空地
- ウ 公園、緑地及び広場
- エ 県有施設敷地内空地
- オ 国・村が選定供与する用地
- カ その他の適地

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設する。

イ 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

3 応急仮設住宅の運営管理

村は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第2 借上住宅等の提供

1 借上住宅の提供

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難が予想されるなどの事情がある場合、村は、県の支援のもと、公営住宅や(公社)福島県宅地建物取引業協会を通じた民間賃貸住宅の提供を検討する。この際、民間賃貸住宅の空き家等が存在す

る地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準ずるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため、地域単位での入居等にも配慮する。

2 公営住宅等のあっせん

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制の整備を図る。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定については、村と共同して行う。
- (2) 災害救助法適用の市町村が本村のみである場合、知事は、応急修理を村長に委任することができる。

2 災害救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理対象者

次の要件を全て満たす者とする。

ア 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

エ 当該災害により準半壊、半壊、中規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合はローン等個別事情を勘案し、判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分理解し運様するものとする。

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (エ) 衛生設備の応急修理

イ 費用は、災害救助法及び関係法令に定めるところによる。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部※が設置された場合は6月以内）に完了する。

なお、災害の規模や被災地の実態等によって、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、事態等に即した必要な実施期間の延長について、内閣総理大臣と協議を行うこと。

第20節 死者の捜索、遺体の処理等

[総合対策部、民生対策部、警備消防部（消防団）]

災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し、的確に行う必要がある。

そのため、村は、収容所の設置場所の確保及び開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬など、段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

2 関係機関との協力体制の整備

村は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認について、あらかじめ石川警察署、石川郡医師会等との協力体制の整備を図る。

3 広域的な遺体処理体制の整備

村は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

この場合において、必要に応じ、県へ支援を要請する。

第2 死者の捜索

1 捜索活動

村は、県、石川警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の捜索を実施する。その際、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 他市町村への応援要請等

村が被災し、本村限りで捜索の実施が困難な場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村等に対し、捜索を要請する。

第3 遺体の収容及び処理

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（県の医療救護班を含む。）による検案を終えた遺体は、村が県に報告の上、遺体収容所に搬送し、収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

村は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

村は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

3 遺体の処理

村は、災害の際死亡した遺体に関する取扱いについて、災害救助法適用時の基準に準じて以下の事項について行うものとし、遺体を処理した場合は、遺体処理台帳に記録する。

(1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班が行う。）

(2) 遺体の一時保存

(3) 検案・身元確認（原則として医療救護班が行う。）

第4 遺体の火葬・埋葬

村は、次のとおり、身元が判明しない遺体の火葬・埋葬を実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬に当たっては、火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

1 遺体の火葬

(1) 遺体を火葬に付する場合、遺体収容所から火葬場に移送する。

(2) 焼骨は、遺留品とともに、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

2 火葬場の調整

(1) 火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し、適正な配分に努める。

(2) 火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

3 災害救助法を適用した場合の火葬・埋葬の基準

災害救助法を適用した場合、村は、遺体の火葬・埋葬を次の基準で実施する。

(1) 火葬・埋葬は原則として村内で実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）する。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録した上で、上記(2)に準じて実施する。

(4) 費用・期間等

ア 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第21節 生活関連施設の応急対策

[総合対策部、建設対策部]

上下水道、電気、LPガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を実施する。

第1 上水道施設等応急対策

村は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに、施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法、完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる村役場等あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

また、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、近隣市町村の水道事業者、関係団体及び県に対して広域的な支援を要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水道施設等応急対策

村は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

1 要員の確保

発災後直ちに、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

2 応急対策用資機材の確保

施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

3 復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 その他生活関連施設の応急対策

1 その他生活関連施設の応急対策への協力等

(1) 事業者の確保

村は、村内の事業者に対して支援を要請し、支援活動の調整を図るとともに、事業者が実施する応急復旧措置に協力する。

(2) 広報

社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行う。

ア 電力施設

(ア) 電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通し

(イ) 住民の感電事故防止事項

a 無断昇柱、無断工事をしないこと。

b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。

c 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

e 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

f その他事故防止のため留意すべき事項

イ ガス施設〔L Pガス〕

(ア) ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

(イ) L Pガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

(ウ) 火災現場付近の者は、現場位置等をガス事業者に通報するとともに、ガスの取扱いに注意すること。

2 その他生活関連施設事業者による応急対策

その他生活関連施設の事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。

(1) 電力施設（東北電力ネットワーク(株)）

(2) ガス施設〔L Pガス〕（(一社)福島県L Pガス協会等）

(3) 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）

(4) 電気通信施設等（東日本電信電話(株)福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I (株)等）

- (5) 放送施設等（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島等）

第22節 文教対策

[文教対策部]

災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、応急対策計画を定め、災害時における応急対策を実施する。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努めるとともに、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導のもとに、安全の確保が図られる場合は全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、児童生徒等のうち、障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
- (3) 交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち、帰宅できない者については、状況を判断し、学校等が保護する。
- (4) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動に当たる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

村は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

村は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、県教育委員会等に報告する。

3 児童生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 村は、児童生徒等及び教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握する。
- (2) 村は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 村は、必要に応じて県教育委員会と連携のもと、児童生徒等及び教職員の心の健康に関する相談窓口を開設するとともに、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

村は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

5 教員の確保

村は、県教育委員会と連携のもと、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 臨時参集
教員は、原則として各所属に参集する。
ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。
 - ア 参集教員の確認
各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。
 - イ 参集教員の報告
学校で掌握した参集教員の人数等については、文教対策部において取りまとめ、県教育庁義務教育課、県特別支援教育課を通じて県教育総務課に報告する。
 - ウ 臨時授業の実施
通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 (2) 二部授業を行うこと。	ア 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 イ 管内隣接校からの応援要員の確保を考慮すること。 ウ 管内隣接校の協力を求めること。
2 校舎が全部被害を受けた場合	(1) 公民館、公会堂等の公共施設を利用すること。 (2) 隣接校の校舎を利用すること。 (3) 神社、仏閣等の利用を行うこと。 (4) 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	エ 短期、臨時的にはPTAの適当な者の協力を求めること(退職教員等)。 欠員(欠席)が多数のため、イ、ウの方途が講じられない場合は
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	(1) 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 (2) 上記(1)の場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 (3) 応急仮校舎の設置を考慮すること。	県教育委員会に要請し、県において配置するよう要請する。 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合に直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておくものとする。
4 村内全域に大きな被害が発生した場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

6 学用品の確保のための調査

- (1) 村は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類及び数量を調査し、県教育委員会へ報告する。
- (2) 村は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合、県教育委員会に対して、教科書等の学用品を給与するための協力要請等必要な措置を講ずる。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに、避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、村は、教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営に

についての学校側の担当職員を定め、村の職員、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たる。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

村は、学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

9 入学料等の免除

被災によって入学料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等を免除するなどの特別措置を講ずる。

第3 文化財の応急対策

村は、文化財が被災した場合、文化財保護指導委員、文化財パトロール員等と連携のもと、被害状況を調査するとともに、県教育委員会へ報告をする。

また、報告の結果を受けた県教育委員会の指導のもと、以下の応急措置を速やかに実施し、本修理を待つ。

なお、あらかじめ関係機関及び所有者等と協議して、適宜、防災診断等を行うなど、予防及び応急対策の計画を立て、迅速に対応できる体制を確立しておくものとする。

- 1 被害の大小にかかわらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう措置する。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに、安全措置を優先的に講ずるよう措置する。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが、被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。また、美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第23節 要配慮者対策

[民生対策部]

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想されるため、「本章 第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

第1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時から在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、災害発生後の時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせた的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、村は、次の点に留意し、民生委員・児童委員の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- 1 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。なお、避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - (1) 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- 2 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。
- 3 要配慮者のうち、避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

1 社会福祉施設等における対策

被災社会福祉施設等においては、「本章 第10節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図るとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。
- (2) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、他市町村、県等に支援を要請する。

2 社会福祉施設等への支援

村は、県の協力のもと、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

村は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- 2 掲示板、広報紙、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、救出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、村に対して通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

村は、被災児童の精神不安定に対応するため、県及び関係機関と連携のもと、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

村は、県と連携のもと、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

村は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、住民票等を活用した外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布を行うとともに、必要に応じて、県へ支援を要請する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

村は、県と協力のもと、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

村は、必要に応じて、県と連携のもと、語学ボランティアの協力を得て、外国人の「相談窓口」を設置するなど、生活相談に応じる体制を整備する。

第24節 ボランティアとの連携

[民生対策部]

村内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想されるため、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

第1 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 9 無線による情報収集及び伝達
- 10 被災ペットの救護活動

第2 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、村は、県と連携のもと、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。

なお、ボランティアの受入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、玉川村社会福祉協議会、県内のボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートをを行うボランティアセンターを村及び県に設置し、対応に当たる。

また、組織化されていないボランティアの受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村において、各市町村の社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上で、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、県及び関係市町村と連携のもと、効率的な

活用を図る。

2 情報提供

村は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるため、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。特に、発災直後においては、県及び近隣市町村並びに報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。被災地域外からのボランティア活動拠点については、福島空港、S A/P A、「道の駅」等の活用を検討する。

3 活動拠点等の提供

村は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

村は、ボランティア活動保険への加入について、広報等を通じて呼びかける。

第25節 危険物施設等災害応急対策

[総合対策部、警備消防部（消防団）]

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

第1 災害時における緊急措置

1 災害情報の収集及び報告

村は、被災現地に職員を派遣することなどにより被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

2 社会混乱防止対策

村は、県、報道機関等と連携し、危険物施設等の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

3 消防応急対策

消防本部及び消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

4 避難

村は、石川警察署と協力して避難のための付近住民退去の指示、避難所への受入れを行う。

5 交通応急対策

村は、他の道路管理者、石川警察署その他関係機関と連携のもと、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災施設近辺等の交通対策に万全を期する。

第2 危険物施設等災害応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整える。

2 人員の確保

危険物取扱事業者は、対策要員の確保について、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応する。

なお、動員基準の策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定める。

3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署及び報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防本部、石川警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、直ちに取り扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
- (2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。
- (3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第3 火薬類施設応急対策

1 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下この項目において「関係事業者」という。）は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所（以下この項目において「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整える。

2 人員の確保

関係事業者は、緊急措置等の対策を実施する要員の確保について、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応する。

3 被害状況の把握

関係事業者は、水害等の発生を覚知した場合、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

4 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防本部、石川警察署等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講ずる。

- (4) 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し、避難誘導を行う。
- (5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- (6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県、消防本部、石川警察署に連絡するとともに、付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。
また、復旧が可能になった場合、直ちに流出した火薬類の回収を行う。
なお、流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防本部、石川警察署等に応援を要請する。

第4 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む。）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、対策本部を設置する。

なお、対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

2 人員の確保

- (1) 高圧ガス製造者は、対策要員の確保について、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応する。
なお、基準策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定める。
- (2) 高圧ガス製造者は、社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請する。

3 被害状況の把握（情報収集）

高圧ガス製造者は、災害が発生した場合、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

- (1) 製造設備、消費設備等の被害情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署及び報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（交通状況等）
- (3) 気象に関する情報
 - ア 福島地方気象台からの気象情報
 - イ 事業所等、周辺の状況の把握

4 災害時における緊急措置

高圧ガス製造者は、災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

- (1) 製造施設等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- (2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- (3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第5 毒物劇物施設応急対策

1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整える。

2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者は、毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保する。

3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- (1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署及び報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防本部、石川警察署、保健所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合
 - ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止するなどの措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講ずる。
 - イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - ウ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
 - エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講ずる。
 - オ 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断するなどの措置を講ずる。

また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(2) 火災発生の場合

ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。

イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。

ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水するなどの冷却措置を講ずる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講ずる。

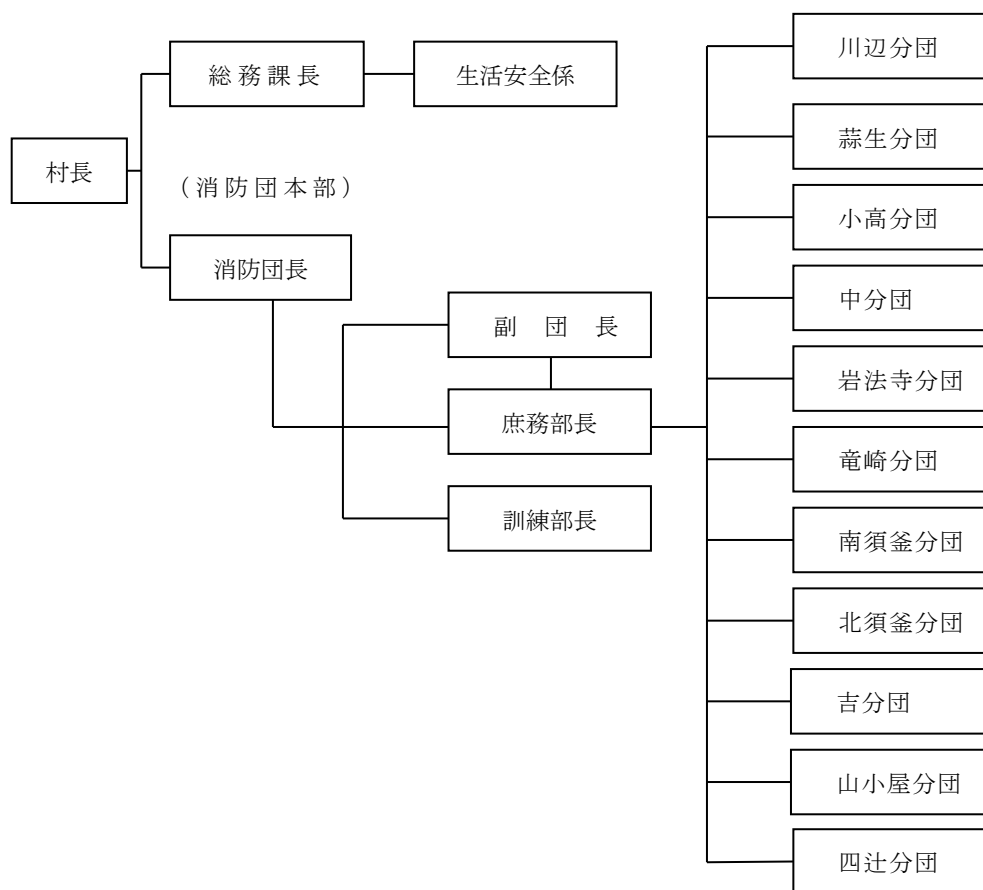
第26節 消防活動

[本部事務局、警備消防部（消防団）]

火災発生の実態に即応し、消防機関を敏速かつ効果的に運用して、火災による被害を最小限度にとどめるとともに、消防団の警備体制の強化と必要な行動を定める。

第1 組織体制

1 消防団組織



2 消防力等の整備計画

村は、「本編 第1章 第4節 第1 消防力の強化」に基づき、消防力等の整備を図る。

3 調査計画

村は、火災、風水害、地震等が発生した場合に適切な防御活動ができるようにするため、消防地理、消防水利の現況を調査し、消防団員に周知する。

第2 消防団の動員

消防団を動員するときは、本部長、消防団長又は総務課長が実施する。

1 配備基準

(1) 災害対策本部設置前の消防団の配備

配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
警戒配備	消防団長又は総務課長	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、広報車、消防ポンプ車等により住民に警戒心の喚起を呼びかけて警戒体制を強化する。	①大雨、洪水、強風、乾燥等の注意報が発表され、災害予防上危険があると認められる場合、又は、火災が発生した場合に大火に発展しやすいとき。 ②火災警報、水防警報の発令時 ③その他特に村長及び消防団長又は総務課長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部設置後の消防団の配備

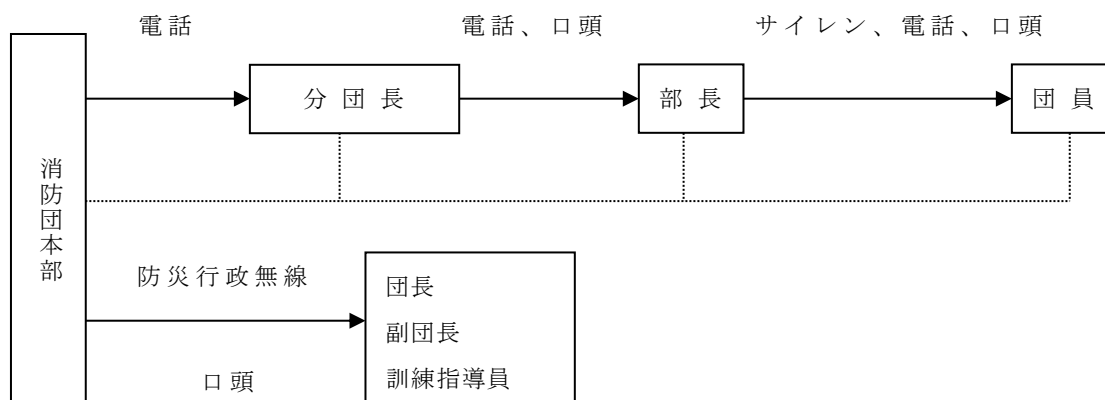
配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
第一非常配備	本部長	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、その他の団員は待機させる。 〔災害対策本部体制〕	「一般災害」の配備基準に準ずる。
第二非常配備	本部長	全消防団員をもって充てる。 〔災害対策本部体制〕	

2 消防団員の招集

村及び関係機関等の通報に基づき、消防団本部は次の連絡系統に従い、直ちに防災行政無線（同報系）、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速かつ確実な方法で動員するものとし、緊急の動員は、警鐘、サイレン等の迅速処置により行う。

また、団員はその状況により、各分団屯所（機械置場）に待機する。

連絡系統



(1) 通常火災時

出動計画に基づく出動分団以外の分団は覚知後命令を待つことなく、直ちに各分団屯所（機械置場）に待機する。

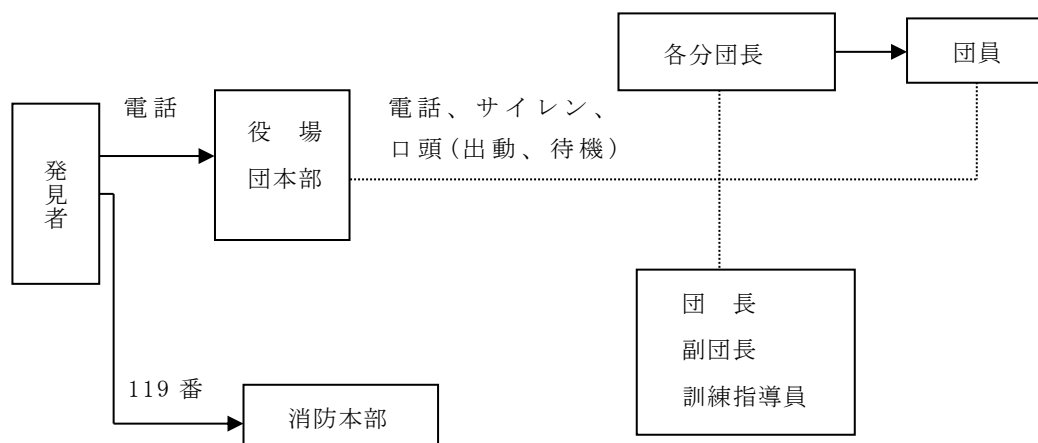
(2) 非常火災時

非常火災時の招集は、非常火災が発生した場合に迅速かつ、最大限の火災防御ができるよう全団員を招集するものとし、サイレン吹鳴及び広報無線放送により行う。

第3 消防活動等

1 災害情報、被害報告の伝達

災害が発生する危険が生じたとき及び火災が発生したときは、その状況を迅速かつ正確に把握するものとし、その伝達系統は、「本章 第3節 第2 被害状況等の収集・報告」に加え、次のとおりとする。



2 情報広報

住民に対する広報は、いたずらに人を動揺させることを避け、災害の状況等を確実に広報する。この場合の方法は、防災行政無線及び広報車等により行う。

3 情報記録

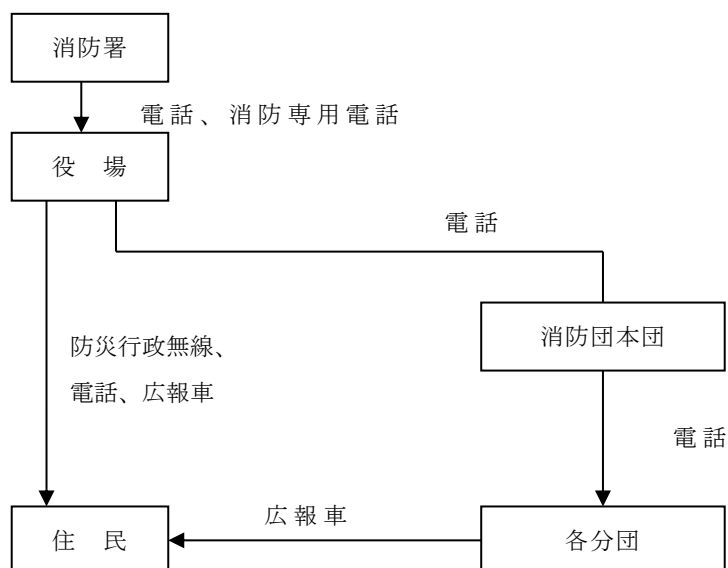
情報記録は被害状況の確認の資料として、また、今後の災害対策の資料として重要なものであるため、災害情報、報告書及び記録写真広報資料等保存年限を定める。

4 消防活動

(1) 警戒

ア 火災警報発令

火災警報発令時に火災が発生した場合、気象の状況により急速に延焼拡大のおそれがあるため、警戒の万全を期することを目的とし、次の系統により関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起、啓発と併せて機械器具の点検及び団員の待機を行う。



イ 災害時

消防団員は、地震、火災その他水害等にもない、二次的に発生するおそれのある火災に備えて、団長の指令により警戒に当たる。

ウ その他

火災発生の多発期にある期間を定めて、あるいは特に警戒を必要と認めるときに特別警戒を実施する。

(2) 出動

出動は、あらかじめ設定した警防区域に従って行う。

5 消防本部との連携

消防団長は、火災及び各種災害に対する警戒、防御等、統制ある消防活動を行うため、消防本部と連携を保つ。

第27節 水防・土砂災害応急対策

[総合対策部、建設対策部、警備消防部（消防団）]

水防法（昭和24年法律第193号）の趣旨に基づき、洪水や地震による堤防等の損傷が発生した場合等における水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、必要な事項を定め、これらの調整及び円滑な実施を図る。

また、土砂災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、関係機関の緊密な連携のもとに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

第1 水防計画

1 水防の責任

(1) 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（村）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

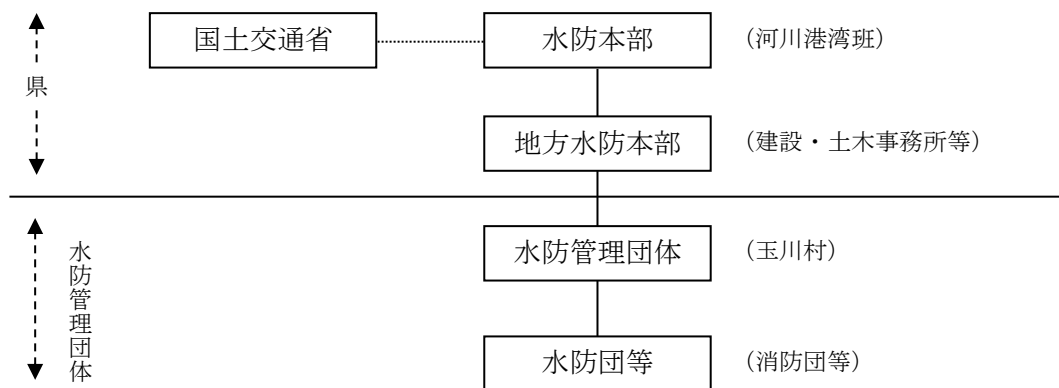
(2) 県の水防責任

県（土木部）は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

2 水防組織

(1) 水防組織の概要

ア 県と水防管理団体（村）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



イ 各水防組織の役割

(ア) 水防本部

県内の水防事務を総括する。(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)

(イ) 地方水防本部

地方の水防事務を総括する。(水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務)

(ウ) 水防管理団体(村)

村の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団(消防団)(以下、この節において「水防団」という。)への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難立退の指示(同法第29条)等の業務を実施)

ウ 水防組織間の連絡

(ア) 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体(村)に連絡する。

(イ) 水防管理団体(村)からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

(ウ) 水防管理団体(村)は、水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

(2) 村の水防組織

村は、水防に関係のある気象通報等により、洪水のおそれがあると認められるときから、洪水等の危険が解除されるまで、又は災害対策本部が設置されるまでの間で、洪水に対する危険があると村長が認めたときは、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、水防対策本部を設置する。

水防対策本部の組織及びその事務分掌は、本計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

ア 設置基準

(ア) 次の気象注意報及び警報が発表されたとき。

特別警報：大雨特別警報

注意報：大雨、洪水の各注意報

警報：大雨、洪水の各警報

(イ) 水防法第10条の2項による洪水予報が発表されたとき。

(ウ) 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。

(エ) 村内において震度4以上の地震により河川等が被災し、水害は発生したとき又は水害の発生するおそれがあるとき。

イ 水防配備要領及び体制

水防対策本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切り換えを迅速かつ確実に行う。

なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、職員を適当に交代又は休養さ

せ、次の水防配備要領及び体制による非常配備を行う。

種 別	配 備 体 制	配備につく時期
水防第1次 配備体制	少数の人員で、主に気象・水位情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに招集その他活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的余裕があると認められるとき。
水防第2次 配備体制	関係する課の所属職員の約半数を動員し、水防活動をする事態が発生したときには対応可能な体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水防第3次 配備体制	関係する課の所属職員全員を動員する完全な水防体制	甚大な被害の発生のおそれがあり、水防第2次配備体制では処理しがたいと考えられるとき。

注1 水防非常配備編成課員は、常に気象の状況の変化に注意し、水防非常配備が発令されれば直に出動できるよう備えなければならない。

- 2 開庁時外の水防第1次配備体制発令後は、できる限り外出を避け自宅に待機するとともに、常に居場所を明確にしておくものとする。
- 3 水防非常配備編成課員の勤務体制は、交替者と引継ぎを完了するまでとする。
- 4 状況によっては、上位の体制に直ちに移行する場合がある。

ウ 解散基準

気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合は、水防対策本部を解散する。

3 重要水防区域

村内の重要水防区域は、「資料編 重要水防区域」のとおりである。

4 水防施設

(1) 水防倉庫の整備

村は、重要水防区域周辺に水防倉庫を設置し、次の基準により重要水防区域の実態に即応した、必要な資機材を備蓄する。

また、必要に応じてそれ以外の箇所（臨時備蓄場等）にも、これに準じて備蓄するよう努める。

なお、資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。

水防管理団体（村）の水防倉庫備蓄基準

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器材	スコップ	丁	20	資材	杭木(長 0.6m~1m)・(末口 5~9cm) 又は鉄筋杭(径 16mm 以上)	本	300
	掛矢	丁	5		土のう袋	袋	500
	おの	丁	5		ビニールシート	袋	60
	鋸	丁	5		縄(110~140mm/巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄線(#10)	Kg	20
	ペンチ	丁	5		大型土のう袋(r1.0m×h1.1m)	袋	50

- (備考) 1 上記のほか、水防工法上必要な資機、器材若干量も備蓄しておくこと。
 2 低湿地で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体（村）において、適当に土砂を備蓄すること。
 3 資機材の規格については、実情に応じて変更すること。
 4 仮水防倉庫にも適用する。
 5 本村における水防倉庫の資機材備蓄状況は、「資料編 水防倉庫備蓄資機材一覧」のとおりである。

(2) 調達可能水防資材

村は、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、村内の農業協同組合、商店、資器材業者等の手持ち数量を把握する（「資料編 調達可能水防資材調書」参照）。

(3) 水防資機材の輸送

村は、水防資機材の輸送のため、運搬車両を整備するとともに、村内建設業者等の支援を得て、緊急輸送を実施する。

(4) 公用負担と費用負担

ア 公用負担

水防のため必要があるとき、村及び水防団は、水防法第28条の規定により、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けたものに対しては、時価により損失を補償しなければならない。

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹林、その他の資材の使用
- 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- 工作物その他の障害物の処分

(イ) 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命じる権限を行使する者は、「資料編 公用負担権限証明書」に示す証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

(ロ) 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「資料編 公用負担命令票」に示す命令票を目的物の所有者又はこれらに順ずる者に手渡したのちこれを行う。

イ 費用負担

村域の水防に要した費用は、水防法第41条の規定により、村が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議して定めるものとする。

5 水位、雨量の観測所

村内の水位、雨量の観測所は、「資料編 水位観測所及び雨量観測所一覧（村内）」のとおりである。

6 水防用気象通報、洪水予報、水防警報等

(1) 水防用気象通報

気象台が発表する水防用気象通報については、「本章 第3節 第1 気象情報等の収集・伝達」に定めるところによる。

(2) 洪水予報

国土交通省福島河川国道事務所及び県は、阿武隈川において洪水のおそれがあると認められるときは、水防法第10条の第2項及び第11条の第1項の規定に基づき、福島地方気象台と共同して洪水予報を発表する。詳細については、「本章 第3節 第1 気象情報等の収集・伝達」に定めるところによる。

(3) 水位周知

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、水防法第13条の規定により避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め周知する。

本村に係る指定河川は次のとおりである。

河川名	事務所名	観測所名	避難判断水位	発表区間	
阿武隈川	須賀川土木事務所	玉城橋水位観測所	5.20m (T.P. 254.120m)	(左岸)西白河郡矢吹町谷中 (うつくしま大橋)から	西白河郡矢吹町陣ヶ岡 (阿由里川合流点)まで
				(左岸)岩瀬郡鏡石町諏訪町 (矢吹町境)から	岩瀬郡鏡石町河原 (鈴川合流点)まで
				(右岸)石川郡玉川村大字小高 (玉城橋)から	石川郡玉川村大字竜崎 (成竜橋)まで

(4) 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定した河川については、河川ごとにそれぞれに定められた規定に従い、水防管理団体の水防活動に指針を与える水防警報が発表される。

水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動に当たっては、水防団員の安全の確保が図られるように配慮する。

ア 水防警報の種類、内容及び発令基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出勤機関が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの	洪水警報等により、又は既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	警戒水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

イ 国土交通大臣が行う水防警報

(ア) 発表担当者及び受報担当者

河川名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	備考
阿武隈川	福島河川国道事務所長	福島県水防本部長	専用電話及びFAX	福島河川国道事務所 024 (546) 4331

(イ) 実施区域

河川名	実 施 区 域	水防警報発表区域
阿武隈川	(左) 須賀川市前田川字二枚橋地先 (乙字大橋) 須賀川市滑川字十貫内地先 (右) 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 (乙字大橋) 須賀川市大字江持字赤坂地先	から まで から まで 須賀川市乙字大橋 から 郡山市御代田橋 まで

(ウ) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
阿武隈川	須賀川	3.50m	4.50m	7.10m	7.70m

(エ) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他特に必要な事項
阿武隈川	須賀川	水位 3.50m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき。	水位 4.00m に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水位 4.50m に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水防作業の必要がなくなったとき。	適宜洪水情報を通知する。

ウ 知事が行う水防警報

(ア) 発表担当者及び受報担当者

河川名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	受報担当部署
阿武隈川	須賀川土木事務所長	玉川村長	専用電話 及び F A X	総務課

(イ) 実施区域

河川名	実施区域	
阿武隈川	(左岸) 西白河郡矢吹町谷中 (うつくしま大橋) から	西白河郡矢吹町陣ヶ岡 (阿由里川合流点) まで
	(左岸) 岩瀬郡鏡石町諏訪町 (矢吹町境) から	岩瀬郡鏡石町河原 (鈴川合流点) まで
	(右岸) 石川郡玉川村大字小高 (玉城橋) から	石川郡玉川村大字竜崎 (成竜橋) まで

(ウ) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
阿武隈川	玉城橋	3.60m	4.80m	5.20m	6.10m

(エ) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項
阿武隈川	玉城橋	水位 3.60m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき。	水位 4.10m に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水位 4.80m に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき。	水位は1時間ごとに数字をもって行う。	適宜、出水情報をもって状況を通知する。

7 水防活動

(1) 監視、警戒活動

ア 村は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するとともに、異常を発見した場合には、直ちに県中建設事務所及び石川土木事務所又は須賀川土木事務所に報告する。

なお、国管理区間については、福島河川国道事務所郡山出張所へ報告する。

イ 洪水のおそれがある旨の通報があったときは、直ちに関係消防分団長に通知するとともに「水防信号」により周知する。

さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

河川名	区域	水防巡視責任者職名	備考
阿武隈川	川 辺	玉川村消防団 川辺分団長	
	蒜 生	玉川村消防団 蒜生分団長	
	小 高	玉川村消防団 小高分団長	
	中	玉川村消防団 中 分団長	
	竜 崎	玉川村消防団 竜崎分団長	

(2) 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、福島県水防信号規則により次のとおり定められている。

- (ア) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (イ) 第2信号 水防団の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (ウ) 第3信号 村の区域内の居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (エ) 第4信号 必要と認める区域内の住民等に避難のため立ち退くことを知らせるもの

区分 方法	警鐘信号			サイレン信号(余いん防止附)				
	第1 信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○—	15秒 休止	5秒 ○—	15秒 休止
第2 信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—
第3 信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約10秒 ○—	5秒 休止	10秒 ○—	5秒 休止	10秒 ○—
第4 信号	乱打			約1分 ○—	5秒 休止	約1分 ○—		
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。							

(3) 水防団等の活動

ア 水防団等の出動

村は、次の事態が発生した場合には、水防法第17条の規定により、水防に関する業務を担う水防団等に出動命令を発し、速やかに非常配備につかせるものとする。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。
- (イ) 所轄河川等が警戒すべき水位に達するなど、治水上の危険が生じたとき。
- (ウ) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。
- (エ) その他地方水防本部からの指示があったとき。

水防団の出動段階

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
第一段階 待 機	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の足止めを行うもの <p>水防団の本部を事務局に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努めるとともに、一般団員は、直ちに次の段階に入れるよう準備する。</p>	おおむね水防に関する気象情報が発せられ、洪水が予想される場合
第2段階 準 備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の準備を通知するもの <p>水防団の本部は、水防資器材の整備・点検、団員の配備計画に当たる。</p> <p>また、ダム・水門等水防上重要な工作物のある箇所及び堤防の巡視等に一部の団員を出動させる。</p>	おおむね、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想される場合
第3段階 出 動	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の活動を通知するもの <p>水防団の団員全員が所定の場所に集合して警戒配備につき、必要に応じ水防活動を実施する。</p>	おおむね河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがある場合
第4段階 解 除	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の終了を通知するもの <p>人員を確認し、水防活動の内容を町に報告の上、解散する。</p>	おおむね水防警報等が解除され、かつ河川が警戒水位以下に減ずるなど、水防上の危険が解消された場合

※ 地震により堤防の漏水、沈下等被害が発生した場合、又はそのおそれが大きな場合は、上記に準じ指令を発するものとする。

イ 水防作業上の留意事項

水防団等は、以下の注意事項に留意し、水防活動を行うものとする。

- (ア) 水防団員は、出動後は部署を遵守すること。
- (イ) 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- (ウ) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、人身を動揺させるような言動はしないこと。
- (エ) 洪水時において堤防に異常が起きる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最

大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまでは慎重に警戒すること。

(カ) 地震後の水防活動については、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置をとるものとする。

(4) 優先通行及び緊急通行

ア 優先通行

水防用に供する緊急用車両が水防法第18条による優先通行を行うときは、所定の標識（昭和24年福島県告示第483号）を掲げるものとする。

イ 緊急通行

水防団等は、水防上緊急の必要がある場合には、水防法第19条の定めに基づき一般の交通の用に供しない道路等を通行することができる。

また、水防上緊急車両が通行する必要があるときには、災害対策基本法第76条各項の定めにより、支障となる車両の通行を制限し、移動させるなど、水防車両の交通を確保することができる。

(5) 被害軽減等の措置

破堤・越水等の甚大な被害が発生し、又はそのおそれがある場合、村は、水防団及び地方水防本部と協力して応急措置を講じ、被害の拡大を最小限にとどめるように努める。

(6) 応援要請等

ア 警察官への援助の要求

水防管理者は、水防法第22条の規定に基づき、石川警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

イ 他の市町村への応援要請

水防管理者は、水防法第23条第1項の規定に基づき、他の水防管理団体に応援を求めることができる。

ウ 民間団体への応援要請

水防管理者は、水防法第24条の規定に基づき、民間団体に応援を求めることができる。
なお、水防活動時における民間団体の応援が円滑に行われるよう、あらかじめ応援体制について民間団体と協定等を定めておくものとする。

(7) 決壊・避難のための立ち退き通報

ア 決壊等の通報

村は、堤防が決壊し、又はこれに順ずる事態が発生した場合には、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を地方水防本部及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体に連絡する。

イ 決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、村及び消防団は、水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

ウ 避難のための立ち退き

村は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住民等に対し、水防法第29条の規定による立ち退き又はその準備を指示することができる。

また、水防対策本部長が指示する場合は、その旨を石川警察署長に通報する。

なお、村は、ハザードマップ等を作成し、予定立ち退き先、経路をあらかじめ定めておくものとする。

(8) 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に水防対策本部長に水防活動報告を報告しなければならない。

村は、水防活動終了後、速やかに水防活動実施要領に基づき水防活動の内容を直ちに県中建設事務所及び石川土木事務所又は須賀川土木事務所に報告する。

8 水門予備閘門の操作

水門及び閘門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

1kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測が継続してCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示の判断に資するため、福島地方气象台と県が共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 県と气象台が共同して作成・発表する情報である。

イ 市町村長が避難情報を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

ウ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には气象台が提供する降雨予測を利用する。

オ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」である。

カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、气象台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報を活用する。

(3) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるとき。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、県と气象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、基準を取り扱う。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合（通常基準に乗じる割合）	8割	7割

イ 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。

(4) 利用に当たっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

ウ 村長が行う避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難情報の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難情報の発令を行う。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。（「本章 第3節 第1 気象情報等の収集・伝達」の「気象情報の伝達系統」による。）

また、県は、土砂災害警戒情報を発表した市町村に対し、県総合情報通信ネットワークの一斉送信等で情報伝達を行う。

(6) 村の情報伝達

村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達するとともに、避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、住民へ避難情報を発令し、迅速かつ的確に伝達する。

2 土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急情報とは

土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国及び県が、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報として市町村に通知する。

(2) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県及び村に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県及び村に通知する。

イ 県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調

査の結果を村に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を村に通知する。

(3) 村の情報伝達

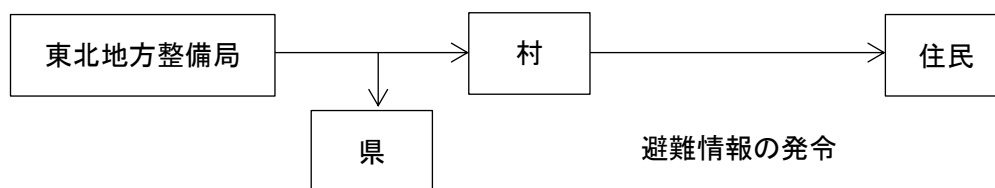
村は、国及び県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難情報発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

住民は、村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、村や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するよう努める。

土砂災害緊急情報の伝達フロー

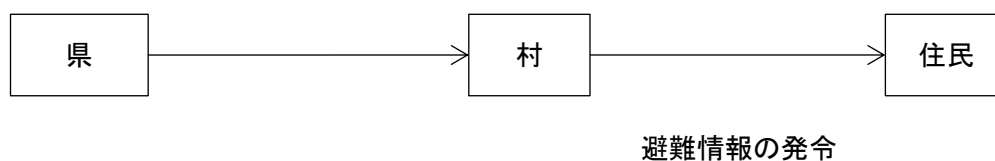
① 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



② 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



3 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

ア 村は、住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、県及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、住民に対する避難の指示及び避難誘導等を実施する。

イ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

村は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防本部、石川警察署、民生委員・児童委員、玉川村社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 土砂災害等の調査

ア 村は、土砂災害等の被災状況を把握するため、国及び県と連携のもと、被災概要調査を実施し、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

なお、重大な土砂災害が想定される場合は、上記2のとおり、緊急調査が実施される。

イ 国及び県は、被災概要調査結果及び状況の推移について、村を含めた関係機関等に連絡する。また、緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として村に通知する。

ウ 村は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移について、関係住民等に伝達する。

(4) 応急対策工事の実施

村は、国及び県と連携のもと、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

応急対策工事の実施に当たっては、ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難の指示等の実施

村は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難の指示及び避難誘導等を実施する。

また、異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第28節 雪害応急対策

[総合対策部、建設対策部、民生対策部]

雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、雪害の拡大防止と被災者の救助救護を実施するとともに、被害の発生を最小限にとどめるため、雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断して速やかに災害応急活動体制を確立し、総合的な雪害対策を実施する。

第1 防災活動体制

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 道路除排雪対策

村は、道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、玉川村建設協力会と道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し、処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

村は、道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

ウ 交通情報の収集及び提供

村は、石川警察署及び各道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行う。

エ 交通規制等

「本章 第14節 第2 交通規制措置」に準じて必要な交通規制を行う。

オ 道路除排雪の実施

村は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

カ 車両の立ち往生への対応

平成26年2月の豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、村は、他の道路管理者と連携のもと、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行う。

キ バス運行の安全対策

バス事業者は、防滑チェーン等を装着して注意運転を行い、状況によっては運行を休止する。

また、雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡をとりつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は、以下に留意し、列車の輸送確保に努める。

ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努める。

イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要の都度運転する。

- ウ 雪崩が発生するおそれのある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生的事前回避に努める。
- エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、各道路管理者及び県警察本部と協議して選定した踏切道は、冬期間自動車の通行を禁止する。
- オ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。

(3) 通信確保対策

村は、以下に留意し、通信の確保に努める。

ア 通信の確保

- (イ) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。
- (ロ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

イ 孤立集落等への情報提供

孤立した集落及び孤立の可能性のある集落などに対し、集落に整備された防災行政無線や衛星携帯電話などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行う。

(4) 電力供給確保対策

村は、以下に留意し、電力供給の確保に努める。

- ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。
- イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、感電事故防止などについて広報活動を行う。

2 被害状況等の収集・報告

村は、「本章 第3節 第2 被害状況等の収集・報告」に基づいて被害調査、報告を行う。

第2 応急活動体制の整備

1 活動体制の整備

村は、「本章 第1節 応急活動体制」及び「本章 第2節 職員の動員配備」に基づいて活動体制を整備する。

2 受援体制の整備

(1) 応援要請

村は、以下に掲げる事項により、本村だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合は、県と協議を行い、雪害対策の応援を要請する。

- ア 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- イ 平年孤立したことの無い集落が交通途絶し、孤立化した場合
- ウ 雪崩発生により、人的被害及び住家被害が発生した場合
- エ 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- オ 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

(2) 職員の派遣要請

村は、必要に応じて県に対し、職員の派遣を要請する。

第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

村は、次の事項について十分計画、調整の上、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。
この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

村は、雪害時において、県、自主防災組織、ボランティア等との情報連絡を密にし、連携作業を行うことで、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第4 避難

1 避難情報の発令、避難誘導等

避難情報の発令、避難誘導等については、「本章 第10節 避難」の定めるところによる。

2 避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の安全確保

- ア 村は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、避難支援等関係者ととともに、避難の支援を行う。
- イ 村は、避難支援等関係者の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。
- ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。
- エ 村は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。
- オ 村は、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じた多言語での避難等の情報伝達に努める。

(2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

[関係各課]

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

災害事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業については、速やかに効果の上がるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道等災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業

- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
 - セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けられるよう努める。

第4 災害復旧事業の実施

村は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携のもと、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2節 被災地の生活安定

[関係各課]

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ・配分

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通じて村に寄託された義援金及び村に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画するものとし、対象は住宅被害(全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下、「公営住宅等」という。)の一時使用に関する計画の立案と実施は、村長が行う。

イ 村は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者

(エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者

(オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行う。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件は問わない。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意して定める。ただし、村内に村営及び県営の公営住宅等が提供される場合、村は、県と協議の上、統一の条件を定める。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに村営住宅条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行う。
- (イ) 村は、自らの公営住宅等では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。
- (ウ) 他市町村から公営住宅等の提供の依頼を受けた場合、村は、自らの公営住宅等に受入可能な住宅がある場合は、村長の承認を受け被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者のうち、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業のあっせん

村長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置について、須賀川公共職業安定所長に要請する。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 須賀川公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され、村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

須賀川公共職業安定所長は、次の措置をとる。

- (1) 証明書による失業の認定
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

6 郵便関係措置等

日本郵便（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

7 生活必需品等の安定供給の確保

県は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

- ア 情報提供
- イ 調査
- ウ 集中出荷
- エ その他の協力

第3 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

1 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) 上記(1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) 上記(3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、上記(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) 上記(3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（支援法施行令第1条第6号）

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は次のとおりである。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（支援法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（支援法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（支援法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（支援法第2条第2号ニ）
- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当程度の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）（支援法第2条第2号ホ）

4 支援法の適用手続き

村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

村長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

5 支援金支給の基準

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（支援法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（支援法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（支援法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（支援法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯（支援法第2条第2号ホ）	—	—

※中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

被害程度	住宅の再建方法	支給額（万円）	
		複数世帯	単数世帯
全壊世帯	建設・購入	200	150
解体世帯	補修	100	75
長期避難世帯	賃借（公営住宅を除く）	50	37.5
大規模半壊世帯	建設・購入	200	150
	補修	100	75
	賃借（公営住宅を除く）	50	37.5
中規模半壊世帯	建設・購入	100	75
	補修	50	37.5
	賃借（公営住宅を除く）	25	18.75

6 支給申請書等の提出

- (1) 支給申請手続き等の説明

村は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

- (2) 書類の発行

村は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

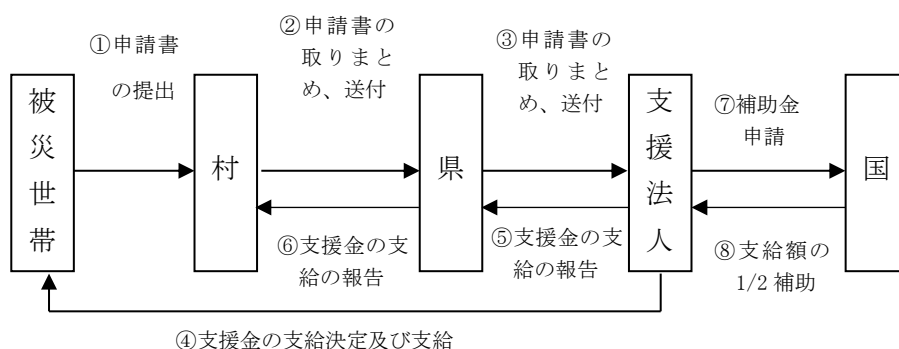
村は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。

県は、村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対して支援金を交付する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第4 災害弔慰金の支給

村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和58年3月18日玉川村条例第7号）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

第5 被災者への融資

1 農林水産業関係

村は、県が天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう実施する措置のあっせんを行い、農林漁業経営の維持・安定を図る。

2 商工関係（中小企業への融資）

村は、県が天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する措置のあっせんを行い、商工業経営の維持・安定を図る。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずる。

3 住宅関係

村は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、独立行政法人住宅金融支援機構から低利で融資を受けるためのあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア 緊急小口資金

玉川村社会福祉協議会及び福島県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

イ 災害援護資金

玉川村社会福祉協議会及び福島県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第6 罹災証明書の交付

村及び石川消防署玉川分署は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、次のとおり罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況を調査して、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。

1 村

村は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずる。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

罹災証明書の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

2 石川消防署玉川分署

火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第7 被災者台帳の作成

村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他村が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 台帳情報の提供
村長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。
 - ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - イ 村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供に関し必要な事項
台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し村長が必要と認める事項

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

[全課、消防団]

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、防災組織体制の万全を期す。

防災組織の整備・充実については、「一般災害対策編 第1章 第1節 防災組織の整備・充実」の定めるところによる。

第2節 防災情報通信網の整備

[総務課]

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講ずる。

防災情報通信網の整備については、「一般災害対策編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めるところによるものとするが、震度情報の収集については、次のとおりとする。

1 県内の地震観測網

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考
1	福島県	計測震度計	84	気象庁の7箇所利用も含め、県内91箇所をネットワーク化
2	気象庁	計測震度計(地震計併用6)	18	
3	防災科学技術研究所	強震計	22	
4	東北大学	地震計(微小地震観測)	9	
5	日本大学	地震計	1	
6	JR東日本	震度計	15	
7	国土地理院	電子基準点	35	
		GPS地殻変動観測施設等	4	
8	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

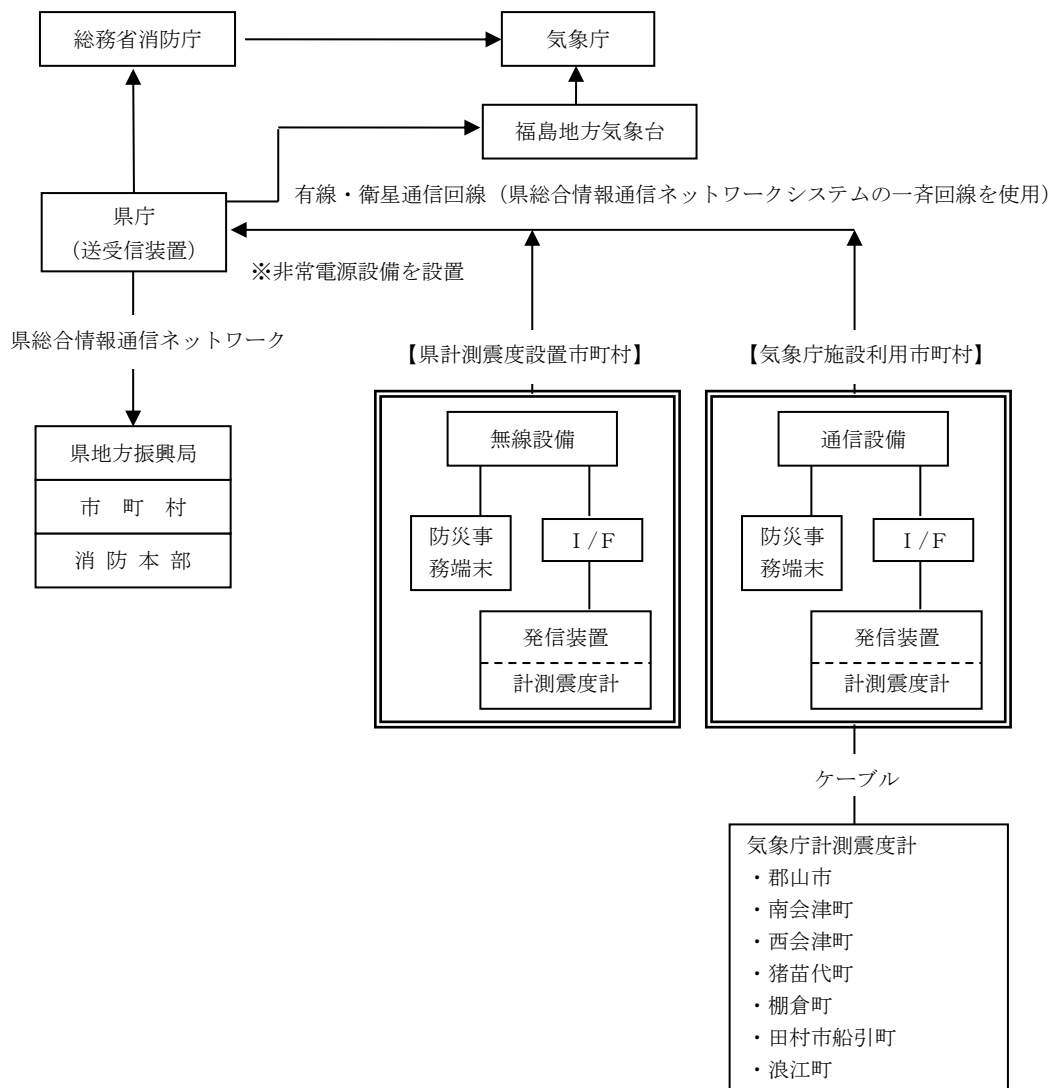
2 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所(郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町)と県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を經由し、総合情報通信ネットワークを通して県の各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信される。

村は、被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用する。

震度情報ネットワークシステムの概要図



第3節 市街地の防災対策

[総務課、地域整備課]

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、更には既成市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 玉川村耐震改修促進計画の策定

村は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容を踏まえて、さらなる耐震化促進の取組を強化するよう、必要に応じて見直しに取り組む。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（耐震化を促進するための環境整備や制度の構築等）
- (2) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (3) 総合的な安全対策により減災化の促進を図るための施策
- (4) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導（耐震診断の実施と報告義務の周知等）

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、村は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

(1) 耐震化に関する住民相談の実施

村は、住民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

(2) 耐震性に関する知識の普及

村は、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を図る。

(3) 建築士会等の協力

村は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

3 被災建築物の応急危険度判定体制の構築

村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うための判定活動体制の構築に

努める。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- (1) 村は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び村防災計画において定められた指定緊急避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

村は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 村は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 村は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) 村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- (4) 村は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

村は、県と連携し、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

ア 防火地域は、原則として容積率400%以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300%以上の区域及び建築物が密集し、又は、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

村は、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

村は、消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防本部と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

村は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に耐震性の確保を図る。

1 防災上重要な建築物の指定

村は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

(1) 防災拠点施設

村役場、須釜行政センター、公民館、道の駅たまかわ（こぶしの里）

(2) 避難施設

村立小中学校、文化体育館、ふれあいセンター

(3) 緊急医療施設

玉川村保健センター

2 耐震診断・耐震化の実施

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物について、「玉川村耐震改修促進計画」に基づき耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果に基づき、耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、耐震化を行うなど耐震性の確保を図る。

3 建築設備の耐震性確保

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図る。

なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

4 ロッカー、書架等の転倒防止対策

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行う。

5 防災拠点施設の整備等

村は、被災地外からの支援物資や人的応援を速やか、かつ的確に受入れ、救援・復旧活動を展開するため、道の駅たまたがわ（こぶしの里）を中心に、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進める。

施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした災害や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育等の施設と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

なお、新たに整備する防災拠点施設には、次に掲げる設備の整備を図る。

- (1) 非常電源設備
- (2) 耐震性貯水槽
- (3) 防災行政無線
- (4) 防災倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）
- (5) 臨時ヘリポート
- (6) 非常用排水設備又は排水槽

第3 防災空間の確保

1 都市公園等の整備

都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

また、国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、村は、県と連携のもと、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 道路の整備

道路は、人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、住民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路、更には防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

村は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。

整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

3 都市空間の利用

道路や都市公園等は村の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、村はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

4 オープンスペースの確保

村は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープン

スペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4 市街地の開発等

1 市街地再開発の推進

村は、県と連携のもと、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地を共同化してオープンスペースを確保するとともに、不燃建築物の建築及び交通広場、街路、公園、緑地等の公共施設の整備を行い、防災性の高い安全で快適な環境の創造に努める。

2 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念されるため、村は、これらの地区を居住環境、都市基盤、都市防火等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なむらづくりを図る。

3 土地区画整理事業の推進

村は、県と連携のもと、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なむらづくりを推進する。

なお、土地区画整理事業の計画は、おおむね次の基準により策定する。

(1) 村施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として5ha以上とする。

イ 施行地区は、都市計画道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時には、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 施行地区が、主要駅付近又は中心市街地にある場合は、交通の円滑化を図るとともに、地震災害時には、避難路や延焼防止帯となる幹線道路、区画道路等を整備する。

エ 施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難場所となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を持った市街地として整備する。

(2) 組合施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として10ha以上とする。

イ 事業施行後、施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用地に供する土地の面積の合計が施行面積のおおむね25%以上となるものとし、防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 都市計画道路（幅員12m以上）を適切に配置する。

第4節 上水道及び下水道災害予防対策

[地域整備課]

上水道、下水処理施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、必要な施策を実施する。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

村は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、村の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図る。

2 応急復旧用資機材の確保

村は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

3 相互応援

村は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者や地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

村は、地震に対する下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じて次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行う。その他の施設については、ある程度の地震被害を想定して、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図るとともに、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。
- (3) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施するとともに、

埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。

- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油、ガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

2 応急復旧用資機材の確保等

村は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに、維持管理記録を一体として整理し、更に優先的に調査する必要がある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

3 要員の確保

村は、応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を推進する。

第5節 道路、橋りょう等災害予防対策

[地域整備課、産業振興課]

日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 村管理の道路及び橋りょう災害予防計画

村は、法面崩壊、土砂崩落、落石等について、次のとおり、法面保護工の設置及び落石防護工の設置を進める。また、老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

なお、事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

1 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

2 橋りょうの整備

(1) 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について（平成8年8月9日付け建設省通知）」に基づき平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について（平成29年7月21日付け国土交通省通知）」を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能3）を実施する。

(2) 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について（平成29年7月21日付け国土交通省通知）」を適用し、建設する。

なお、橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

ア 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

イ 耐震設計に当たっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

第2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

村は、農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、次のとおり、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架替、補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

1 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立して法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

2 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検する。耐震上不十分であれば、補強について県と協議の上、対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替、補強の必要があるため、林道管理者の調査計画により順次実施する。

第3 電線共同溝の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類（電力線、電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、災害時における安全性向上に資する受入施設としての電線共同溝の整備を図る必要があると考えられるが、村における整備率は低い状況にある。

村は、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)福島支店等の事業者と協議の上、電線共同溝の整備を推進する。

第6節 河川等災害予防対策

[地域整備課、産業振興課]

河川等は、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する。

第1 河川管理災害予防対策

村は、国及び県と連携のもと、河川改修について、今後とも計画的に推進する。
また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し、浸水被害に備える。

第2 ダム施設等災害対策

本村の近隣では千五沢ダムの治水機能の補完工事が実施されている。
村は、地域住民の生命と財産を水害から守るため、県との連携を強化する。

第3 ため池施設災害対策

本村におけるため池は、「資料編 ため池箇所」のとおりとなっている。老朽化しているため池もみられ、このような老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。

村は、土地改良事業長期計画のため池等整備事業により、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について重点的に整備を進める。

第7節 地盤災害等予防対策

[地域整備課]

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 土石流災害予防対策

土石流危険渓流では、地震により山腹崩壊等が発生し、渓流内に堆積した土砂が土石流として住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

村は、地震や降雨に伴う土石流による災害から住民の生命と財産を守るため、県と連携のもと、避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者利用施設の保全を重点化した砂防施設整備を推進するとともに、県から提供される土石流危険渓流や砂防指定地、土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料に基づく危険渓流の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、山地災害危険地区についても同様に、県と連携して住民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要とするときには、危険箇所の点検を実施する。

さらに、地震やその後の降雨等により、山腹崩落及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生するおそれがあると想定される集落等に近接する危険渓流について、治山事業の促進を図る。

第2 地すべり災害予防対策

地すべり危険箇所では、地震により地すべりが誘発助長され、住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

村は、地震や降雨に伴う地すべりによる災害から住民の生命と財産を守るため、県と連携のもと、地すべり活動のおそれの大きい区域の地すべり防止施設整備を推進するとともに、県から提供される地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料に基づく危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難対策の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、地すべり等防止法による防止地域の指定を推進し、地すべり対策事業の促進を図る。

第3 急傾斜地災害予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所では、地震より地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

村は、地震や降雨に伴うがけ崩れによる災害から住民の生命と財産を守るため、県と連携のもと、避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者利用施設の保全を重点化した急傾斜地崩壊防

止施設整備を推進するとともに、県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料に基づく危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、山地災害危険地区についても同様に県と協力し、住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施する。

さらに、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、治山事業の促進を図る。

第4 造成地の災害予防対策

村は、県と連携のもと、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

造成地における基準等

区 分	内 容
災害危険区域等の扱い	災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。
人工がけ面の安全措置	宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。
軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。
消防水利の設置	宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。
設計者の資格	一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。
小規模造成地の扱い	宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第5 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、村、県及び国と十分な連絡調整を図る。

第6 二次災害予防対策

村は、県と連携し、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第8節 火災予防対策

[総務課、地域整備課、消防団]

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する。

「一般災害対策編 第1章 第4節 火災予防対策」の定めるところによるものとするが、地震に対する出火防止対策、及び消防水利の整備については、次のとおりとする。

1 出火防止対策

(1) 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、村は、消防本部と連携し、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及・啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気ブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及・啓発を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

村は、消防本部と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

2 消防水利の整備

村は、県の指導のもと、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準の達成に努める。

第9節 積雪・寒冷対策

[地域整備課、産業振興課]

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定されたため、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、村は、玉川村建設協力会と、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し、積雪・寒冷対策の確立に努める。

1 道路交通の確保

地震発生時には、村や県と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、村は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（雪崩予防柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

(1) 防災体制の充実

村は、各道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び村道）の整合性がとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

また、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の充実に努める。

(2) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

村は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的な麻痺により、孤立する集落が発生することが考えられるため、村は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

第2 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

2 積雪期における避難路・避難場所の確保

村は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

第3 寒冷対策の推進

1 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、村はストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第10節 緊急輸送体制の整備

[総務課]

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

緊急輸送体制の整備については、「一般災害対策編 第1章 第6節 緊急輸送体制の整備」の定めるところによる。

第11節 避難対策

[総務課、健康福祉課、教育委員会、公民館、消防団]

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

避難対策については、「一般災害対策編 第1章 第7節 避難対策」の定めるところによる。

第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

[健康福祉課]

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

医療（助産）救護・防疫体制の整備については、「一般災害対策編 第1章 第8節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めるところによる。

第13節 物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備

[総務課、健康福祉課、産業振興課、農業委員会、地域整備課]

住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、住民は、「最低3日間・推奨1週間分」の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備については、「一般災害対策編 第1章 第9節 物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備」の定めるところによる。

第14節 防災教育

[総務課、教育委員会、消防団]

地震による災害発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、日頃から地震防災対策を進める。

なお、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取組を充実させることが重要である。

このため、住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及・啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努める。

防災教育については、「一般災害対策編 第1章 第10節 防災教育」の定めるところによる。

第15節 防災訓練

[総務課、消防団]

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮する。

防災訓練については、「一般災害対策編 第1章 第11節 防災訓練」の定めるところによる。

第16節 自主防災組織の整備

[総務課、産業振興課]

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要となる。

自主防災組織の整備については、「一般災害対策編 第1章 第12節 自主防災組織の整備」の定めるところによる。

第17節 要配慮者予防対策

[健康福祉課]

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難誘導等の防災体制の整備に努める。

要配慮者予防対策については、「一般災害対策編 第1章 第13節 要配慮者予防対策」の定めるところによる。

第18節 ボランティアとの連携

[健康福祉課、玉川村社会福祉協議会]

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対する受入れ、調整等を行うための体制の整備を図る。

なお、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮する。

ボランティアとの連携については、「一般災害対策編 第1章 第14節 ボランティアとの連携」の定めるところによる。

第19節 危険物施設等災害予防対策

[総務課、住民税務課]

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

危険物施設等災害予防対策については、「一般災害対策編 第1章 第15節 危険物施設等災害予防対策」の定めるところによる。

第20節 災害時相互応援協定の締結

[総務課、産業振興課]

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面で企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

災害時相互応援協定の締結については、「一般災害対策編 第1章 第16節 災害時相互応援協定の締結」の定めるところによる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

[全部]

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び村防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

応急活動体制については、「一般災害対策編 第2章 第1節 応急活動体制」の定めるところによるものとするが、地震発生時における災害対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

1 設置基準

本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長へ連絡するとともに、配備体制をとる。

- (1) 玉川村又はその周辺において震度6弱以上を観測したとき。
- (2) 玉川村又はその周辺において震度5弱、5強を観測し、村内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで村長が必要と認めたとき。
- (3) 気象庁の発表にかかわらず、村内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで村長が必要と認めたとき。

なお、設置基準「(1) 玉川村又はその周辺において震度6弱以上を観測したとき」に該当する場合は、災害対策本部を自動的に設置する。

2 解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

第2節 職員の動員配備

[全部]

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておくものとする。

職員の動員配備については、「一般災害対策編 第2章 第2節 職員の動員配備」の定めるところによるものとするが、地震発生時における職員の動員配備については、次のとおりとする。

地震発生時における職員の動員配備基準

配備区分	指揮	配備体制	配備時期
災害対策本部設置前	警戒配備 総務課長	<p>各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。</p> <p>○初動処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整 ・火災など二次災害の状況と見通しの状況把握 ・被害状況の収集・伝達 ・その他必要事項 	<p>① 玉川村又はその周辺で震度4の地震が観測されたとき。</p> <p>② その他必要により村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。</p>
災害対策本部設置後	第一非常配備 本部長	<p>発生災害に関係する各部各班の長は、所要人員を配置して情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。</p> <p>また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 〔災害対策本部体制〕</p>	<p>① 玉川村又はその周辺で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。</p> <p>② その他必要により村長が当該配備を指令したとき。</p>
	第二非常配備	<p>災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。〔災害対策本部体制〕</p>	<p>① 玉川村又はその周辺で震度6弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>③ その他必要により村長が当該配備を指令したとき。</p>

第3節 地震災害情報の収集・伝達

[全部]

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ確実に伝達する。

また、県下に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであるため、迅速かつ的確に行う。

地震災害情報の収集・伝達については、「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」の定めるところによるものとするが、地震情報の受理伝達については、次のとおりとする。

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度3以上	○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	○震度3以上	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	○震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	○震度5弱以上	○観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 ○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(2) 福島地方気象台の情報の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき(群発地震等)。
- ウ 特に発表が必要と認めたとき。

(3) その他

福島地方気象台は、福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなど、防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要等を地震解説資料として発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達システムにより迅速かつ的確に伝達する。
- イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、村、防災関係機関に伝達する。
- ウ 村は、地震情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示等の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

- ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 村は、県及び福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努める。
- エ 村は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線(戸別受信機を含む)等により、住民等への伝達に努めるものとする。また、市町村は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、

対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

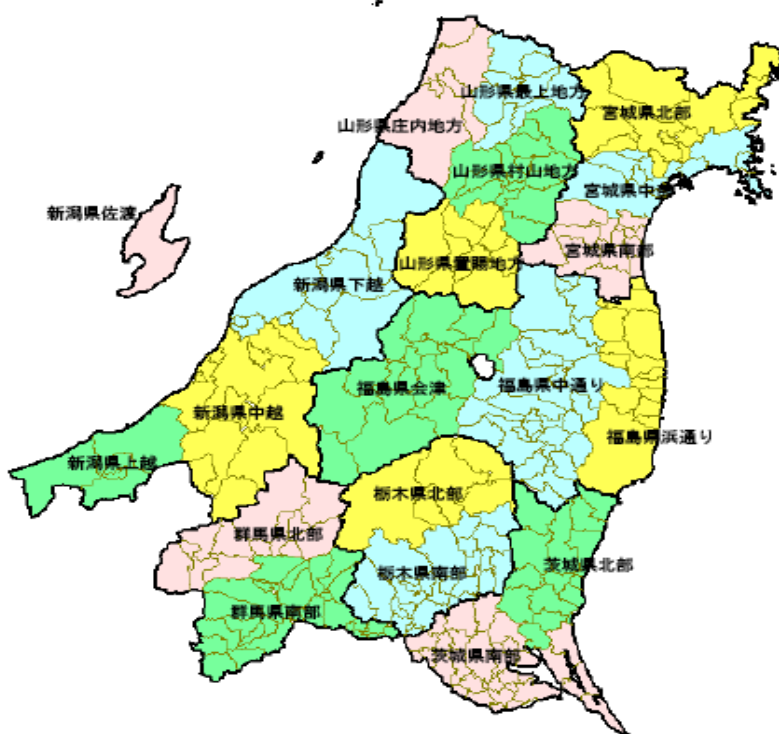
2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

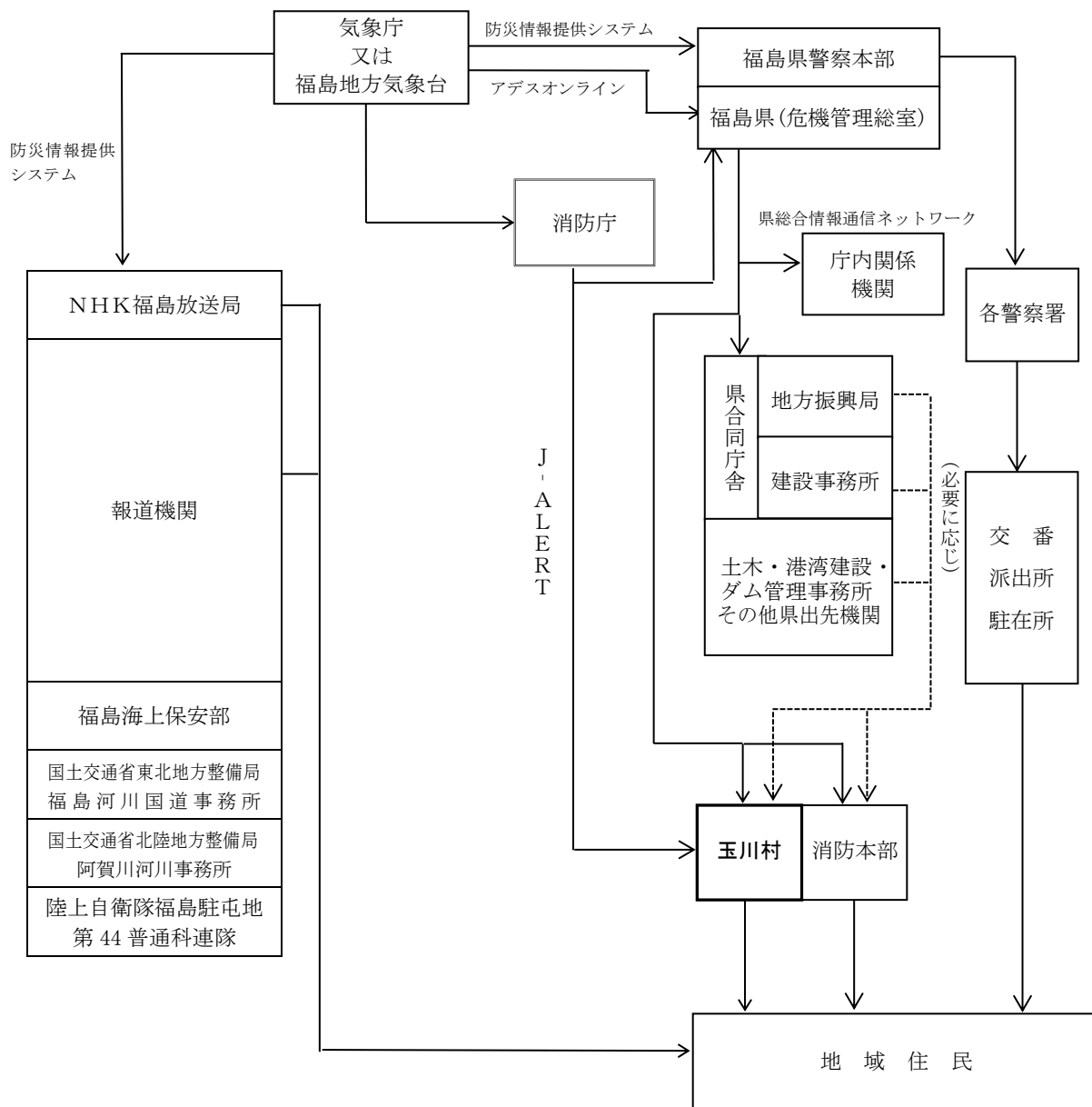
震度の地域名称（福島県の陸域）



福島県及び隣県の陸域の震央地名



地震情報等伝達系統図



3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。

第4節 通信の確保

[総合対策部]

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

通信の確保については、「一般災害対策編 第2章 第4節 通信の確保」の定めるところによる。

第5節 相互応援協力

[総合対策部]

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、防災関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

相互応援協力については、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めるところによる。

第6節 災害広報

[総合対策部]

災害時において、住民等及び防災関係機関に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するため、災害発生後速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して広報活動を展開する。

災害広報については、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めるところによる。

第7節 消防活動

[本部事務局、消防団]

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、村は、消防本部及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となることから、自主防災組織等の活動体制の整備に努める。

第1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し、総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮して有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、

河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防団は、消防本部と連携をとりながら次のような活動を行う。

なお、消防団の組織体制、動員配備等については、「一般災害対策編 第2章 第26節 第1 組織体制」の定めるところによる。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでの間や消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難の指示等がなされた場合には、住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 応援要請

村長又は消防長は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

また、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣やヘリコプターを使用する消防活動の応援を要請する。

第8節 災害救助法の適用等

[総合対策部]

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

災害救助法の適用等については、「一般災害対策編 第2章 第7節 災害救助法の適用等」の定めるところによる。

第9節 救助・救急

[民生対策部、警備消防部（消防団）]

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出る事が予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織は、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行う。

救助・救急については、「一般災害対策編 第2章 第8節 救助・救急」の定めるところによる。

第10節 自衛隊災害派遣

[総合対策部]

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動を実施する。

自衛隊災害派遣については、「一般災害対策編 第2章 第9節 自衛隊災害派遣」の定めるところによる。

第11節 避難

[総合対策部、民生対策部、警備消防部（消防団）]

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は、相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導を実施する。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっているため、こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等については特に配慮する。

なお、「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

避難については、「一般災害対策編 第2章 第10節 避難」の定めるところによる。

第12節 避難所の設置・運営

[総合対策部、民生対策部、文教対策部]

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、災害の状況に応じ、あらかじめ指定した避難所を開設し、適切に運営する。

避難所の設置・運営については、「一般災害対策編 第2章 第11節 避難所の設置・運営」の定めるところによる。

第13節 医療（助産）救護

[民生対策部]

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療（助産）救護活動を実施する。

医療（助産）救護については、「一般災害対策編 第2章 第12節 医療（助産）救護」の定めるところによる。

第14節 道路の確保（道路障害物除去等）

[総合対策部、建設対策部]

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うため、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 選定基準

「一般災害対策編 第1章 第6節 第1 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

2 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線（本村における指定はなし。）の3つに大別される。

第2 資機材の確保

村は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図る。

また、村内建設業者等の関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、県等と調整を図る。

第3 道路開通作業の実施

1 村は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、他の道路管理者と連携し、第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。

また、必要に応じ災害復旧用応急組立橋による復旧を行う。

2 村は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて開通作業を実施する。

3 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

第15節 緊急輸送対策

[総合対策部、建設対策部]

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

緊急輸送対策については、「一般災害対策編 第2章 第13節 緊急輸送対策」の定めるところによる。

第16節 災害警備活動及び交通規制措置

[総合対策部、警備消防部（消防団）]

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、関係機関との連携のもとに、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動を行う。

災害警備活動及び交通規制措置については、「一般災害対策編 第2章 第14節 災害警備活動及び交通規制措置」の定めるところによる。

第17節 防疫及び保健衛生

[民生対策部]

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、更に災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

防疫及び保健衛生については、「一般災害対策編 第2章 第15節 防疫及び保健衛生」の定めるところによる。

第18節 廃棄物処理対策

[総合対策部、建設対策部]

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、更に被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

廃棄物処理対策については、「一般災害対策編 第2章 第16節 廃棄物処理対策」の定めるところによるが、震災によるがれき処理については、次のとおりとする。

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、更には地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等大量の廃棄物（がれき）が発生することが想定される。

村は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35t、非木造1.20tを目安とする。

2 がれき処理体制の確保

がれきの処理については、原則として村又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 がれき処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、村はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておくものとする。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、村外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県と連携のもと、広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるため、村は、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関に対し、指導する。

特に石綿については、村及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

村及び県又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第19節 救援対策

[民生対策部、産業対策部、建設対策部]

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体として、村が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

救援対策については、「一般災害対策編 第2章 第17節 救援対策」の定めるところによる。

第20節 被災地の応急対策

[総合対策部、建設対策部]

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため、金融機関による応急金融措置を実施する。

被災地の応急対策については、「一般災害対策編 第2章 第18節 被災地の応急対策」の定めるところによる。

第21節 応急仮設住宅の供与等

[建設対策部]

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して応急仮設住宅を供与することなどにより、一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の供与等については、「一般災害対策編 第2章 第19節 応急仮設住宅の供与等」の定めるところによる。

第22節 死者の捜索、遺体の処理等

[総合対策部、民生対策部、警備消防部（消防団）]

災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

死者の捜索、遺体の処理等については、「一般災害対策編 第2章 第20節 死者の捜索、遺体の処理等」の定めるところによる。

第23節 生活関連施設の応急対策

[総合対策部、建設対策部]

上下水道、電気、LPガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

生活関連施設の応急対策については、「一般災害対策編 第2章 第21節 生活関連施設の応急対策」の定めるところによるものとする。

第24節 道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対策

[総合対策部、建設対策部、産業対策部]

地震発生時には、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、関係機関と連携のもと、対策を講ずる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 村管理道路の応急対策計画

村は、地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、石川警察署との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(1) 応急対策

ア 村の区域内の道路の被害について、速やかに県に報告するほか、障害物の除去や被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。なお、応急復旧の実施に当たっては、状況に応じて、他の道路管理者、石川警察署、消防本部及び自衛隊と協力して必要な措置をとる。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(2) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

2 主要農道、主要林道応急対策計画

農道・林道管理者は、地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに、緊急度に応じて復旧する。

(1) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 交通の確保

所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(2) 交通規制

通行が危険な農道については、石川警察署と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

また、通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設応急対策

(1) 応急対策

村は、地震による被害を軽減するため、次の活動体制を確保し、水防活動を実施するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

また、村が実施する応急復旧活動について、必要に応じ、県に技術的援助及び調査の要請を行う。

ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

イ 水門、樋門等に対する遅滞のない操作

ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

エ 他市町村との間における相互の協力及び応援体制

(2) 復旧計画

ア 村は、地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 村は、被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

2 砂防施設等応急対策

村は、地震後の点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や県と協力し、応急対策に努める。

3 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに村に報告をする。

また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止するほか、村長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、次のとおり、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

なお、社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

1 応急対策

重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。

また、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

2 村役場等の応急修理

(1) 被害状況の把握

役場等の被害状況を速やかに調査し、関係主管機関に報告する。

(2) 応急修理

軽易な被害については、役場等管理責任者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合、関係主管部は総合対策部と協議の上、修理を行う。

なお、必要に応じ、建設対策部の応援を得るものとする。

(3) 仮設庁舎の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し必要により仮設庁舎を建設する。

第25節 文教対策

[文教対策部]

災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、応急対策計画を定め、災害時における応急対策を実施する。

文教対策については、「一般災害対策編 第2章 第22節 文教対策」の定めるところによる。

第26節 要配慮者対策

[民生対策部]

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想されるため、「一般災害対策編 第2章 第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

要配慮者対策については、「一般災害対策編 第2章 第23節 要配慮者対策」の定めるところによる。

第27節 ボランティアとの連携

[民生対策部]

村内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想されるため、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

ボランティアとの連携については、「一般災害対策編 第2章 第24節 ボランティアとの連携」の定めるところによる。

第28節 危険物施設等災害応急対策

[総合対策部、警備消防部（消防団）]

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

危険物施設等災害応急対策については、「一般災害対策編 第2章 第25節 危険物施設等災害応急対策」の定めるところによる。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

[関係各課]

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

施設の復旧対策については、「一般災害対策編 第3章 第1節 施設の復旧対策」の定めるところによる。

第2節 被災地の生活安定

[関係各課]

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

被災地の生活安定については、「一般災害対策編 第3章 第2節 被災地の生活安定」の定めるところによる。

第4編 事故対策編

第1章 航空災害対策計画

[関係各課(部)]

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、村が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急、復旧対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによるものとする。

第1節 航空災害予防対策

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

村は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合を想定し、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

3 捜索、救助・救急及び医療(助産)救護

村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

村は、消防本部と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 防災訓練の実施

村は、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等と相互に連携して、消火、救助・救急等についての、より実践的な防災訓練を実施する。

第2 要配慮者対策

村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、県、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 航空災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

1 福島空港事務所（空港管理者）のとりべき措置

福島空港事務所は、福島空港及び空港周辺（以下、この計画において「福島空港等」という。）において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画 5 連絡通報体制」に定める、福島空港緊急時通報連絡表により通報・連絡する。

2 県及び県警察本部（石川警察署）のとりべき措置

- (1) 県は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 航空災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。
- (4) 県及び県警察本部（石川警察署）は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行う。

3 村及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 村及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 航空災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。
- (2) 村及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－6 航空災害」により連絡する。

4 東京航空局福島空港出張所のとりべき措置

東京航空局福島空港出張所は、航空災害の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、「別図 航空災害情報伝達系統」により防災関係機関に通報するとともに、災害を最小限にとどめるよう努める。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 村は、航空災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

- (2) 消防本部は、航空災害の規模が本村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し、応援を要請する。
- (3) 県は、大規模な航空災害が発生し、村から応援要請があり、必要があると認められるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

3 自衛隊の災害派遣

村は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

県は、航空災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

また、国の空港事務所長等法令で定める者は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1) 福島空港等における航空災害の場合

次によるほか、福島空港等以外における航空災害の場合の場合に準ずるものとする。

ア 福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生した場合、速やかに被害状況を把握し、必要に応じて「福島空港消火救難対策実施要領」及び「福島空港消防救急業務実施要領」に基づき、救助・救急活動を行うとともに、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出、消火が行われるよう協力する。また、医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。

イ 村、消防本部、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合及び須賀川市は、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、県と連携のもと、迅速に救助・救出を行う。

ウ 東京航空局福島空港出張所は、航空機事故に係る火災が発生したときは、消防機関等の協力を得て消防活動を実施する。航空機事故が発生したときは、状況に応じ、空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

(2) 福島空港等以外における航空災害の場合

ア 県警察本部（石川警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、福島海上保安部と連携し、航空機、船舶等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行う。

イ 村は、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

ウ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

2 消火活動

(1) 福島空港等における航空災害の場合

次によるほか、福島空港等以外における航空災害の場合に準ずるものとする。

ア 福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生した場合は、速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに、消防機関と連携協力して消火活動を行う。

イ 村、消防本部、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合及び須賀川市は、県と連携のもと、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、迅速に消火活動を行う。

(2) 福島空港等以外における航空災害の場合

ア 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 県は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

ウ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

なお、福島空港等において航空災害が発生した場合には、「福島空港緊急時計画 6 出動・アクセス体制」に基づき、交通規制等を実施する。

第5 災害広報

村、県、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し、適切に広報するなどの必要な措置を講ずる。

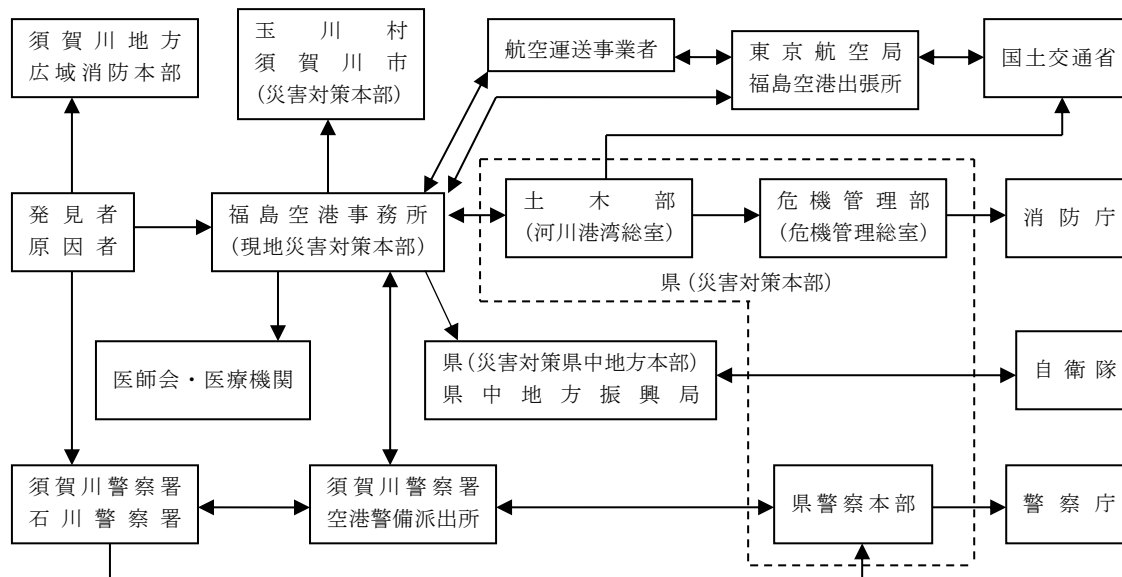
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 航空災害復旧対策

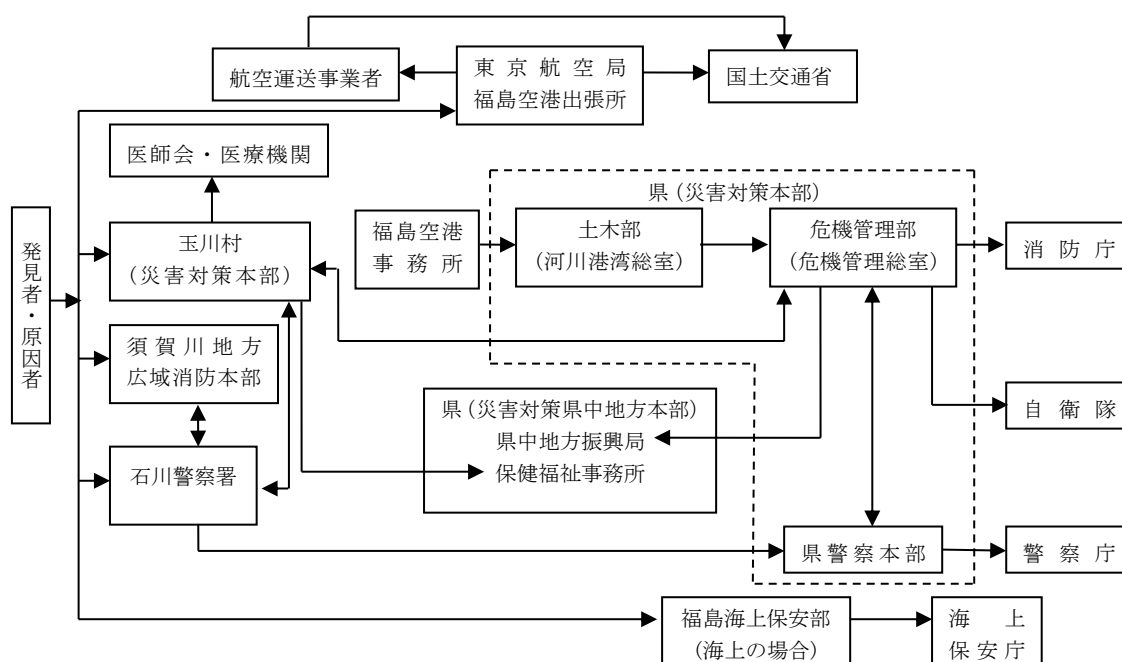
村域において航空災害が発生した場合、村は、防災関係機関と相互に連携し、迅速かつ的確に被災現場の復旧作業を行う。

別図 航空災害情報伝達系統

① 福島空港等における航空機事故



② 福島空港等以外の地域における航空機事故



※この図(1、2)の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

第2章 鉄道災害対策計画

[関係各課(部)]

この計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、村が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急、復旧対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによるものとする。

第1節 鉄道災害予防対策

第1 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

村は、県、他の道路管理者、鉄道事業者等と連携し、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

村は、鉄道災害における応急対策に万全を期するため、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

3 救助・救急及び医療(助産)救護

村は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防機関及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

村は、消防本部と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 防災訓練の実施

村は、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、鉄道事業者、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのより実践的な防災訓練を実施する。

第3 要配慮者予防対策

村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、県、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 鉄道災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

1 鉄道事業者のとりべき措置

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「別図 鉄道災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び県警察本部（石川警察署）のとりべき措置

- (1) 県は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 鉄道災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。
- (4) 県及び県警察本部（石川警察署）は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行う。

3 村及び防災関係機関のとりべき措置

村及び防災関係機関は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 鉄道災害情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

なお、村及び消防本部から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 村は、鉄道災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 消防本部は、鉄道災害の規模が本村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。
- (3) 県は、鉄道災害が発生し、村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

3 自衛隊の災害派遣

村は、鉄道災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 鉄道事業者は、消防本部、県警察本部（石川警察署）等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施する。
- (2) 村は、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (3) 消防本部は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (4) 県警察本部（石川警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

- (1) 鉄道事業者は、消防本部等の防災関係機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (3) 県は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。
- (4) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導

鉄道事業者は、旅客及び住民等の避難誘導を実施する。

第6 災害広報

村、県、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。

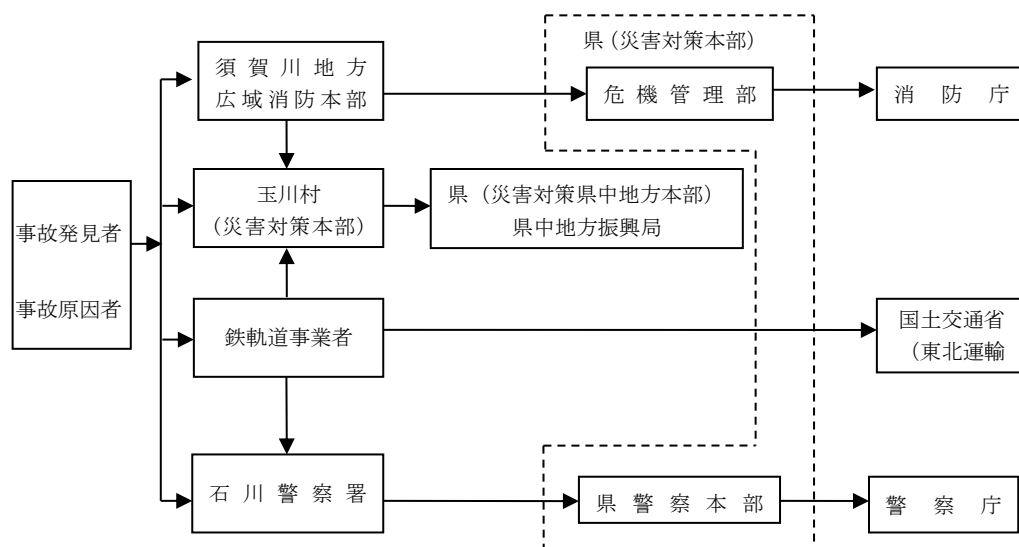
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 鉄道災害復旧対策

鉄道事業者は、村、県及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用して迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援する。また、可能な限り復旧予定時期を明示する。

なお、復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図 鉄道災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

第3章 道路災害対策計画

[関係各課(部)]

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、村が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急、復旧対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによるものとする。

第1節 道路災害予防対策

第1 道路交通の安全のための情報の充実

村は、他の道路管理者及び県警察本部（石川警察署）と連携のもと、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

第2 道路施設等の整備

村は次のとおり、管理する道路施設等の整備を図る。

- (1) 道路のパトロール等により道路施設等の点検を行い、現況把握に努める。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 村は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。
- (2) 村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

村は、道路災害における応急対策に万全を期すため、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講

ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

村は、消防本部等と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の流出時における防除活動

村は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

6 防災訓練の実施

村は、大規模災害を想定し、県、他の道路管理者、防災関係機関、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についての、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

村は、他の道路管理者と連携のもと、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策

村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、県、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 道路災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「別図 道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び県警察本部（石川警察署）のとりべき措置

- (1) 県は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たる。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。
- (4) 県及び県警察本部（石川警察署）は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行う。

3 村及び防災関係機関のとりべき措置

村及び防災関係機関は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 道路災害情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

なお、村及び消防本部から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要ない人員、資機材等の確保に努める。
- (2) 村は、道路災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。
- (3) 消防本部は、道路災害の規模が本村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

- (4) 県は、道路災害が発生し、村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

3 自衛隊の災害派遣

村は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

県は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 道路管理者は、消防本部、県警察本部（石川警察署）等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力する。
- (2) 村は、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (3) 消防本部は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (4) 県警察本部（石川警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

- (1) 道路管理者は、消防本部等の防災関係機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (3) 県は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。
- (4) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防本部、県警察本部（石川警察署）、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (2) 県警察本部（石川警察署）は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに

に、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

第7 災害広報

村、県、道路管理者及び防災関係機関は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。

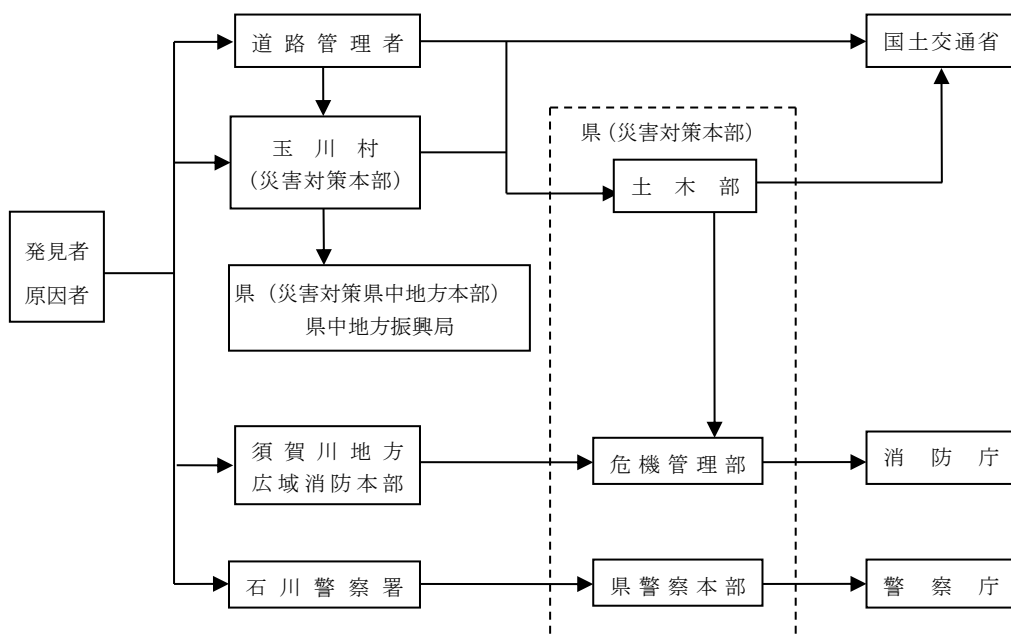
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 道路災害復旧対策

道路管理者は、村、県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。また、可能な限り復旧予定時期を明示する。

なお、復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図 道路災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4章 危険物等災害対策計画

[関係各課(部)]

危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、村及び危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この章において「事業者」という。）が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急、復旧対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによるものとする。

第1節 危険物災害予防対策

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物等施設の安全性の確保

事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

また、村は、県及び消防本部と連携し、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底を図ることにより、施設の安全性の確保に努める。

1 危険物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。

(2) 村のとりべき措置

村は、県及び消防本部の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危

危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図る。

また、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

2 高圧ガス

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

3 毒物・劇物

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

4 火薬類

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

(1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

(2) 村は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

(2) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

4 消防力の強化

(1) 事業者のとるべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物の種類に対応した化学消

火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携強化を図る。

(2) 村のとるべき措置

村は、消防本部と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

(1) 村は、消防本部、事業者等と連携し、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(2) 村は、関係機関と連携し、水質事故（油や毒物流出等）等の影響を把握するため、環境モニタリング設備及び体制の整備を行うとともに、平常時からデータの収集等を行う。

6 避難対策

村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるなど、必要な措置を講ずる。

7 防災訓練の実施

村は、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのより実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

村は、県及び防災関係機関と連携し、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者予防対策

村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、県、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 危険物等災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「別図 危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 県及び県警察本部（石川警察署）のとりべき措置

- (1) 県は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 危険物等災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、村及び関係機関との連絡調整に当たる。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。
- (4) 県及び県警察本部（石川警察署）は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行う。

3 村及び防災関係機関のとりべき措置

村及び防災関係機関は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努めるとともに、「別図 危険物等災害情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

なお、村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

また、事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 相互応援協力

- (1) 村は、危険物等災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。
- (2) 消防本部は、危険物等災害の規模が本村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認

められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

- (3) 県は、大規模な危険物等災害が発生し、村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。
- (4) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

3 自衛隊の災害派遣

村は、危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊に災害派遣の要請を求めるものとする。

県は、危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 災害の拡大防止

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防本部、県警察本部（石川警察署）等の防災関係機関と連携を密にするとともに、関係法等の定めるところにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

2 村、県、消防本部等のとりべき措置

村、県、消防本部等は、関係法等の定めるところにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 村は、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防本部は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

- (1) 消防本部、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。
- (3) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第6 危険物の流出に対する応急対策

1 事業者、消防本部、県警察本部（石川警察署）等のとるべき措置

事業者、消防本部及び県警察本部（石川警察署）等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 村及び県のとるべき措置

村及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、環境モニタリングの結果を受け、水質事故（油や毒物流出等）等による環境の悪化が認められる場合は、関係機関と協力して必要な措置を講じ、危険物の流出による二次災害の防止に努める。

第7 避難

1 避難誘導

村は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

村、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

第8 災害広報

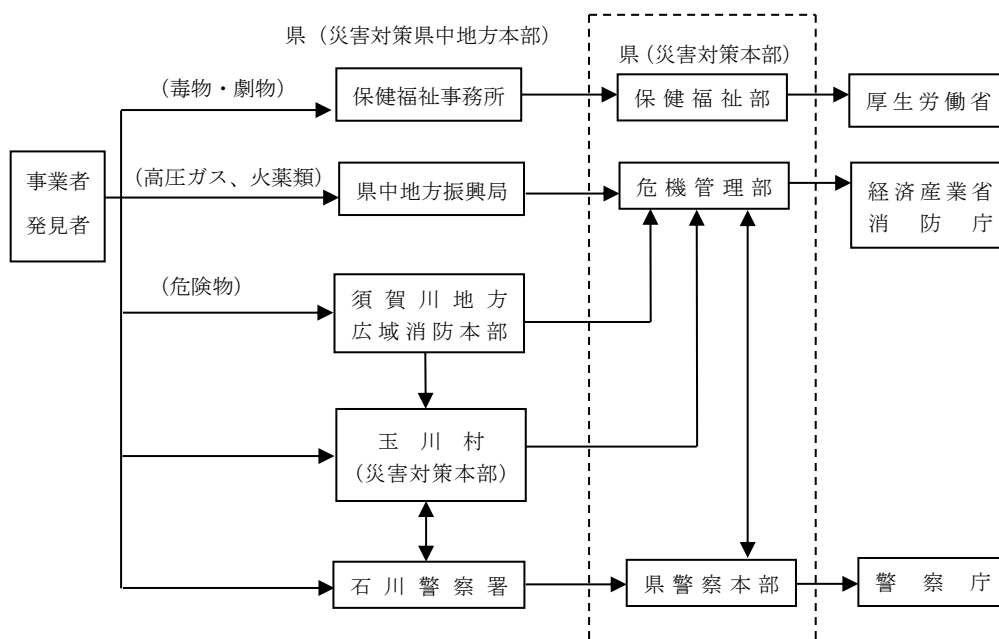
村、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 危険物等災害復旧対策

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図 危険物等災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第5章 林野火災対策計画

[関係各課(部)]

火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、村及び石川地方森林組合が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急、復旧対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによるものとする。

第1節 林野火災予防対策

第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災に強い地域づくり

- 1 村は、県と協議し、その地域の特性に配慮した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。
- 2 石川地方森林組合等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。
- 3 村は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、県及び消防本部と連携し、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防の警戒体制の強化等を行う。

第3 林野火災防止のための情報の充実

村は、林野火災防止のため、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、県及び福島地方气象台と連携の上、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

村は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合を想定し、県及び防災関係機関と連携して、

隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

(1) 村は、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。

(2) 村は、消防本部と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 避難対策

村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるなど、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

村は、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのより実践的な防災訓練を実施する。

第5 防災知識の普及・啓発

村は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

第6 要配慮者予防対策

村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、県、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 林野火災応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

1 県及び県警察本部（石川警察署）のとりべき措置

- (1) 県は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 林野火災情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。また、県は、必要に応じて林業関係機関及び林業関係団体に通報する。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、村及び関係機関との連絡調整に当たる。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。
- (4) 県及び県警察本部（石川警察署）は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行う。

2 村及び防災関係機関のとりべき措置

村及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 林野火災情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

なお、村及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—1 林野火災」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

また、林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防本部、県警察本部（石川警察署）等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

2 相互応援協力

- (1) 村は、林野火災の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 消防本部は、林野火災の規模が本村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。
- (3) 県は、大規模な林野火災が発生し、村等から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い本村のみによっては消火できないと判断したと

きは、村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示する。

3 自衛隊の災害派遣

村は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊に災害派遣の要請を求めるものとする。

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 村は、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防本部は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

- (1) 村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防本部等と連携の上、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。
 - ア 出動部隊の出動区域
 - イ 出動順路と防御担当区域（地況精通者の確保）
 - ウ 携行する消防機材及びその他の器具
 - エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
 - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - カ 応急防火線の設定
 - キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
 - ク 交代要員の確保
 - ケ 救急救護対策
 - コ 住民等の避難
 - サ 空中消火の要請
 - シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」（資料編に掲載）を参照）
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (3) 県は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

また、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材の中で、村等へ貸付ける。
- (4) 被災地以外の市町村は、村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

- (5) 関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し、火災の拡大防止に努める。

第4 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第5 避難

1 避難誘導

村は、林野火災の延焼により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

村、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

3 森林内の滞在者

村、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

第6 災害広報

村、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第7 二次災害の防止

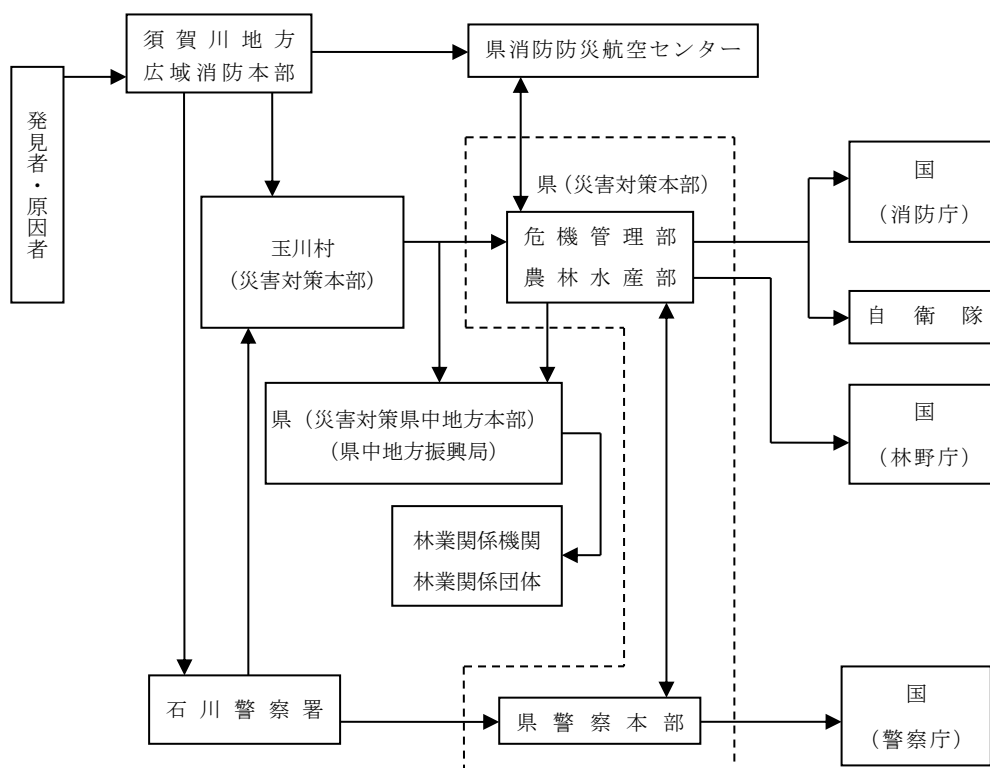
- 1 村、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。
- 2 村及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。なお、応急対策は、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。
- 3 村は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3節 林野火災復旧対策

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

また、村は、必要に応じ国及び県と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

別図 林野火災情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第6章 大規模な火事災害対策計画

[関係各課(部)]

住宅の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるも。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによるものとする。

第1節 大規模な火事災害予防対策

第1 災害に強いむらづくりの形成

1 災害に強いむらの形成

村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

(1) 市街地の整備

村及び県(都市総室)は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

(2) 防災空間の整備

村及び県(都市総室)は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

(3) 建築物の不燃化の推進

村及び県(都市総室、建築総室)は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

2 火災に対する 建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

村、県(危機管理総室)、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

村、県(危機管理総室)、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、医院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指

導し、防火管理体制の強化に努める。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 村、県（建築総室）は、旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

イ 消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 気象情報の収集及び伝達

村及び県（危機管理総室）は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

(1) 村長は、県（危機管理総室）を通じて、福島地方気象台からの「火災気象通報」を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その村の区域内に在る者は、須賀川地方広域消防組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

村は、大規模な火事災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合を想定し、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

村は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

(1) 村は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置

に努める。

- (2) 村は、消防本部と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 避難対策

村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるなど、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

村は、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのより実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

村は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第6 要配慮者予防対策

村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、県、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 大規模な火事災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

1 県及び県警察本部（石川警察署）のとりべき措置

- (1) 県は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 大規模火事災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、村及び関係機関との連絡調整に当たる。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たる。
- (4) 県及び県警察本部（石川警察署）は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行う。

2 村及び防災関係機関のとりべき措置

村及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 大規模火事災害情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

なお、村及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 村は、災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。
- (2) 消防本部は、災害の規模が大きく、本村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。
- (3) 県は、大規模な火事災害が発生し、村等から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。また、火災の拡大に伴い本村のみによっては消火できないと判断したときは、村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示する。

3 自衛隊の災害派遣

村は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊に災

害派遣の要請を求めるものとする。

県は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 村は、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防本部は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

- (1) 村は、大規模な火事災害がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防本部等と連携の上、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。
 - ア 出動部隊の出動区域
 - イ 出動順路と防御担当区域（地況精通者の確保）
 - ウ 携行する消防機材及びその他の器具
 - エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
 - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - カ 応急防火線の設定
 - キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
 - ク 交代要員の確保
 - ケ 救急救護対策
 - コ 住民等の避難
 - サ 空中消火の要請
 - シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」（資料編に掲載）を参照）
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (3) 県は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。
また、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材の中で、村等へ貸付ける。
- (4) 被災地以外の市町村は、村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第5 避難

1 避難誘導

村は、大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

村、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

第6 災害広報

村、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。

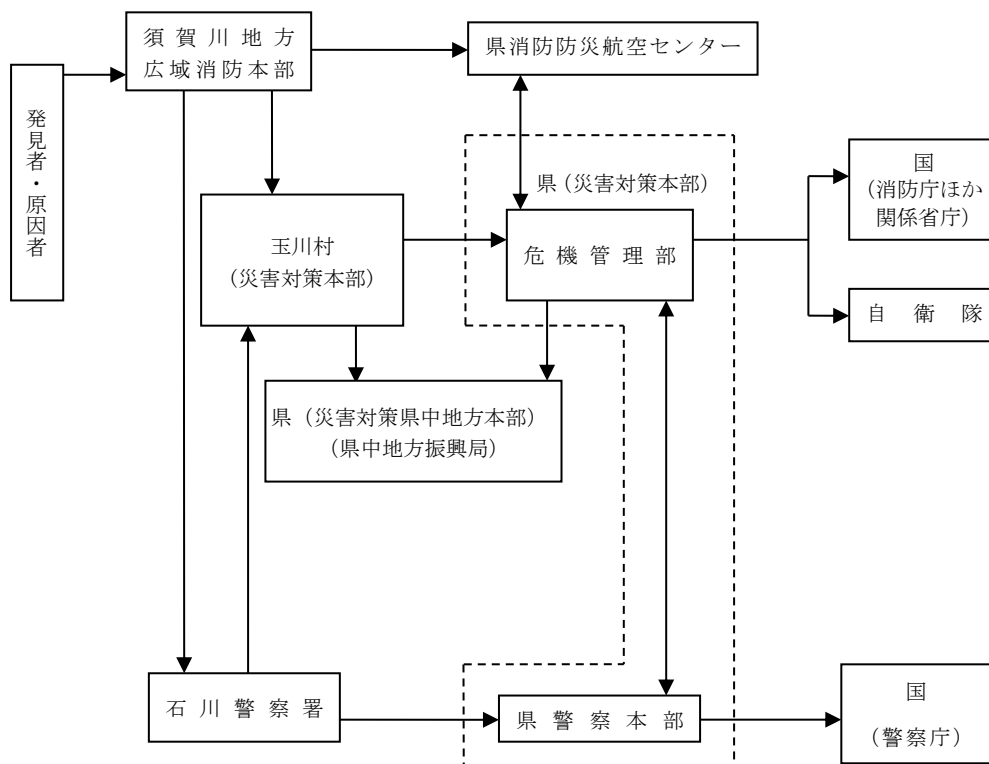
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 大規模な火事災害復旧対策

村、県（危機管理総室）及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援する。

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図 大規模火事災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第7章 原子力災害対策計画

[関係各課(部)]

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置計画等に基づき、廃炉作業が進められる原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に対し、住民等への情報提供、他市町村からの避難者等の受入れ等必要な対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによるものとする。

第1節 原子力災害事前対策

第1 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲

1 重点区域の設定範囲

県防災計画（原子力災害対策編）において定められている、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策を重点的に実施すべき区域（以下「重点区域」という。）を含む市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は次のとおりであり、以下、重点区域に含まれる市町村を「関係市町村」という。

重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	—	原子力施設からおおむね半径5kmを目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

2 重点区域以外の市町村における対応

本村は、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域には含まれていないが、県は、県防災計画において、重点区域以外の区域についても、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくこととしている。

- (1) 情報収集及び市町村への情報提供
- (2) 緊急時モニタリングの実施
- (3) 住民等に対する健康相談等の実施
- (4) その他必要な事項

重点区域外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定されるため、村は、国及び県からの指導等に基づき、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入れなど、原子力災害発生時に必要となる事項を定めた計画を作成する。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 通報連絡者名簿等の整備

村は、連絡・指導を行うべき施設等を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速かつ的確に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

- (2) 通信手段の整備

村は、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努める。

2 環境放射線モニタリング協力体制等の整備

村は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、国、県及び事業者が整備する、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等による測定結果等の情報収集に努める。

また、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努める。

3 緊急輸送活動体制の整備

村は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(福島空港等から現地までの先導体制等)について、県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

また、村の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるとともに、県及び県警察本部(石川警察署)と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

4 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害時においては、市町村間を越えた広域避難が想定されることから、村は、県が作成する広域避難計画に基づき、村外からの避難者の受入体制を整備するなど広域避難の要請を受けた場合の措置について検討する。

第3 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 体制及び設備等の整備

村は、地震等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、村有施設等への連絡体制及び防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図る。

2 住民相談窓口の設置等

村は、県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくとともに、健康に不安を持つ住民等に対する健康相談等の実施体制についても検討する。

3 要配慮者等への広報体制の整備

村は、県と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制及び設備等の整備に努める。

4 多様な広報媒体の活用

村は、インターネットホームページ、携帯電話への緊急速報メール及びツイッターなどのソーシャルメディア等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第4 原子力防災に関する知識の普及・啓発

村は、国、県等と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

特に、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を普段から提供しておくものとする。

- ①放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ②原子力発電所の概要に関すること。
- ③原子力災害とその特性に関すること。
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- ⑦要配慮者の支援に関すること
- ⑧避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段等）
- ⑨原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑩避難所での運営管理、行動等に関すること。
- ⑪安定ヨウ素剤の服用に関すること。
- ⑫その他必要と認める事項

また、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる者に対して、国、県等が実施する研修を積極的に活用し、原子力防災に関する事項の習熟を図るとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

第5 要配慮者対策

村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、県、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 原子力災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

1 通報連絡系統

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、情報収集事態、警戒事態、原災法第10条及び第15条に基づく事象が発生した場合並びに県モニタリングポストにより $5\mu\text{Sv/h}$ を観測した場合における緊急時の通報連絡系統は、「別図1 通報連絡系統(情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合)」及び「別図2 通報連絡系統(県モニタリングポストにより $5\mu\text{Sv/h}$ を観測した場合)」のとおりである。

2 村等に対する情報提供

県は、村、消防本部等に対し、原災法第10条に基づく原子力事業者からの特定事象の通報、同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡し、重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。

村は、これにより連絡を受けた場合、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮する。

3 関係機関への連絡

村は、県から原子力災害に関する連絡を受けた情報について、必要に応じ、速やかに関係機関へ伝達する。

第2 活動体制の確立

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 緊急時モニタリングへの協力等

緊急時モニタリングセンター(原子力規制委員会)は、重点区域外の住民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間放射線量率の測定を行うこととしており、測定結果については、県総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付されることとなっている。

村は、緊急時モニタリングセンター(原子力規制委員会)等の協力要請に基づき、緊急時環境放射線モニタリング活動に対して必要な情報提供や測定等における協力を行う。

第4 住民等に対する情報の伝達と広報

1 住民等への情報伝達

住民等への情報伝達は、県がテレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めることとなっている。

村は、県からの指示等に基づき、防災行政無線等を通じて住民等へ情報を提供する。

2 住民相談窓口の設置等

村は、県と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置し、人員の配置等体制を確立する。

なお、窓口を設置した場合は、窓口の所在地、電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、インターネット等により、速やかに住民等に周知する。

第5 避難等への対応

1 屋内退避及び避難等の実施

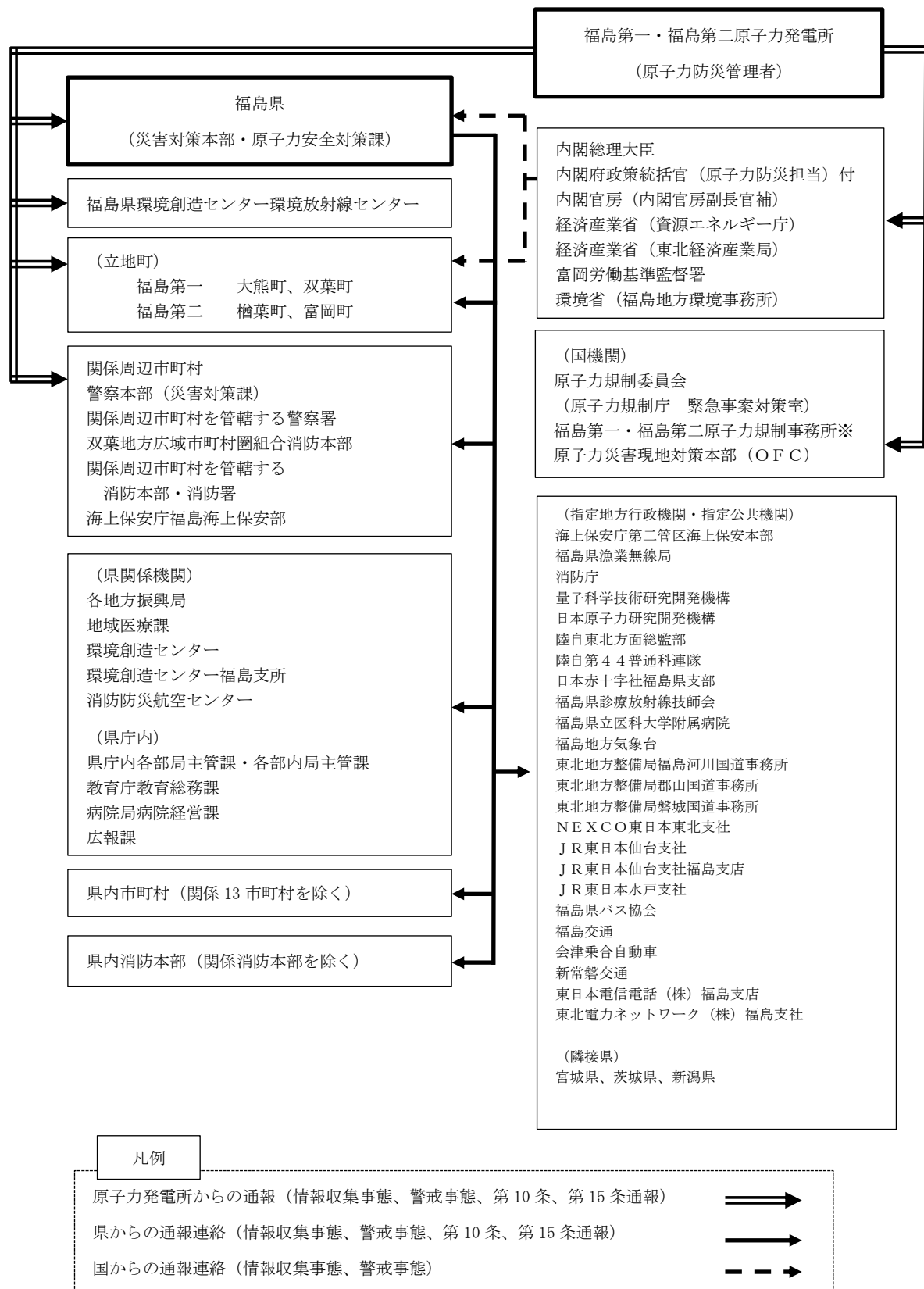
本村も関係市町村と同様の対応が必要となった場合、村は、県防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国及び県の指示のもと、必要な措置をとる。

2 広域避難者等の受入れ

村は、県からの避難者の受入要請があった場合、村が指定する避難所の中から、受入れに必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行う。

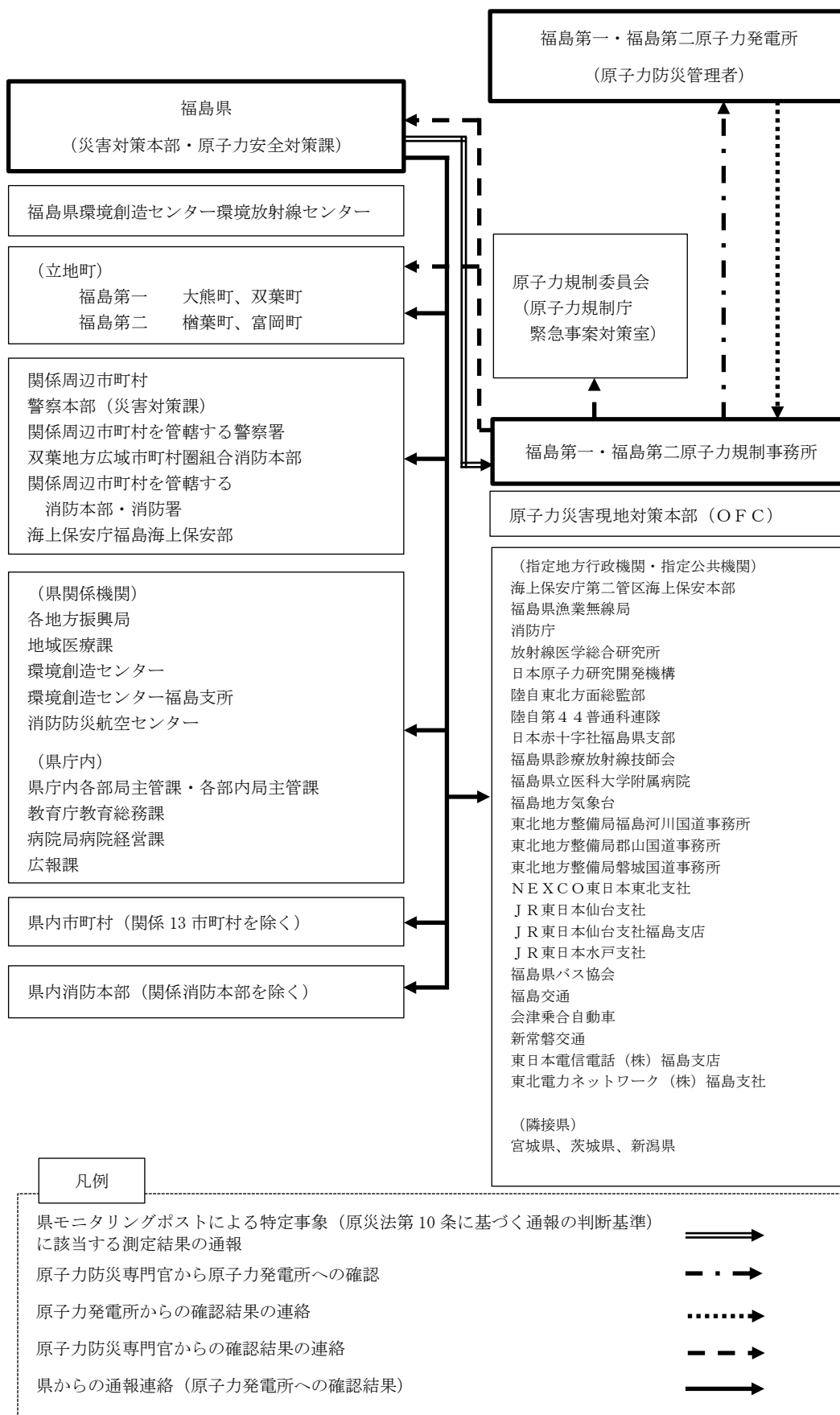
また、広域避難者の受入受諾後、避難者の受入れを行うことを防災行政無線等により住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等へ協力を求める。

別図1 通報連絡系統（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

別図2 通報連絡系統（県モニタリングポストにより5μSv/hを観測した場合）



第3節 原子力災害中長期対策

第1 緊急事態解除宣言後の対応

1 放射性物質による環境汚染への対処

村は、国及び県からの指示に基づき、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

2 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

村は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、県が原子力事業者その他関係機関と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

第2 被災地の生活安定

1 災害地域住民に係る記録等の作成

避難及び屋内退避の措置をとった場合、村は、住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 被災者等の生活再建等の支援

村は、「一般災害対策編 第3章 第2節 被災地の生活安定」の定めるところにより、被災者等の生活再建等の支援を行う。

3 風評被害等の影響の軽減

村は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

4 心身の健康相談体制の整備

村は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。